

やいた創生未来プラン

矢板市総合計画

矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略

目 次

はじめに.....	1
矢板市の概要	2
矢板市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン.....	3
第1章 人口ビジョンの目的と位置づけ.....	4
第2章 人口動向の分析.....	4
1. 人口の経年変化.....	4
2. 人口の現状と動向.....	5
3. 住民意識.....	18
第3章 人口の将来展望.....	27
1. 矢板市の将来人口推計と分析.....	27
2. 人口の変化が社会・経済に与える影響の分析.....	33
3. 人口の将来展望.....	34
矢板市総合計画.....	37
計画策定の趣旨・目的	39
1. 計画策定の趣旨・目的.....	39
2. 計画の目標年次.....	39
3. 計画の構成と期間.....	39
基本構想	40
第1章 矢板市の現状と将来.....	40
第1節 矢板市の特性.....	40
第2節 現状と将来の展望.....	42
第2章 人口フレーム.....	44
第3章 矢板市の将来像.....	45
第1節 めざす矢板市の姿.....	45
第2節 まちづくりの基本方針.....	46
第3節 まちづくりの基本姿勢.....	47
第4節 まちづくりの重点項目.....	48
第4章 将来都市構造.....	51
第1節 整備方針.....	51
第2節 将来都市構造.....	52

基本計画	55
施策体系表	55
「総合計画」と「総合戦略」の相関関係.....	56
【重点項目1】時代に即した産業を振興するまちづくり.....	57
【政策1】時代に即した商工業を振興するまちをめざします。	58
【政策2】持続可能な農林業を振興するまちをめざします。	60
【政策3】自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちをめざします。 ...	62
【重点項目2】災害に強いまちづくり.....	65
【政策1】豊かな自然を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。	66
【政策2】気候変動に適応した、災害に強いまちをめざします。	68
【重点項目3】未来社会を切り拓くひとづくり.....	71
【政策1】未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちをめざします。	72
【政策2】すべての人が生涯成長できるまちをめざします。	74
【重点項目4】健幸なまちづくり.....	81
【政策1】安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。	82
【政策2】医療や支援の輪が充実した健幸なまちをめざします。	84
【重点項目5】安心快適なまちづくり.....	91
【政策1】すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちをめざします。	92
矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	97
第1章 目的と位置づけ.....	99
1. 総合戦略の目的と位置づけ.....	99
2. 総合戦略の基本目標.....	100
第2章 総合戦略の方向.....	101
1. 施策の体系.....	101
2. 基本目標別の具体的施策.....	102
【基本目標1】安定した雇用をつくるとともに、安心して働けるようにする	102
【基本目標2】来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる.....	104
【基本目標3】多世代を支援する	106
【基本目標4】安心して快適に暮らすことができる 活力ある地域をつくる	108
【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する	110
【横断的な目標2】新しい時代の流れを力にする	111
効果検証.....	113

はじめに

矢板市の概要

(1) 位置

矢板市は、栃木県の北東部、東京圏から北に約100km、県都宇都宮市から約30kmのところに位置しています。市の北側は那須塩原市、東側から南側には大田原市とさくら市、西側は塩谷町に接しています。

(2) 交通

主要な公共交通施設として、東北自動車道が市の南北を縦貫しており、片岡地区に矢板インターチェンジがあり、令和3年3月には、泉地区に矢板北スマートインターチェンジを整備しました。そして、国道4号と、主要地方道矢板那須線が東北自動車道とほぼ並行に走り、東京圏と東北地方や那須塩原地方を結んでいます。

矢板地区の市街地に隣接して、国道461号が東西に走り、日光方面と大田原や茨城・福島方面とを繋げています。また、JR東北新幹線と東北本線（通称：宇都宮線）が南北を縦貫し、矢板駅と片岡駅の2駅があります。

これら公共交通の施設が市街地近接部にあり、機能拡充の整備も着実に進められていることなど、交通の利便性が高い都市です。

(3) 地勢

市の総面積は約170km²で、北部は日光国立公園の一部である山林が連なり、中心部から南部一体は肥沃な関東平野の一部として、宅地や農地等に利用されています。

気候は雪の少ない内陸型気候で、一年を通じ寒暖の差が大きく、四季折々の豊かな自然を感じることができます。地質や地理的な立地条件等から、大規模な風水害など自然災害の発生件数も少ないなど災害に対して比較的安全性の高い都市です。

(4) 変遷

矢板市は、古くは「しおのや」とよばれ、奈良時代から平安時代初期にかけての大和文化と山岳仏教の北限の地であったといわれています。また、市内各所の高台からは、先史時代の遺跡・埋没品が出土するほか、古墳群や集落跡の分布が極めて多いなど、古い時代から多くの人が居住した痕跡がうかがえます。

明治22年市町村制実施により「矢板村」、「泉村」、「片岡村」が生まれ、同28年、「矢板村」は町制を施行し「矢板町」となりました。昭和29年、「矢板町」は「旧野崎村大字沢、成田、豊田」を編入、翌30年に「矢板町」、「泉村」、「片岡村」が合併し「矢板町」となりました。そして、昭和33（1958）年11月1日、「矢板町」は市制を施行し現在の「矢板市」が誕生しました。

矢板市まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン

第1章 人口ビジョンの目的と位置づけ

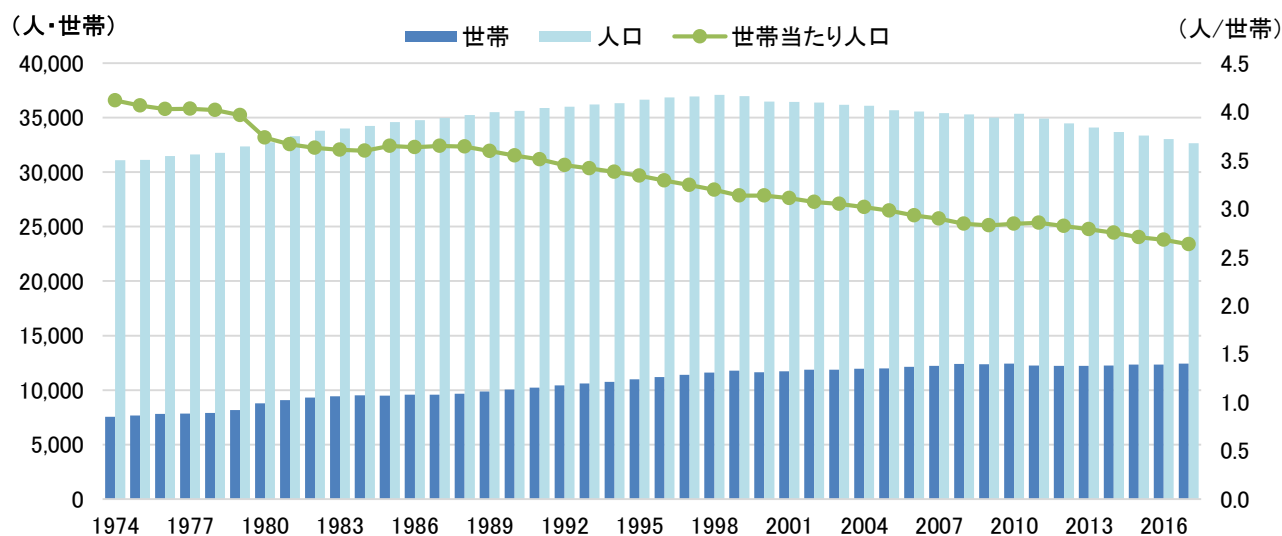
人口ビジョンは、矢板市における人口の現状分析から、矢板市が抱える問題・解決すべき課題を明確にすることにより、それらの問題課題について市民の認識の共有を図るとともに、人口の将来展望とめざすべき将来の方向性を示すことを目的としています。

矢板市における人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」の主旨を勘案し、矢板市の現状を踏まえ、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を立案する上で重要かつ基礎的なものと位置づけます。

第2章 人口動向の分析

1. 人口の経年変化

矢板市の人口は、市制施行とともに増加してきましたが、1998（平成10）年ごろの約37,000人をピークに緩やかな減少傾向にあります。一方、世帯数は、ひとり暮らしや核家族の増加等による世帯当たり人口の減少により、増加傾向にあります。



資料：国勢調査、推計人口

2. 人口の現状と動向

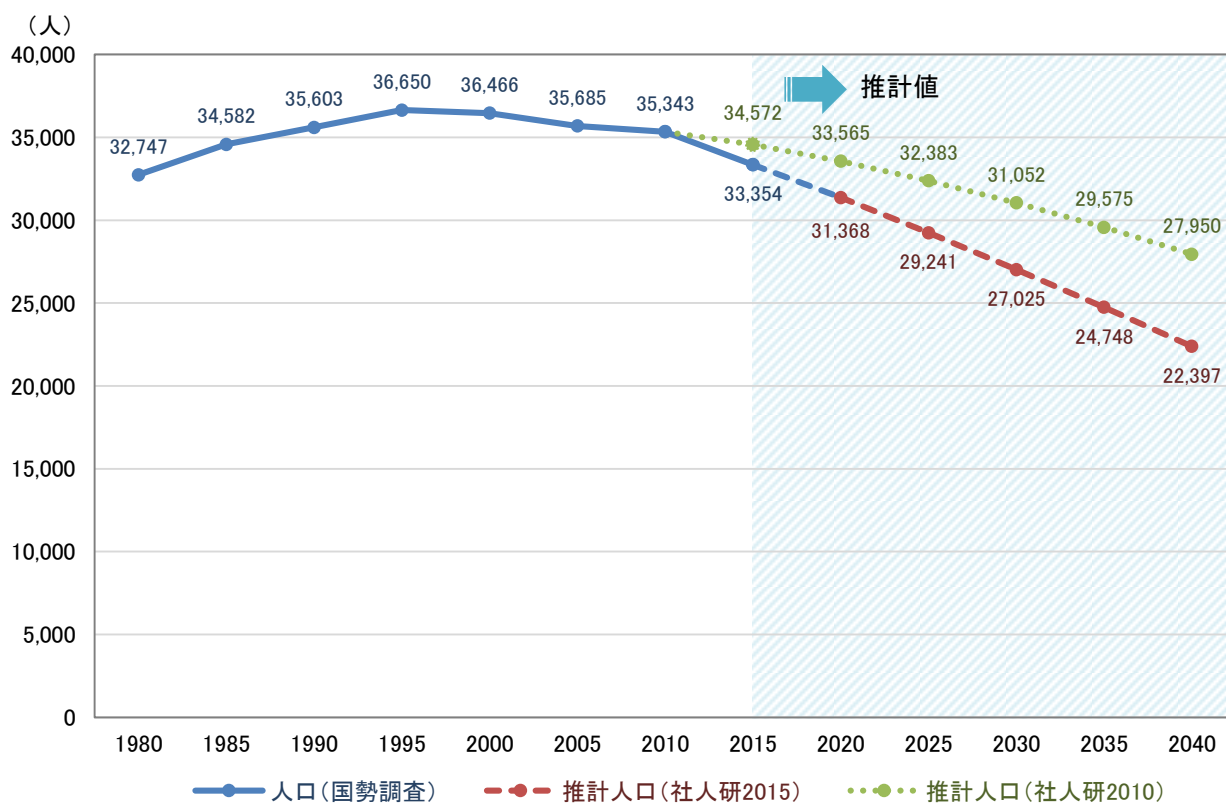
(1) 矢板市の人口の経年変化の把握・分析

① 総人口の推移

国勢調査による人口の推移をみると、矢板市の人口は1995（平成7）年まで増加していましたが、その後は減少傾向に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計値を前回推計（2010年）と比較すると、2010（平成22）年から2015（平成27）年の人口の減少幅が前回推計よりも大きかったことが今回推計値に影響を及ぼし、2040（令和22）年の人口は前回推計では約28,000人となっていますが、今回推計では約22,000人となっています。

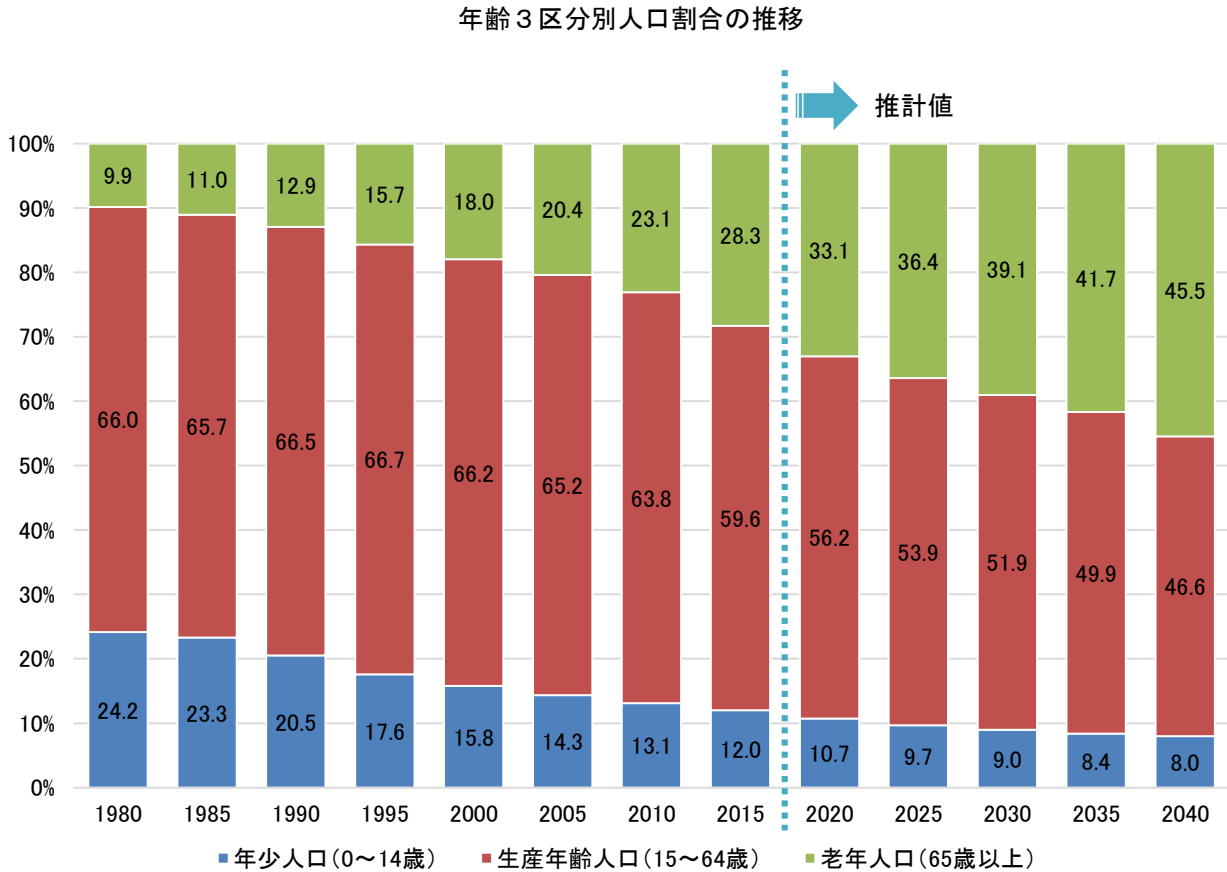
総人口の推移



実績値は国勢調査、推計値は「人口動態分析・将来人口推計のためのワークシート」（社人研推計準拠）より作成

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別の人口割合の推移をみると、2000（平成12）年に老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回り、その後も少子高齢化の傾向が続き、2015（平成27）年は老年人口（28.3%）が年少人口（12.0%）の2倍以上となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、老年人口は2020（令和2）年に30%、2035（令和17）年に40%を超え、2040（令和22）年には45.5%となることが予測されています。



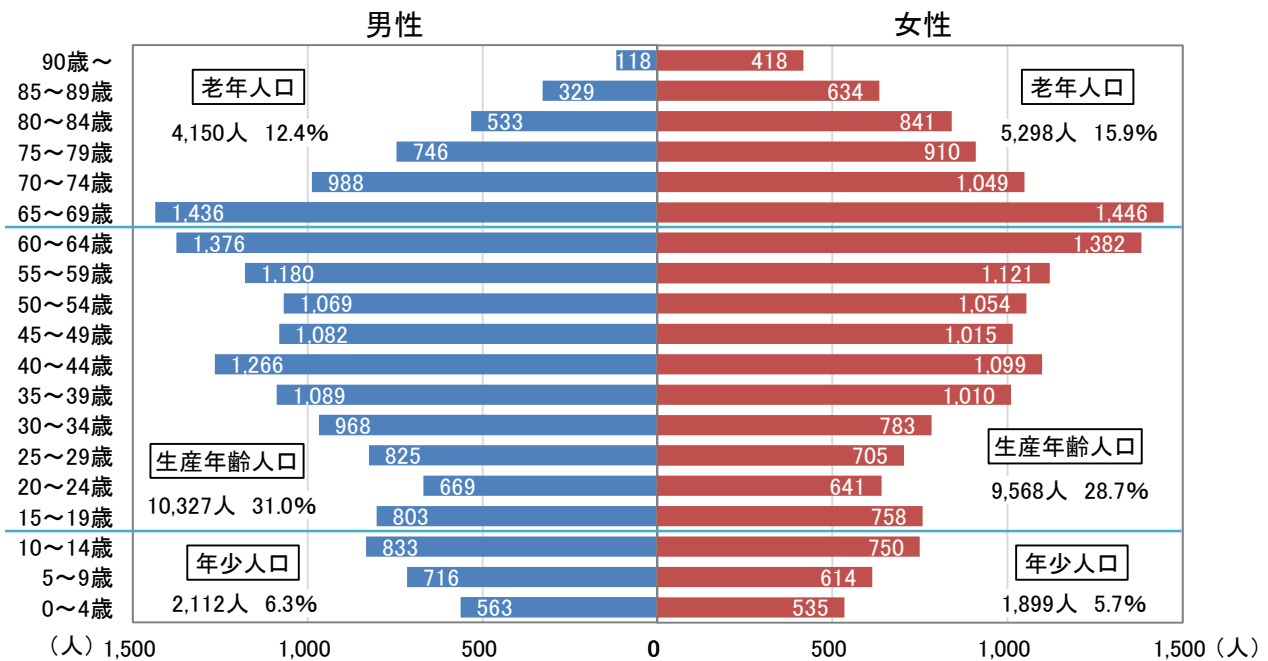
実績値は国勢調査、推計値は「人口動態分析・将来人口推計のためのワークシート」（社人研推計準拠）より作成

③ 人口ピラミッドの変化

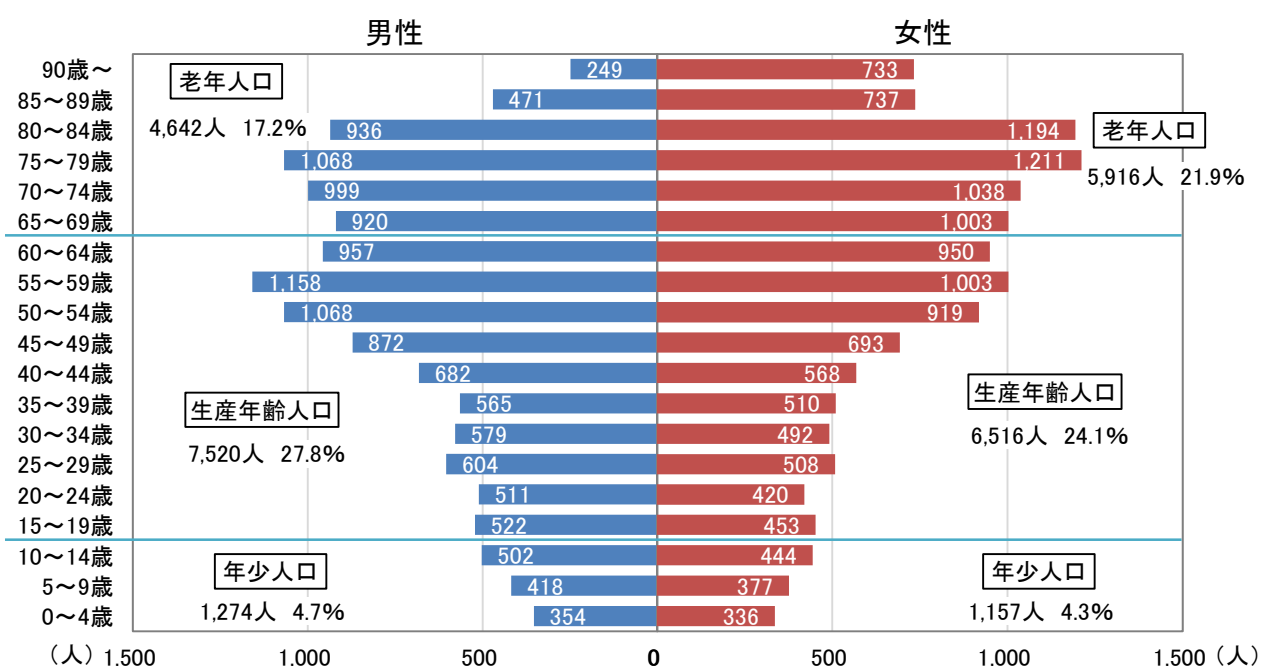
矢板市の年代別人口構成を、2015（平成27）年、2030（令和12）年、2040（令和22）年の3つの時期の人口ピラミッドから分析すると、15歳から49歳までの年齢層の減少が続き、急激な少子高齢化の傾向が続くことがわかります。

2015（平成27）年は男女ともに60代が最も多く、その子ども世代である40代前後の層が次いでおり、その年代がそのままスライドすることにより、2030（令和12）年には50～84歳、2040（令和22）年には男性60代及び女性60代以上がボリュームゾーンである高齢化社会となることが予測されています。

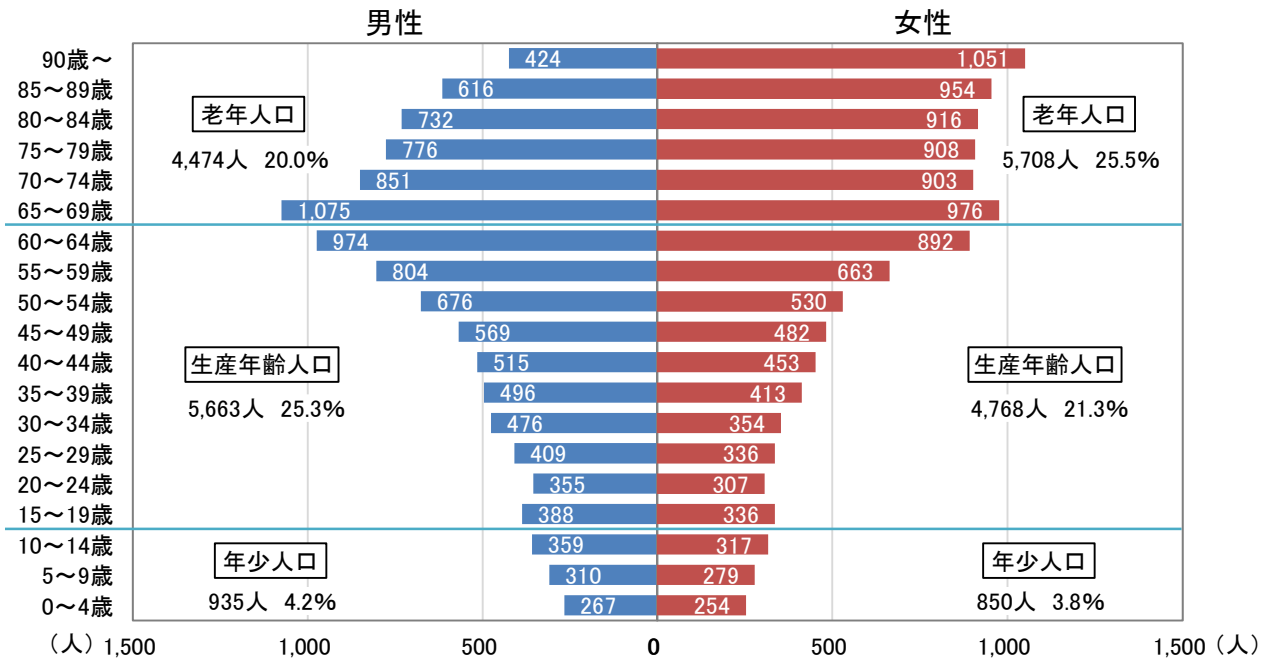
人口ピラミッド（2015（平成27）年）



人口ピラミッド（2030（令和12）年）



人口ピラミッド（2040（令和22）年）



実績値は国勢調査、推計値は「人口動態分析・将来人口推計のためのワークシート」（社人研推計準拠）より作成

④ 社会増減・自然増減の推移

矢板市の出生数・死亡数と、転入数・転出数のデータをもとに、総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響を分析します。

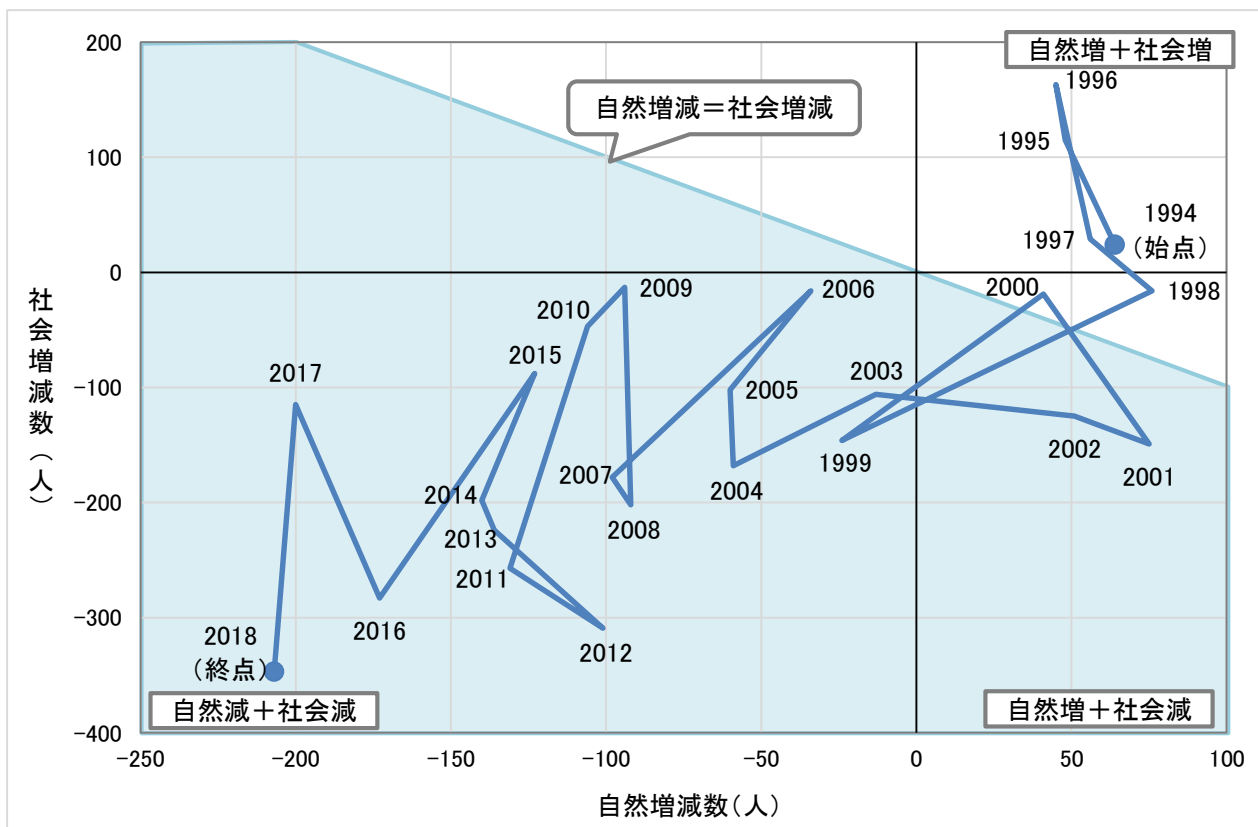
次の図は、矢板市の総人口の推移を自然増減と社会増減に分けて、その影響を示したものです。

これを見ると、人口のピークとなっていた1998（平成10）年頃を境に人口が減少傾向へと移ったことがわかります。

自然増減と社会増減について見ると、まず社会増減が悪化し、その後に自然増減が悪化しています。自然増減は2000（平成12）年から2002（平成14）年までの一時的な回復がありました。2002（平成14）年以降ほぼ一貫して悪化する傾向にあります。

社会増減についても、改善が見られる場合もありますが、人口増加の効果を得られるまでには至っておらず、2018（平成30）年は自然減・社会減ともに減少幅が最大となっています。

総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響



総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」より作成

※自然増減とは出生・死亡に基づく人口増減、社会増減とは転入・転出に基づく人口増減を表す。

※上記データは総務省の人口動態及び世帯数に関する調査をもとに作成しており、1998～2013は年度（集計期間が4月1日から翌年3月31日まで）、2014～2018は年次（同1月1日から12月31日まで）となっている。一方、矢板市統計書の人口推移は、国勢調査をもとにした推計人口を各年10月1日基準日で作成しているため、データに差異が生じる場合がある。

※推計人口をもとにした矢板市の総人口は、1998年をピークに1999年より人口減少となっている。

⑤ 合計特殊出生率の推移

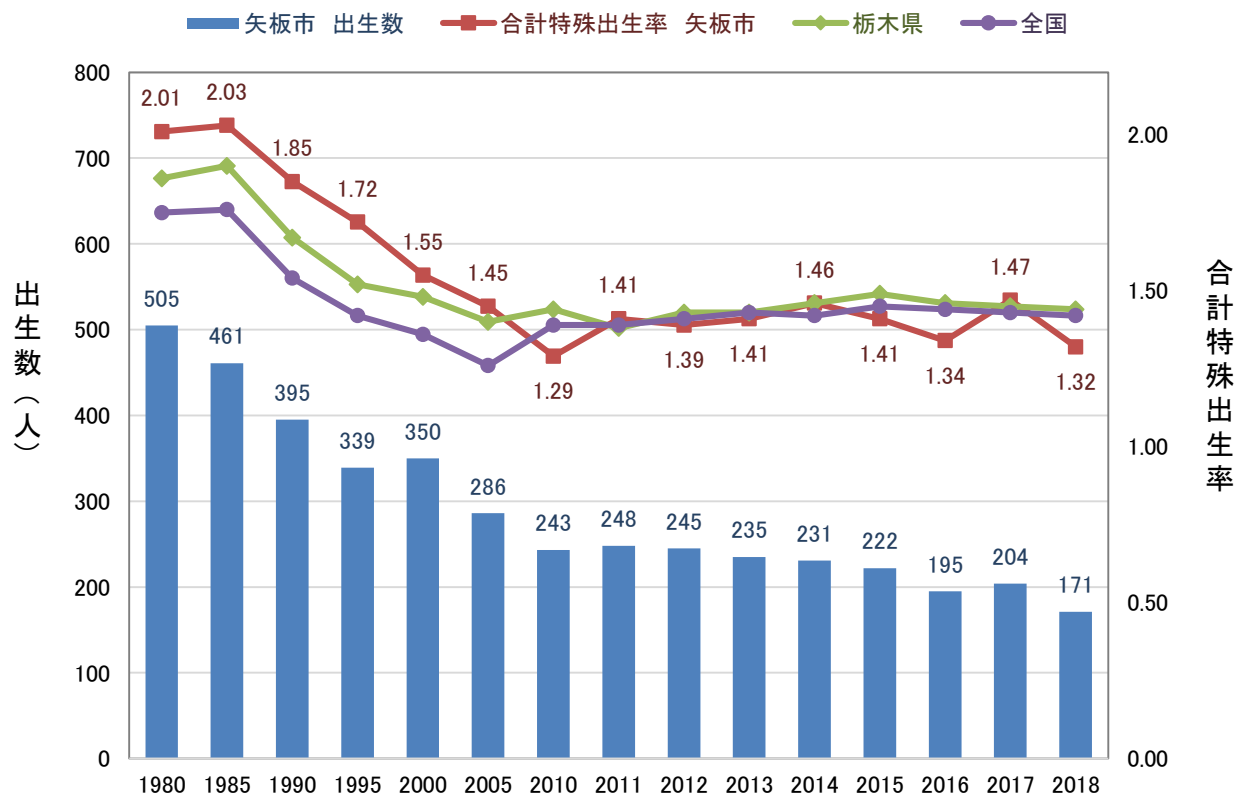
合計特殊出生率とは、一人の女性が一生のうちに産むであろう子どもの数を示し、15歳から49歳の女性の年齢ごとの出生率を合計した数字です。

矢板市の出生数は減少傾向にあり、2017（平成29）年にやや増加しましたが、2018（平成30）年は再び減少に転じています。合計特殊出生率は2005（平成17）年までは栃木県及び全国を上回っていましたが、2010（平成22）年に大きく落ち込み、その後は増減を繰り返し、1.3～1.4台で推移しています。

栃木県の合計特殊出生率は2005（平成17）年まで全国を大きく上回っていましたが、その後は全国と近くなり、ここ数年は全国をわずかに上回る程度となっています。

人口を維持するためには合計特殊出生率が2.07必要ですが、近年は国・県ともに1.5を下回っていることから、自然動態のみで人口を維持するのは厳しい数値となっています。

矢板市の出生数と矢板市、栃木県、全国の合計特殊出生率の推移



人口動態統計、人口動態保健所・市区町村別統計、栃木県保健統計年報より作成

※矢板市の合計特殊出生率は、平成17年までは人口動態保健所・市区町村別統計、平成22年以降は栃木県保健統計年報より

(2) 矢板市の人口の現状及び動向の分析

① 年齢階級別の人口移動

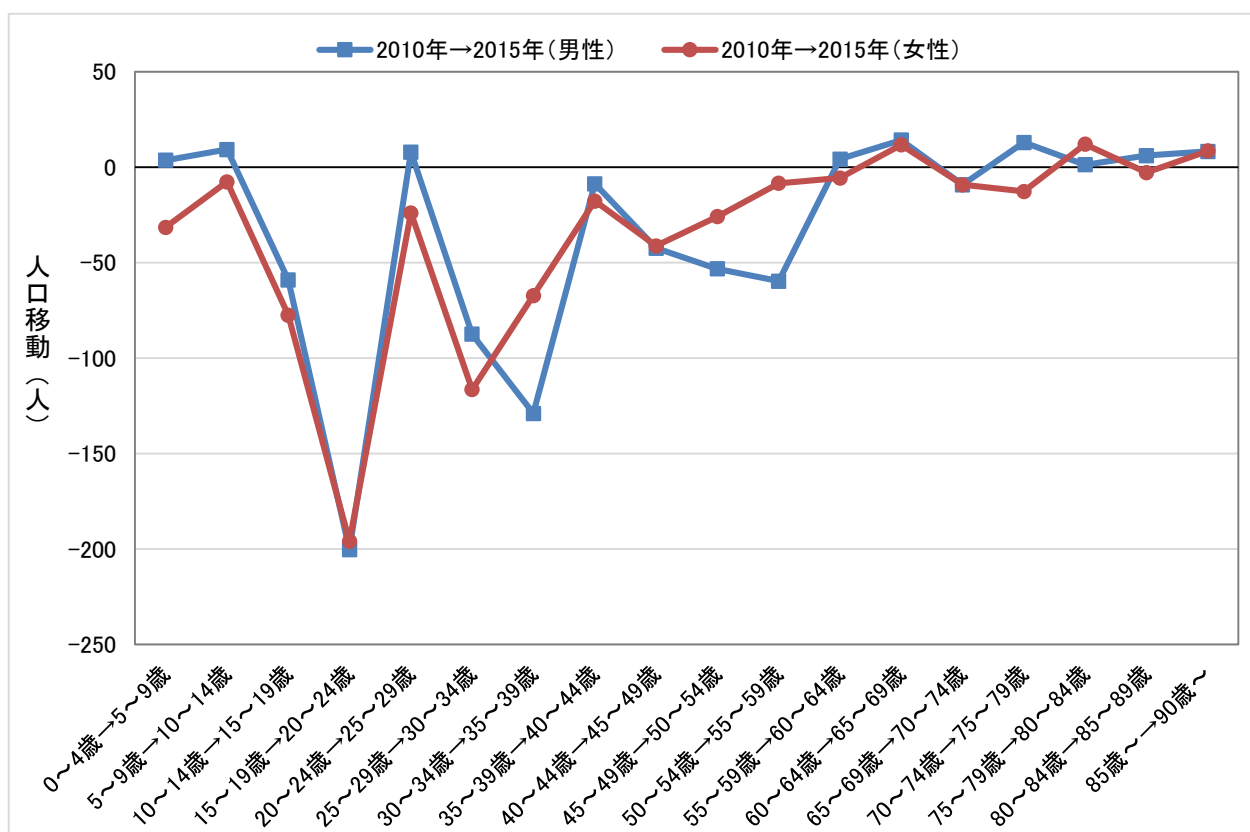
年齢階級別の人口移動を把握することによって、転入超過・転出超過の特徴を分析します。

生産年齢人口（15～64歳）は男女ともにおおむね転出超過となっており、10～14歳が15～19歳になるとき及び15～19歳が20～24歳になるときに転出数が特に大きくなっていることから、「大学への進学」や「就職」を機に市外へ転出する人が多い傾向にあることが予想されます。

一方で、35～39歳→40～44歳は、住宅を求めての転入やUターンによる転入、55～59歳→60～64歳は、退職によるUターンや退職後の移住による転入が増えていると予想できます。

男性と女性を比較すると、男性の30～34歳→35～39歳、45～49歳→50～54歳、50～54歳→55～59歳において女性よりも転出超過が大きくなっています。

年齢階級別人口移動数



国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

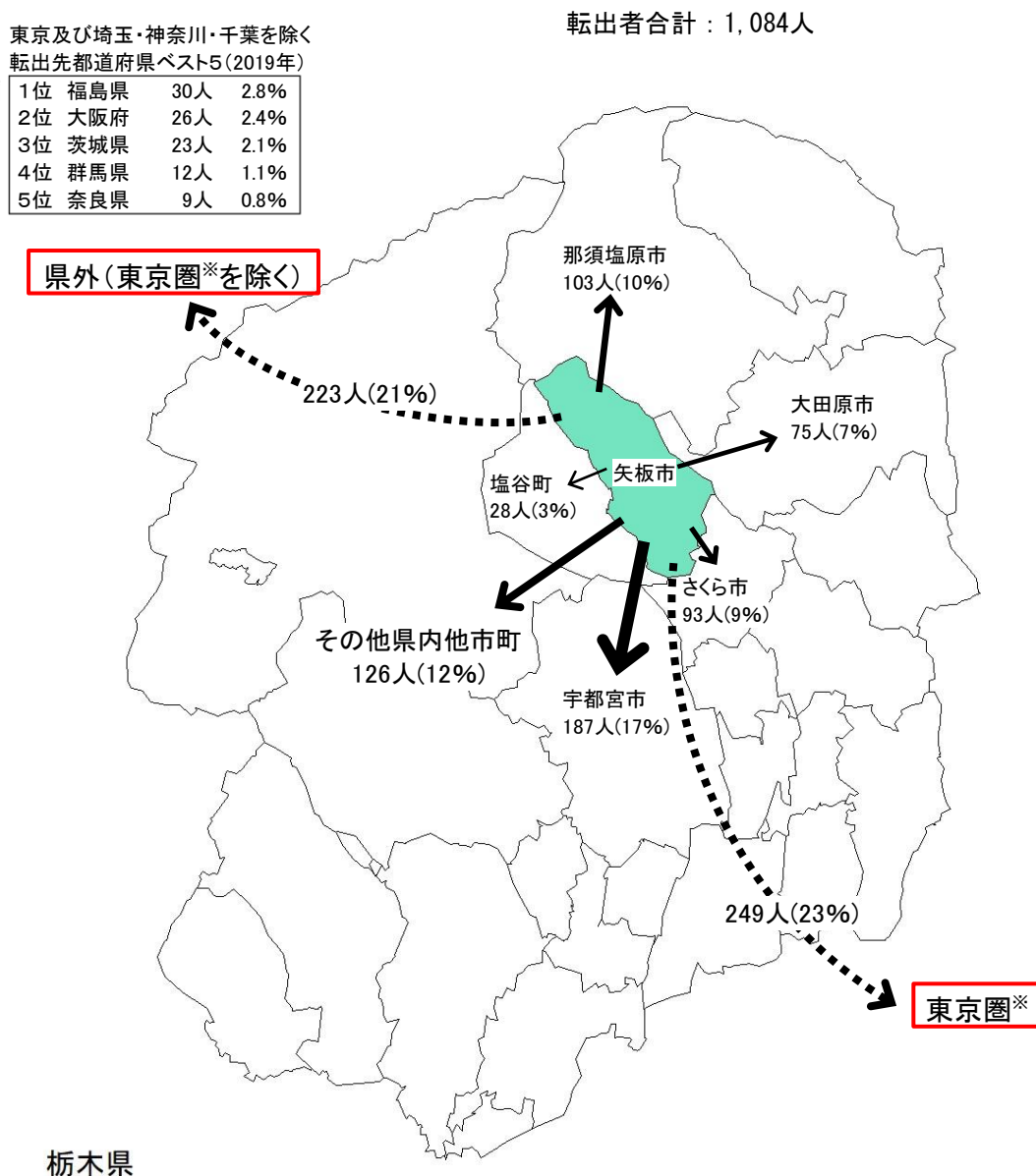
② 他地域への転出転入状況

県内の他地域及び、県外への転出転入状況を把握することによって、近年の矢板市の人口移動の状況を考察します。

転出

栃木県内と栃木県外の転出数を比較すると、県内の他市町への転出の方が多いことがわかります。栃木県内の他市町への転出状況を見ると、宇都宮市、那須塩原市、さくら市、大田原市、塩谷町の順番で転出数が多く、矢板市周辺の市町への転出が多いことがわかります。

県内他市町・県外への転出（2019（令和元）年）



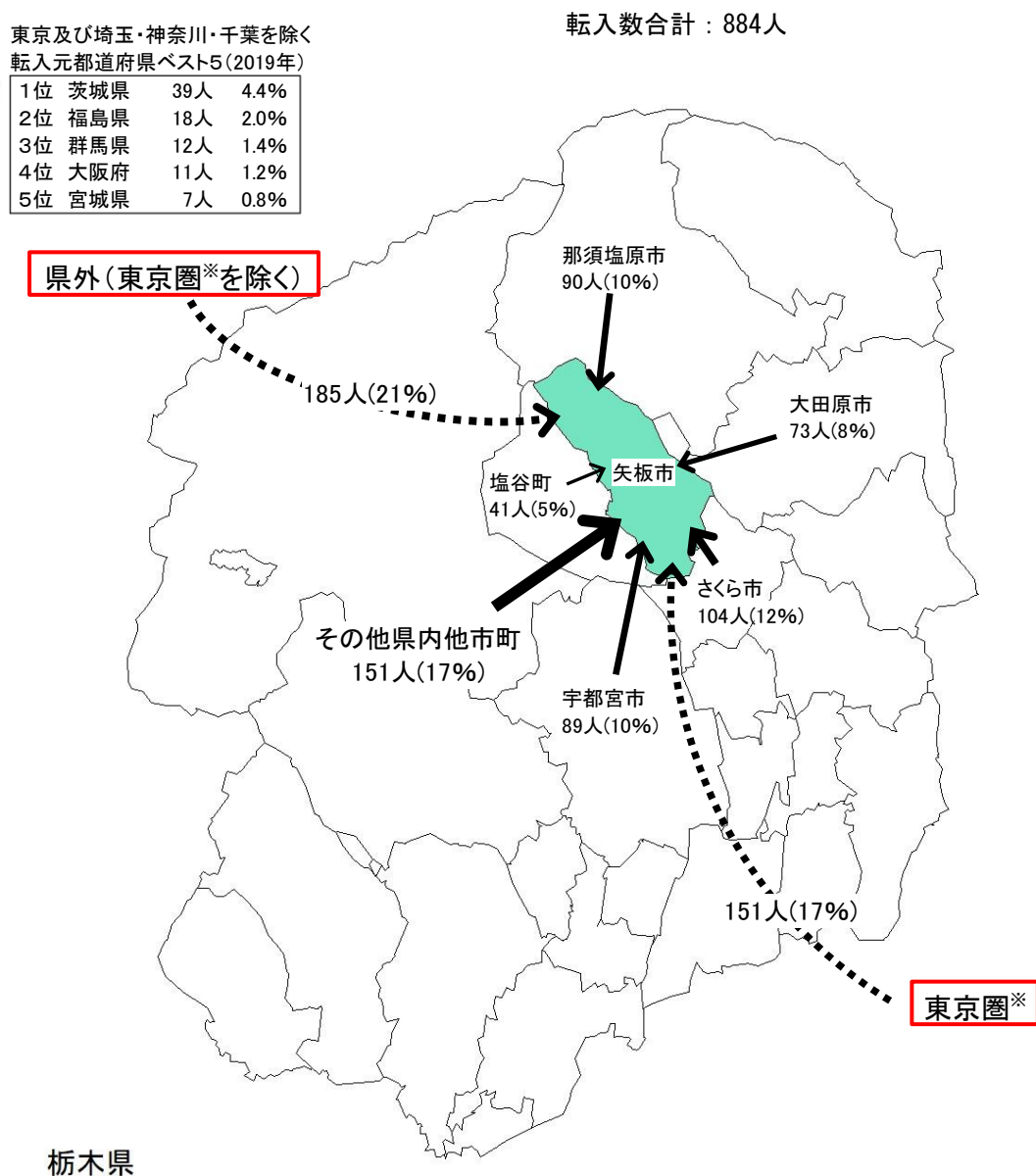
※東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県

住民基本台帳より作成

転入

栃木県内と栃木県外の転入数を比較すると、県内の他市町からの転入の方が多くなります。栃木県内の他市町からの転入状況を見ると、さくら市、那須塩原市、宇都宮市、大田原市、塩谷町の順番で転入者が多く、矢板市の周辺市町からの転入が多いことがわかります。

県内市町・県外からの転入（2019（令和元）年）



※東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県

住民基本台帳より作成

転入数と転出数を合わせてみると、県外や宇都宮市への大幅な転出超過の傾向が見られます。一方、塩谷町、さくら市、その他県内他市町からは転入超過の傾向が見られます。

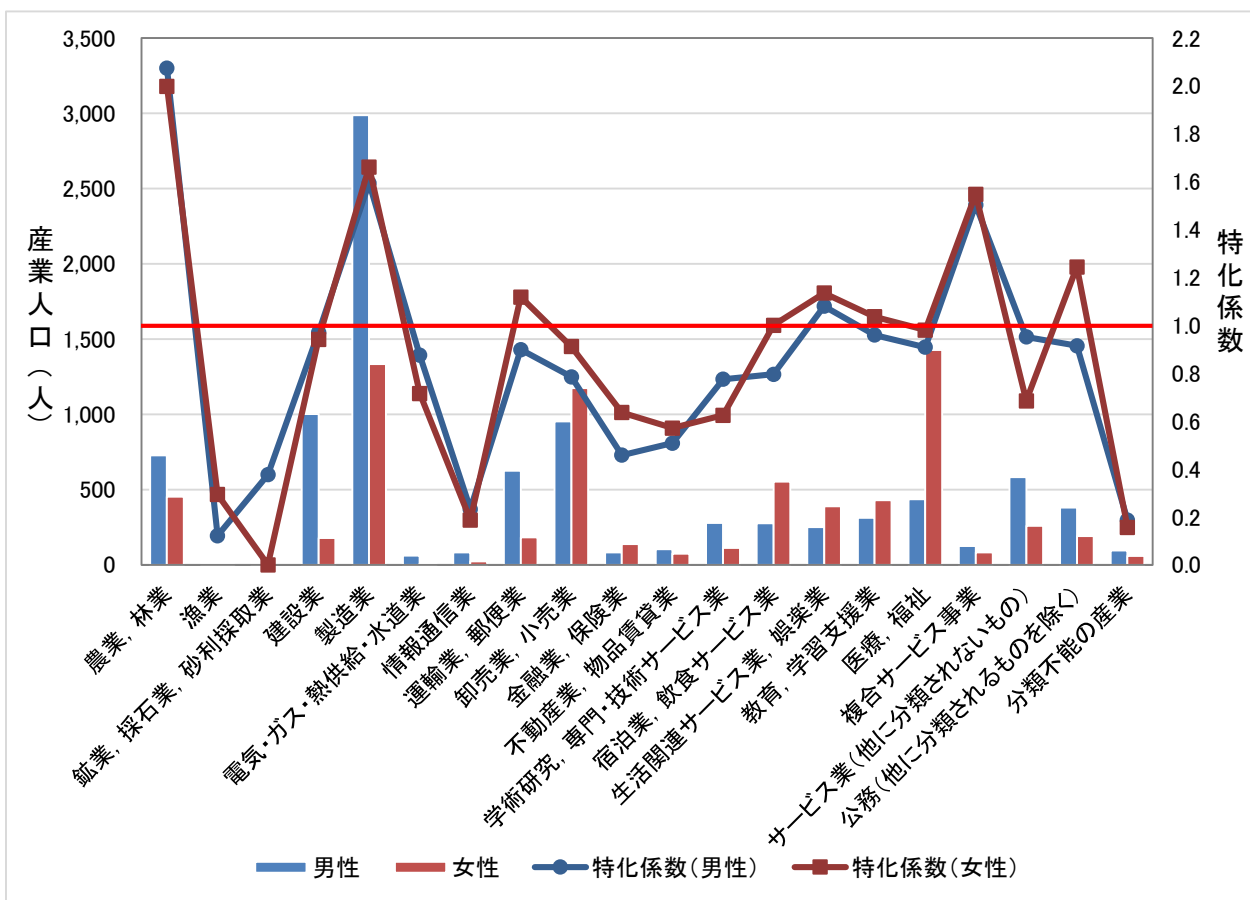
③ 男女別産業人口の状況

男女別の産業人口を分析することにより、男女別、産業別の人口状況を把握します。

産業人口を見ると、男性は、「製造業」、「建設業」、「卸売業・小売業」、「農業、林業」、「運輸業、郵便業」の順に就業者数が多く、女性は、「医療・福祉」、「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順に就業者数が多くなっています。

特化係数に関しては、男女共に「農業、林業」、「製造業」、「複合サービス事業」が高くなっています。一方で、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」など第3次産業に含まれる産業の特化係数が低い傾向にあります。

男女別産業人口の状況（2015（平成27）年）



国勢調査より作成

※特化係数とは、産業の業種構成における、その構成比の全国比のことをいい、各地域で特化した産業を把握することができます。特化係数が1以上であれば、当該地域はその産業に特化しているといえます。

$$\text{特化係数} = \frac{\text{矢板市のX産業の就業者比率}}{\text{全国のX産業の就業者比率}}$$

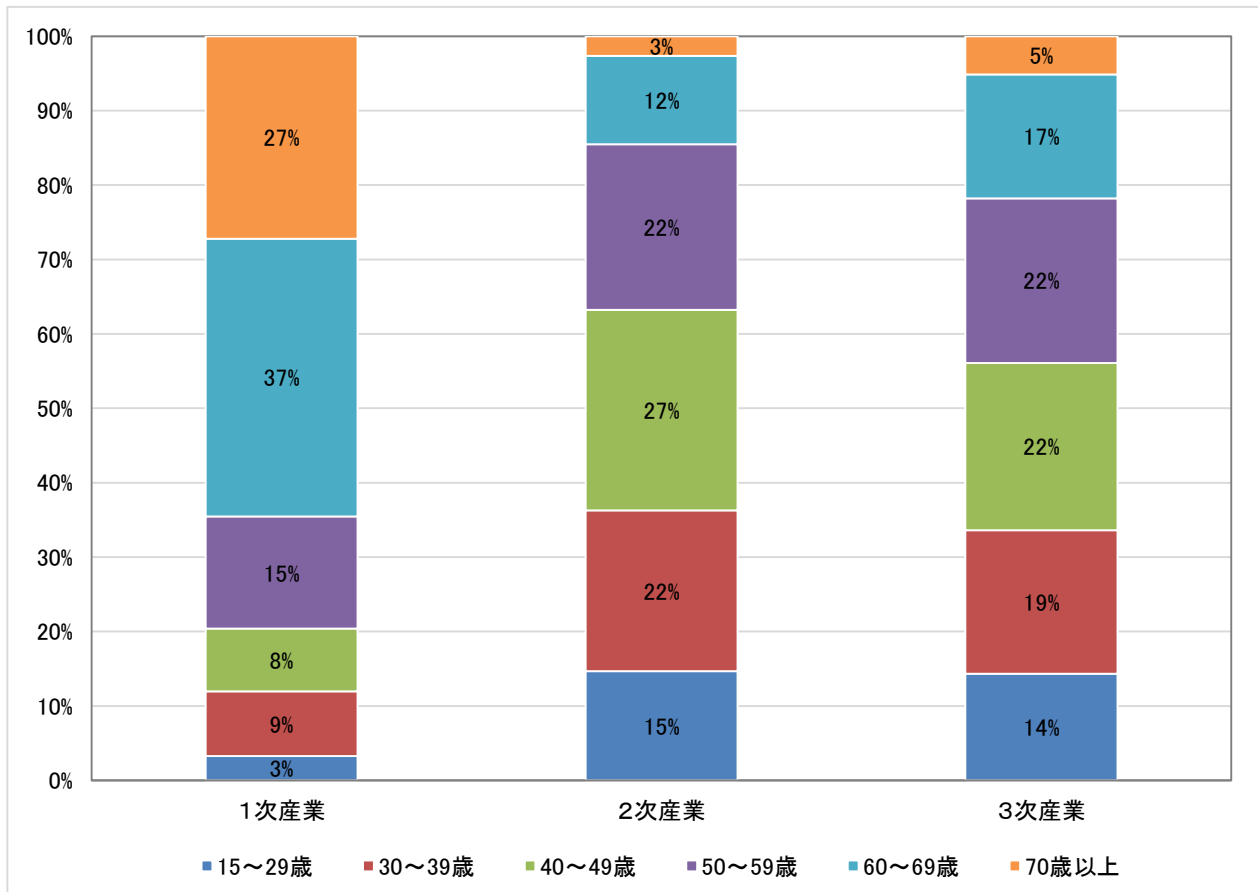
④ 年齢階級別産業人口の割合

年齢階級別の人口を、1次産業・2次産業・3次産業という大きな分類と、小分類でみることで、産業人口の構造を把握します。

産業別（大分類）人口割合

1次産業は、60歳以上の高齢者が64%を占める一方、15～29歳は3%であり、高齢者に偏っている現状です。2次産業、3次産業では60歳以下の各年代が均等に分布しています。

年齢階級別（大分類）産業人口の割合（2015年）

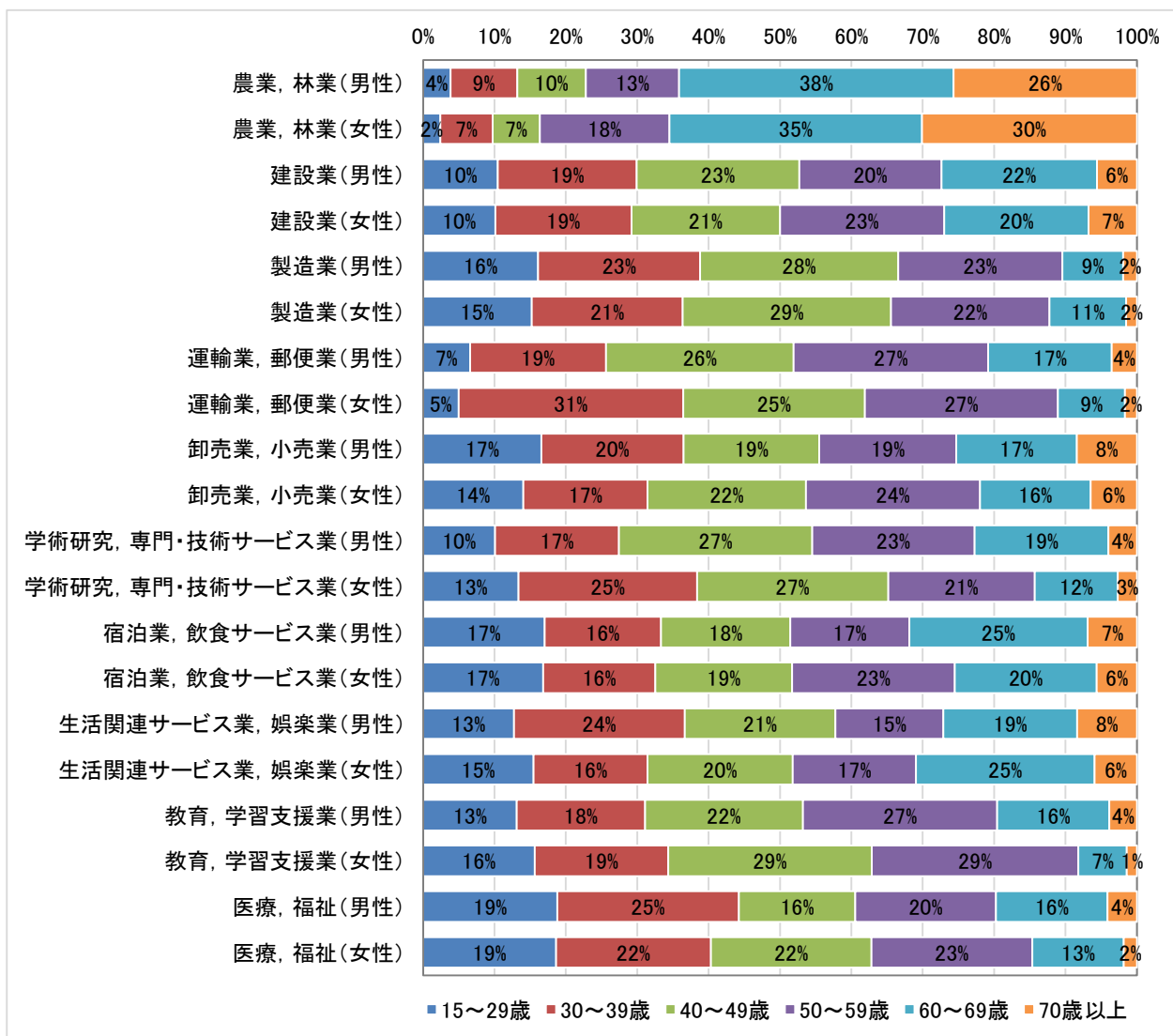


国勢調査より作成

産業別（小分類）人口割合

「農業、林業」は、約65%が60歳以上と高齢者の割合が高くなっています。一方で、その他の産業では偏った分布はみられませんが、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「学術研究、専門・技術サービス業」で30歳未満の割合が小さくなっています。

年齢階級別（小分類）産業人口の割合

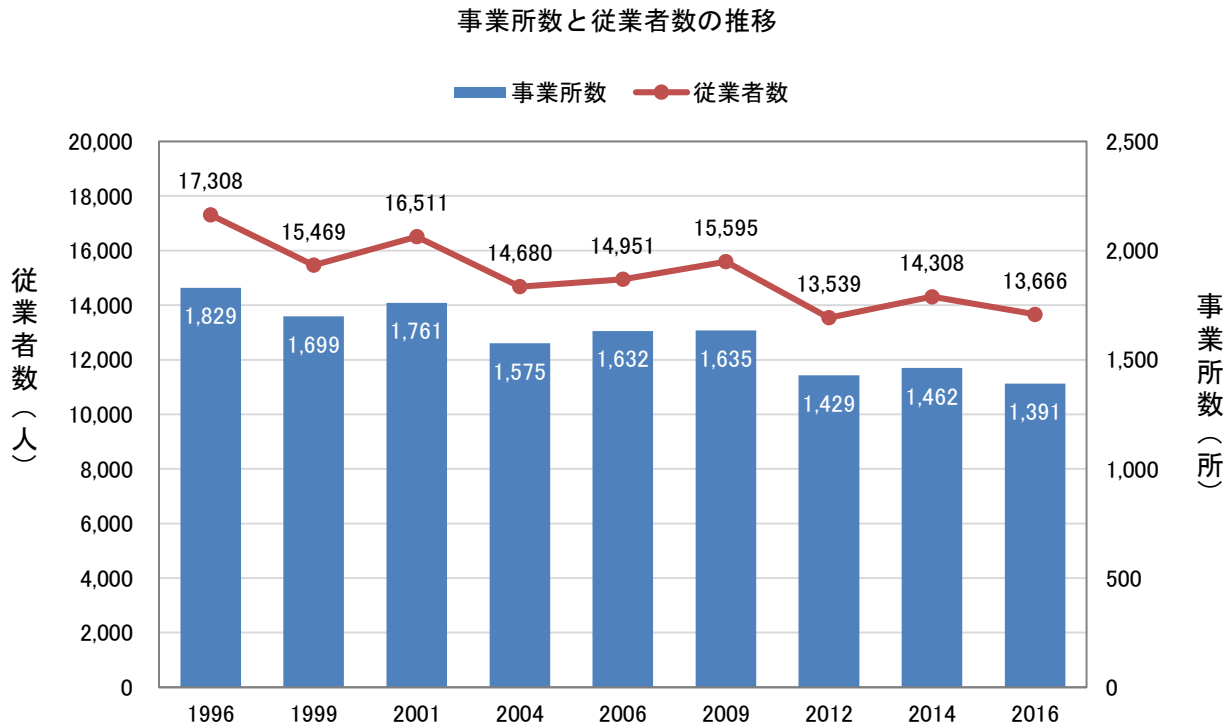


国勢調査より作成

⑤ 事業所数・従業者数

事業所数と従業者数の推移から、市内の産業が生み出す雇用についてみていきます。

事業所数は増減があるものの、全体としてはおおむね減少傾向が続いています。従業者数も事業所数の増減と同様の傾向になっています。



※公務を除いた数

総務省統計局 事業所・企業統計調査及び経済センサスより作成

3. 住民意識

市政の様々な施策に対する市民の満足度や重要度について、無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人を対象として、アンケート調査を行いました。

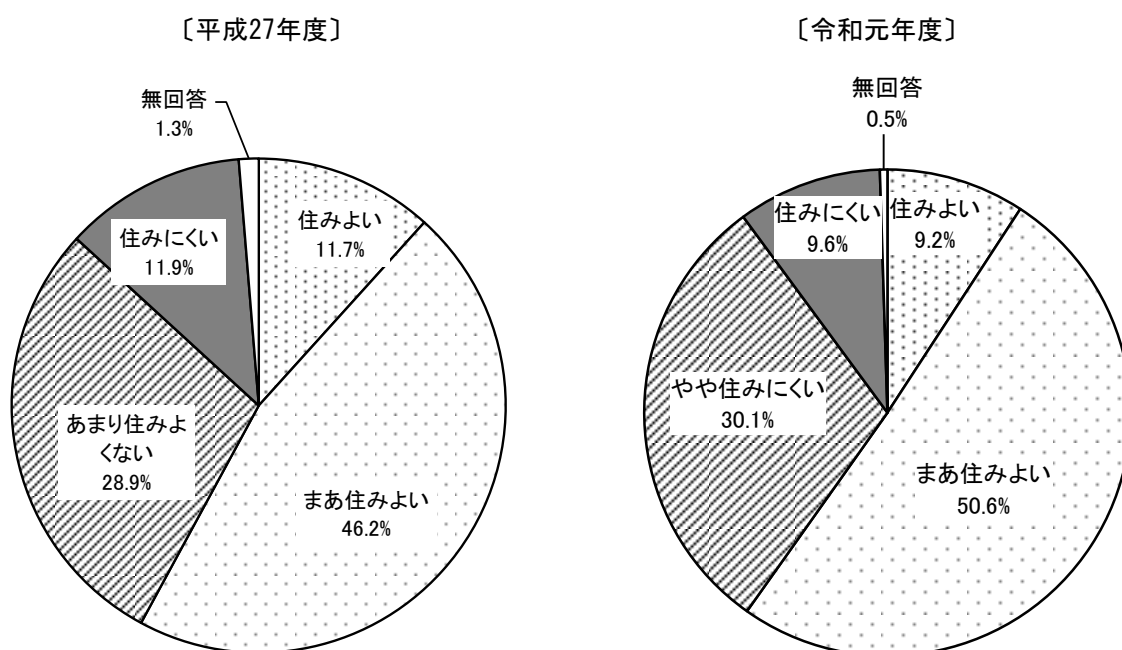
調査票の配布・回収は郵送により行い、回収率は約32%でした。

調査地域	矢板市全域
調査対象	矢板市内の住民、32,107人の中から満18歳以上の男女個人 (令和元年12月1日時点)
調査方法	郵送配布、郵送回収
対象者数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
有効回収数	638人
有効回収率	31.9%
実施期間	令和元年12月

●矢板市の住みよさについて

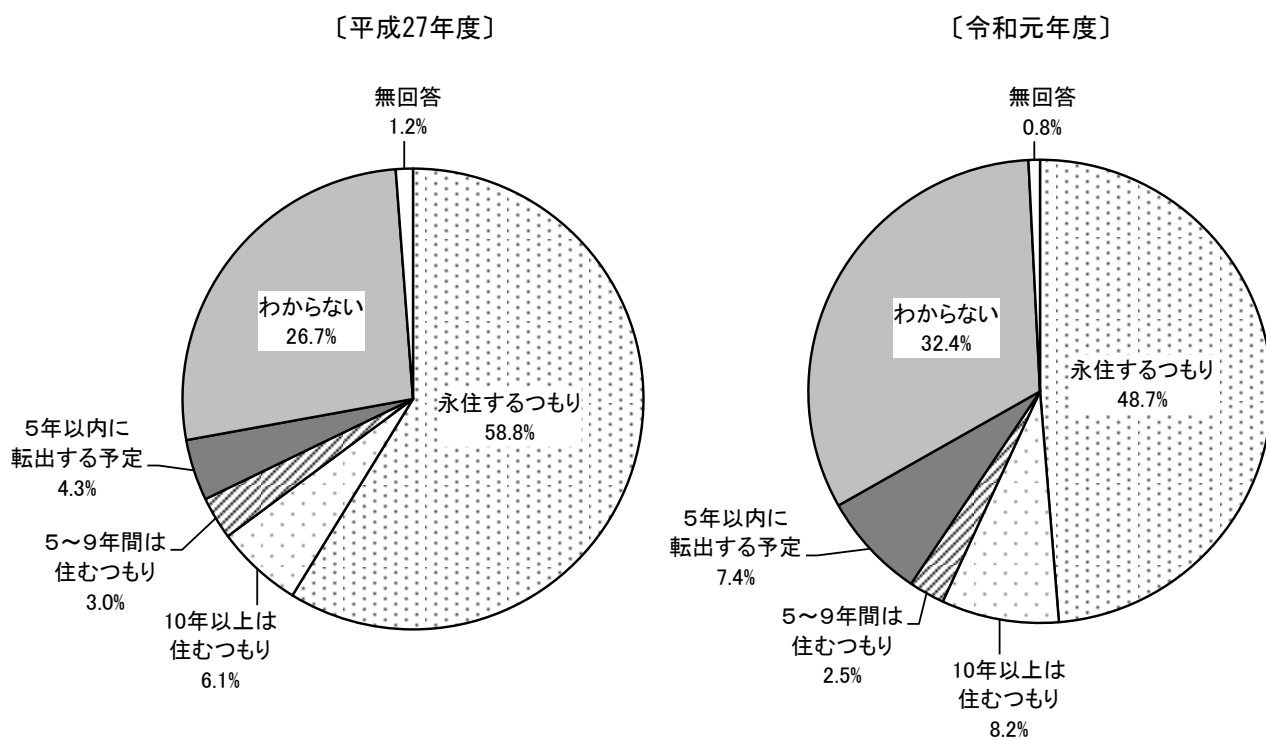
矢板市の住みよさについて、「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると約60%の方が、「矢板市は住みよいまちである」と思っています。

平成27年度の調査では「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせると約58%でした。



●定住意向について

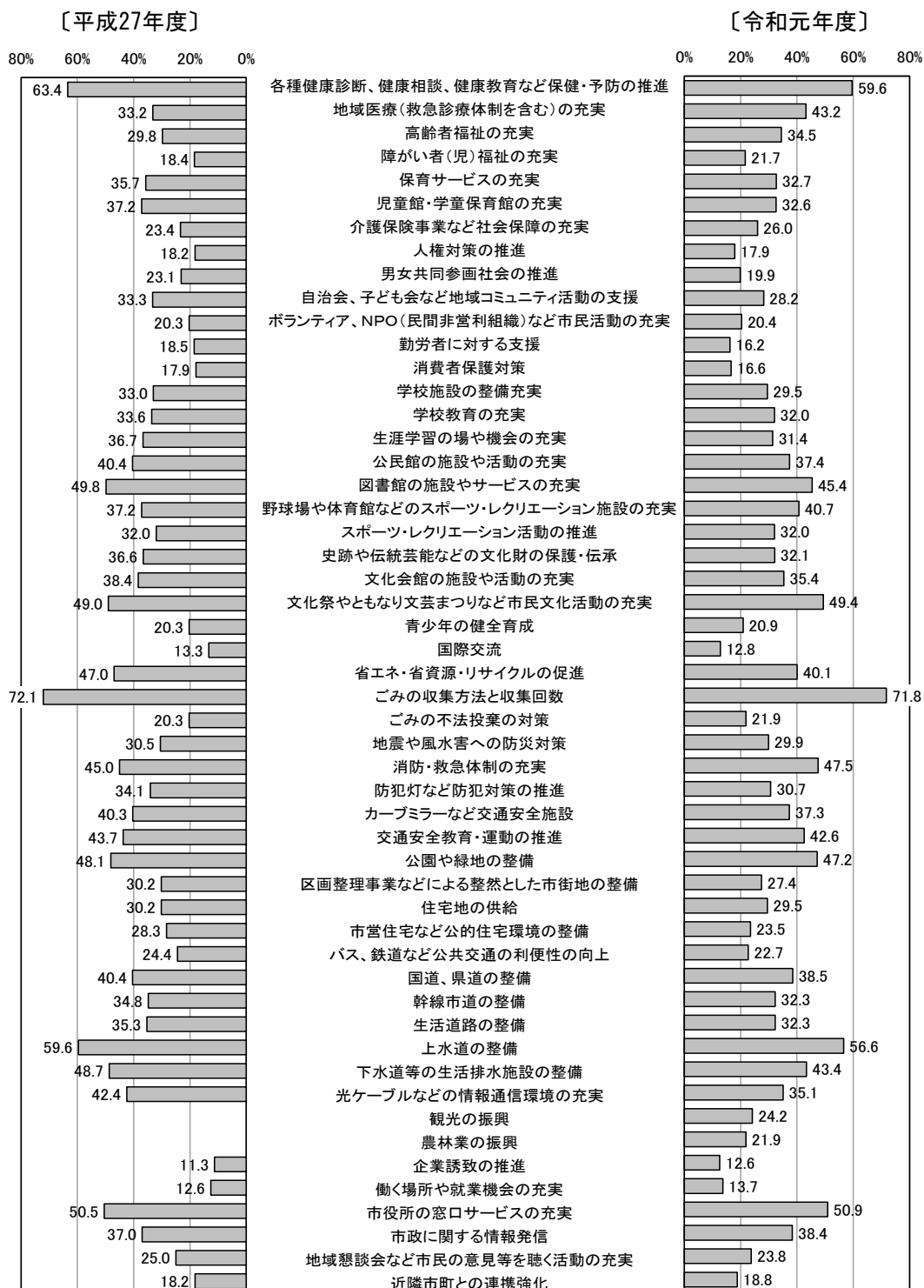
全体の約49%の方が「永住するつもり」と思っています。なお、平成27年度の調査では「永住するつもり」の方は約59%でした。



●各施策の満足度について

満足度は「ごみの収集方法と回収回数」が最も高く、「各種健康診断、健康相談、健康教育など保健・予防の推進」、「上水道の整備」、「市役所の窓口サービスの充実」、「文化祭やともなり文芸まつりなど市民文化活動の充実」などが続いています。

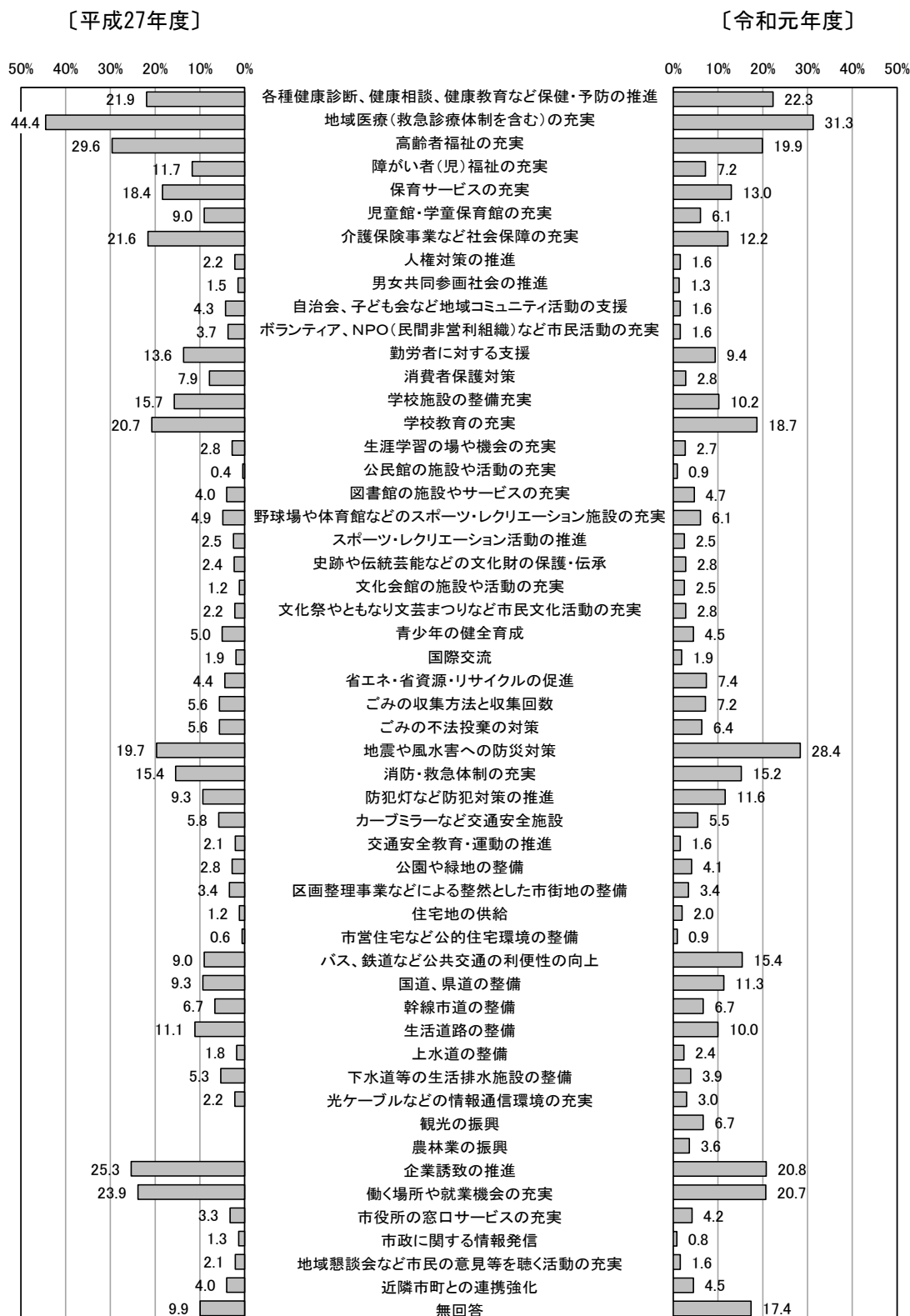
平成27年度と比較すると、「地域医療（救急診療体制を含む）の充実」と「高齢者福祉の充実」の満足度が上昇しています。一方、「光ケーブルなどの情報通信環境の充実」、「省エネ・省資源・リサイクルの促進」、「下水道等の生活排水施設の整備」、「生涯学習の場や機会の充実」、「自治会、子ども会など地域コミュニティ活動の支援」の満足度は低下しています。



※「観光の振興」、「農林業の振興」は令和元年度に追加

●特に重要な施策について

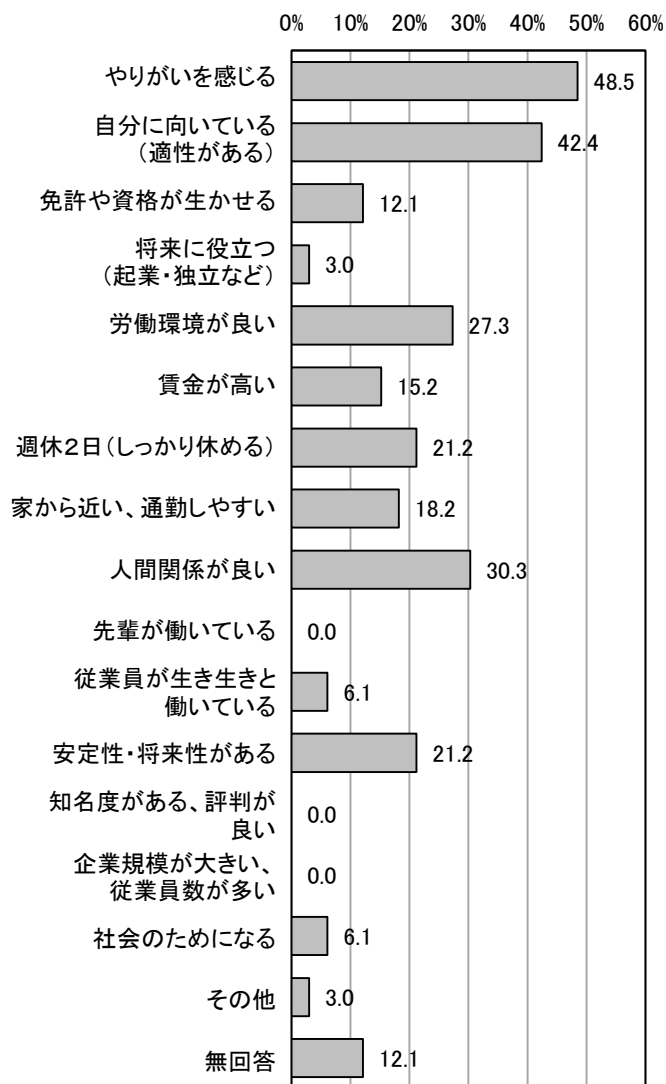
特に重要な施策は「地域医療（救急診療体制を含む）の充実」が最も高く、「地震や風水害への防災対策」、「各種健康診断、健康相談、健康教育など保健・予防の推進」、「企業誘致の推進」、「働く場所や就業機会の充実」などが続いています。平成27年度と比較すると、「地域医療（救急診療体制を含む）の充実」、「高齢者福祉の充実」、「介護保険事業など社会保障の充実」が減少する一方、「地震や風水害への防災対策」、「バス、鉄道など公共交通の利便性の向上」が増加しています。



※「観光の振興」、「農林業の振興」は令和元年度に追加

●魅力的・就職したい企業

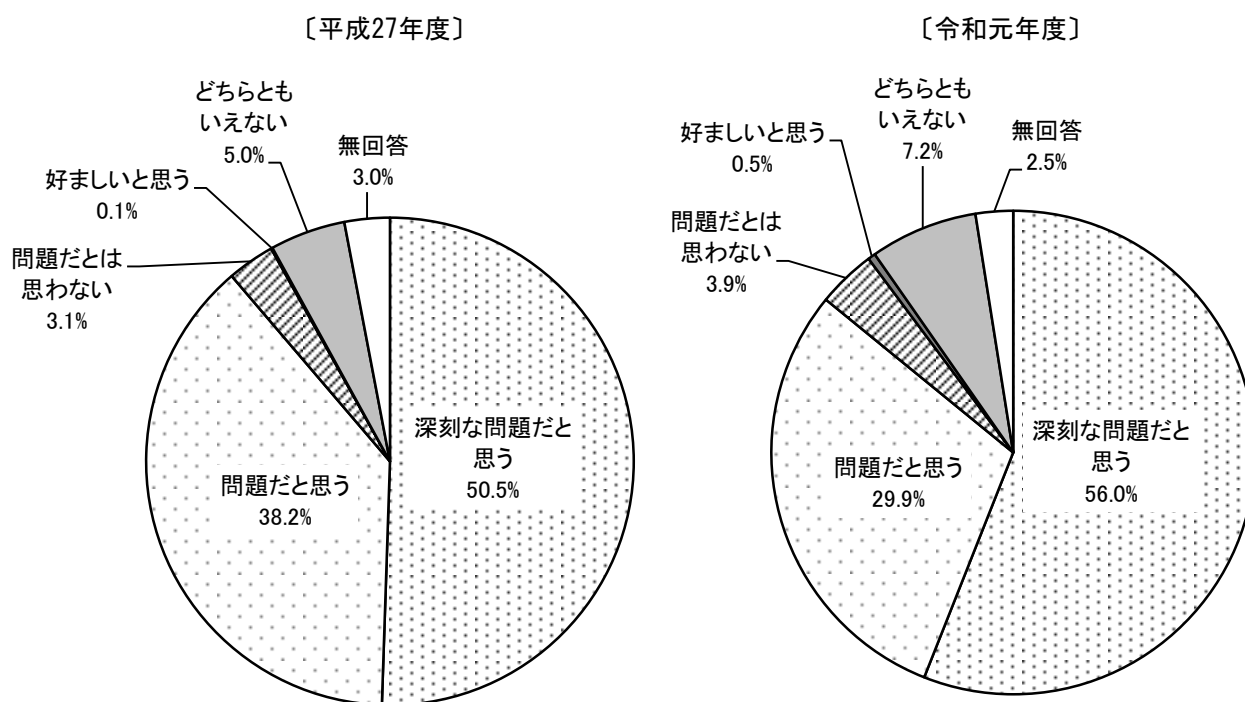
学生が考える魅力的な企業、就職したいと考える企業としては、「やりがいを感じる」、「自分に向いている（適正がある）」が上位となり、これらに「人間関係が良い」、「労働環境が良い」、「週休2日（しっかり休める）」、「安定性・将来性がある」が続いています。



●人口減少への考え

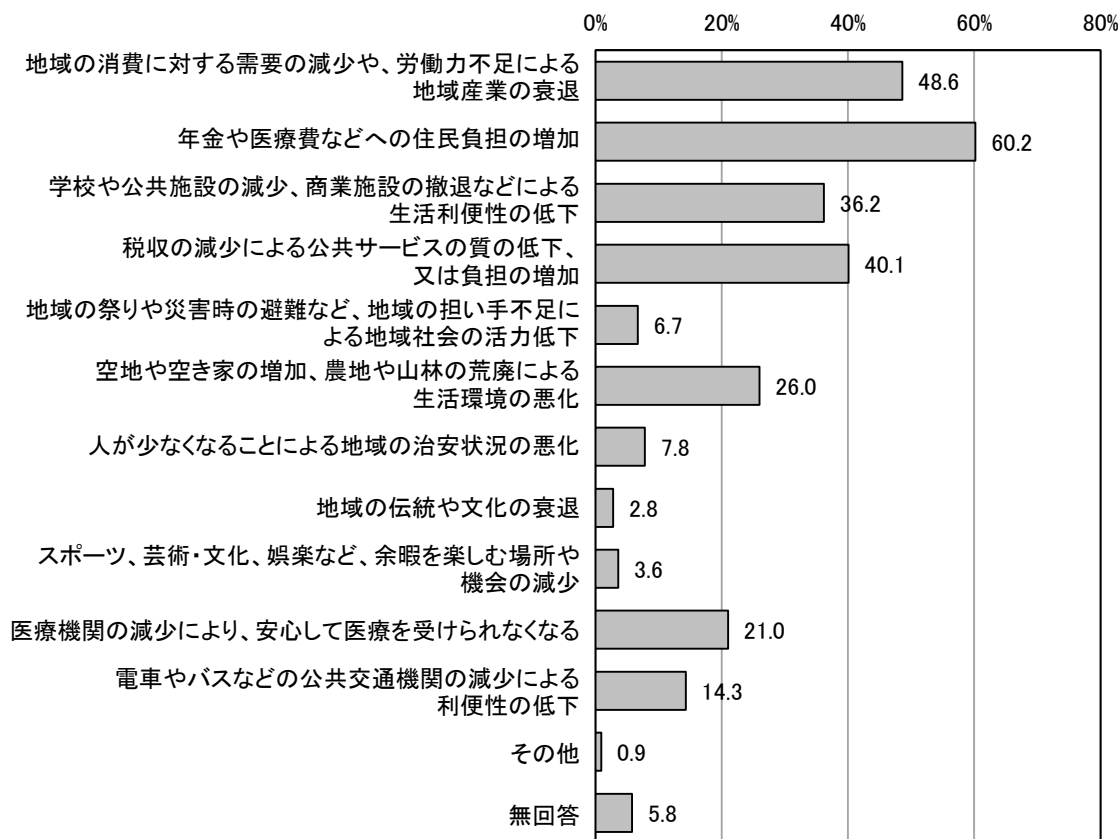
人口が減少することに対する意識としては、「深刻な問題だと思う」と「問題だと思う」を合わせると、問題意識を持っている方が約86%を占めています。

平成27年度の調査と比較すると、「深刻な問題だと思う」が増加しており、問題意識が深刻化している様子がうかがえます。



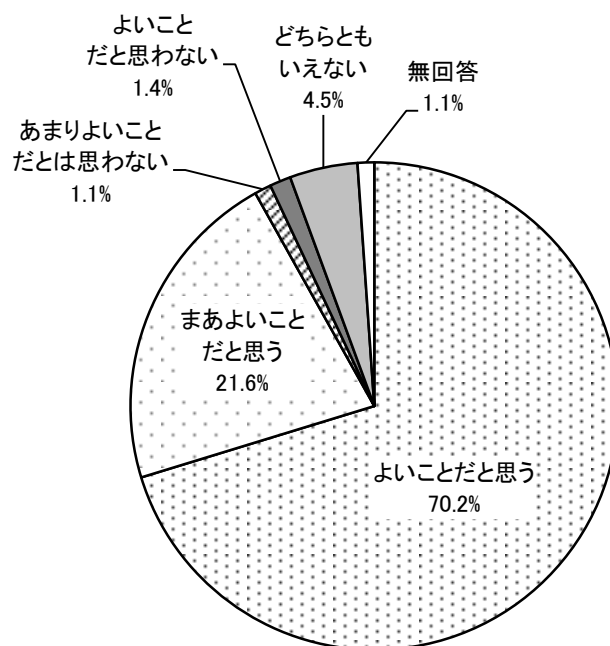
●人口減少による影響

人口減少による影響で心配されることとしては、「年金や医療費などへの住民負担の増加」が最も高く、これに「地域の消費に対する需要の減少や、労働力不足による地域産業の衰退」、「税収の減少による公共サービスの質の低下、又は負担の増加」、「学校や公共施設の減少、商業施設の撤退などによる生活利便性の低下」が続いています。



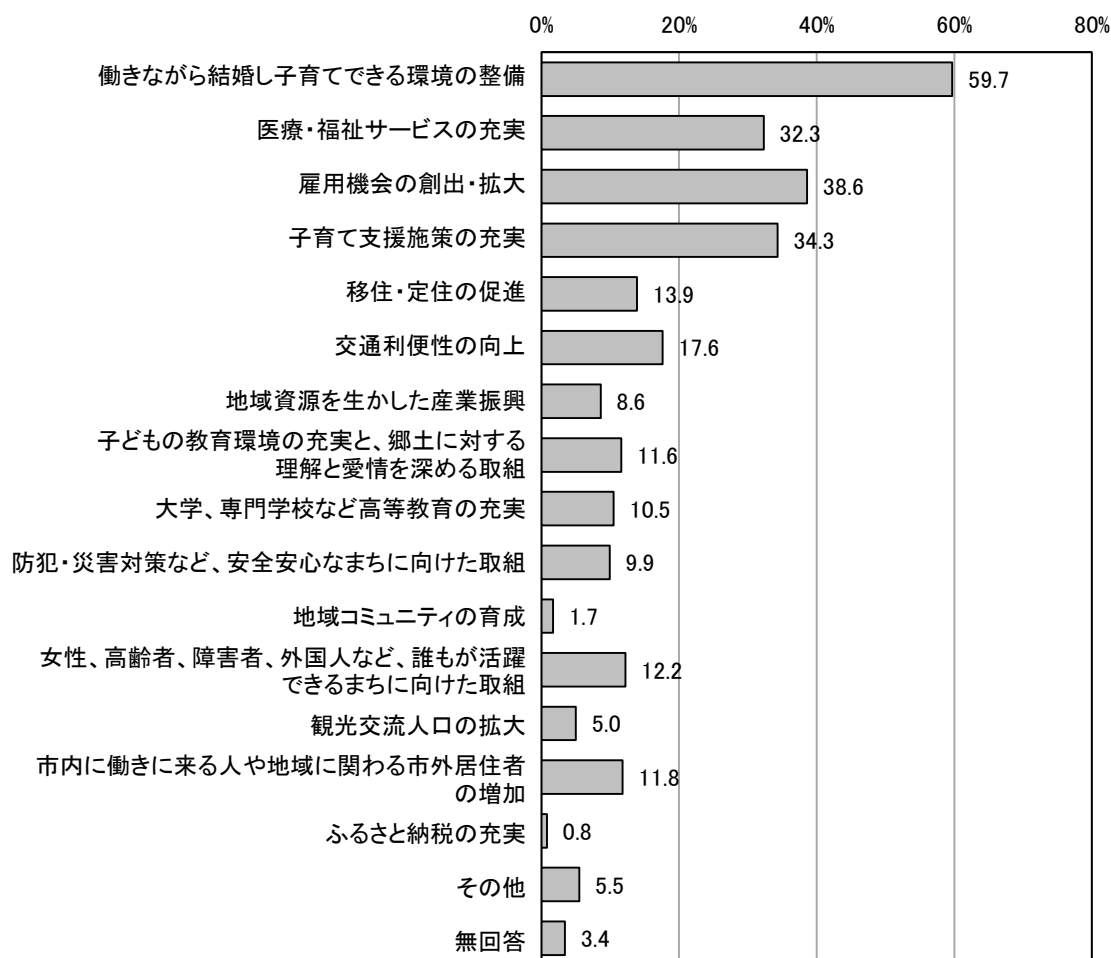
●移住に対する考え

矢板市に市外から人が移住してくることを「よいことだと思う」、「まあよいことだと思う」と考える方が約92%を占めています。



●人口減少への対策

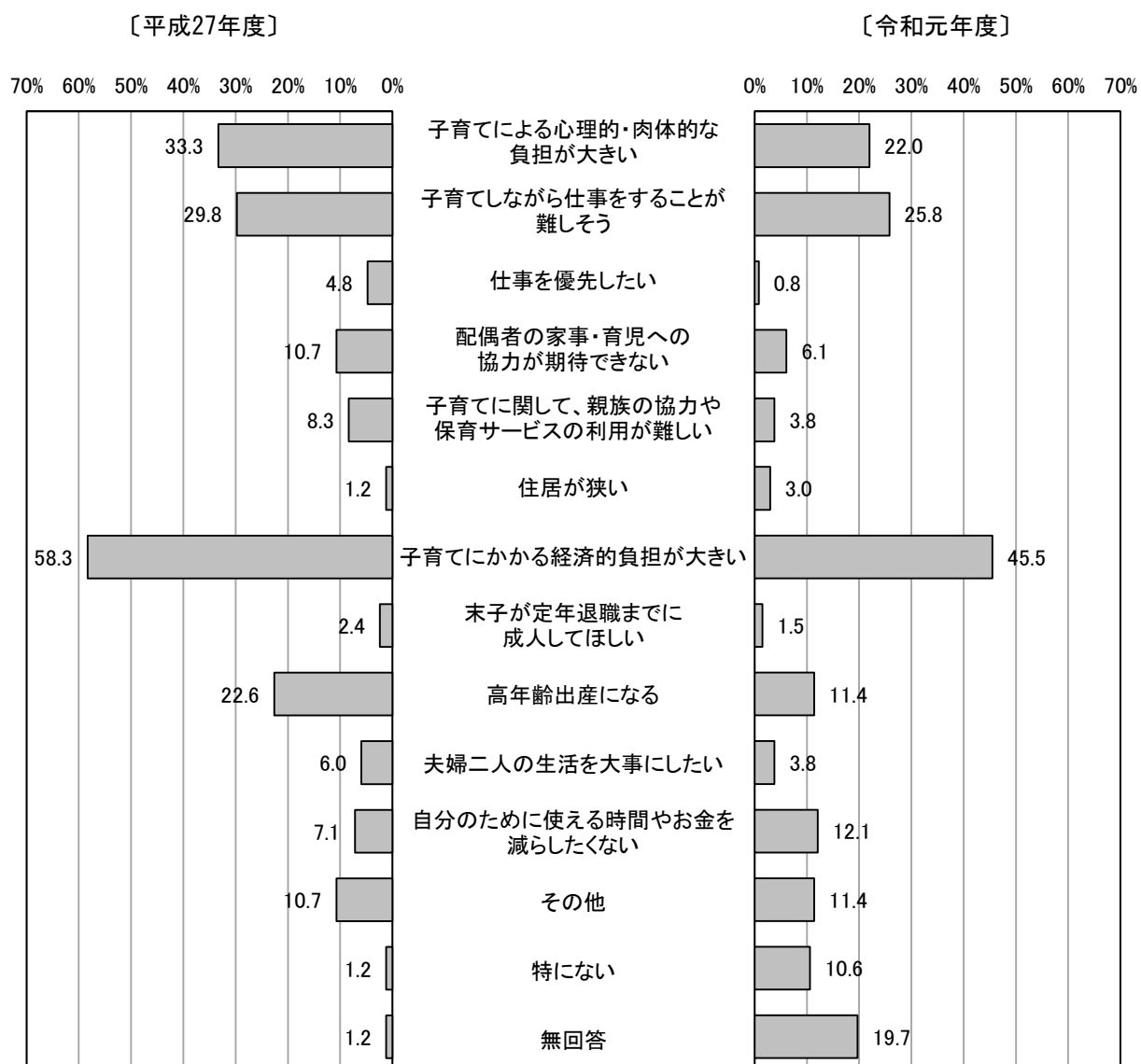
人口減少に対して講ずべき対策は、「働きながら結婚し子育てできる環境の整備」が最も高く、以下、「雇用機会の創出・拡大」、「子育て支援施策の充実」、「医療・福祉サービスの充実」の順となっています。



●子どもが欲しくない、理想の人数の子どもを持たない理由

理想の子ども人数よりも予定の子ども人数が少ない、または子どもを持つ予定がない・欲しくない方に、その理由を聞いたところ、「子育てにかかる経済的負担が大きい」が特に高く、「子育てしながら仕事をすることが難しそう」、「子育てによる心理的・肉体的な負担が大きい」が続いています。

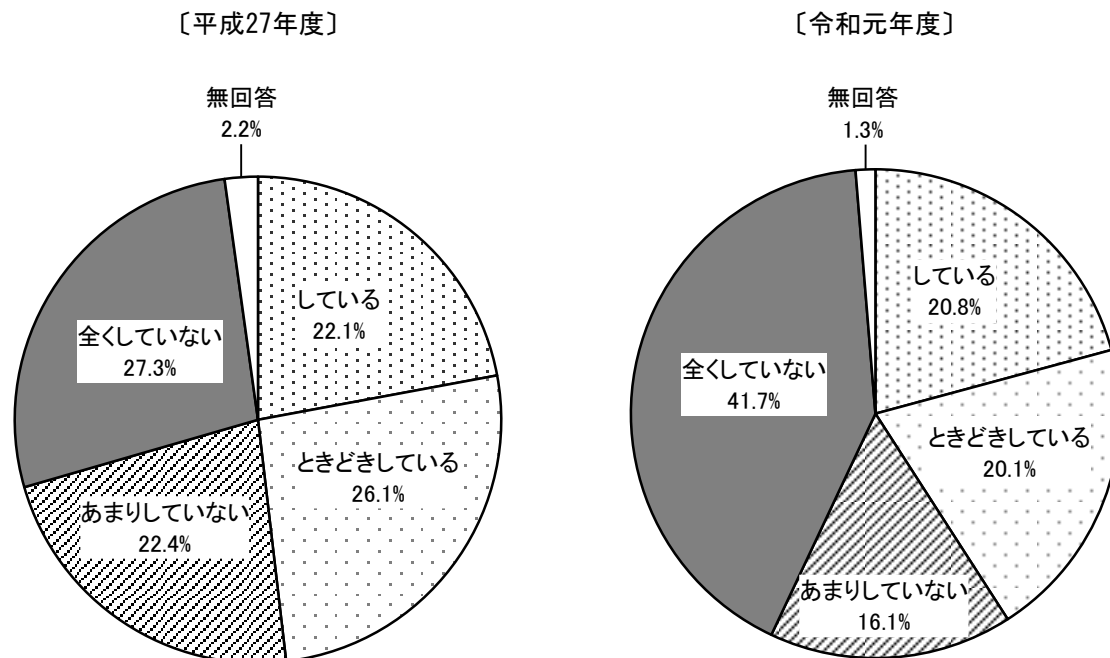
平成27年度の調査と比較すると、上位項目はおおむね同様となっていますが、「子育てにかかる経済的負担が大きい」、「高年齢出産になる」、「子育てによる心理的・肉体的な負担が大きい」など、いずれも割合は減少しています。一方、「自分のために使える時間やお金を減らしたくない」及び「特にない」が増加しています。



●地域活動への参加状況

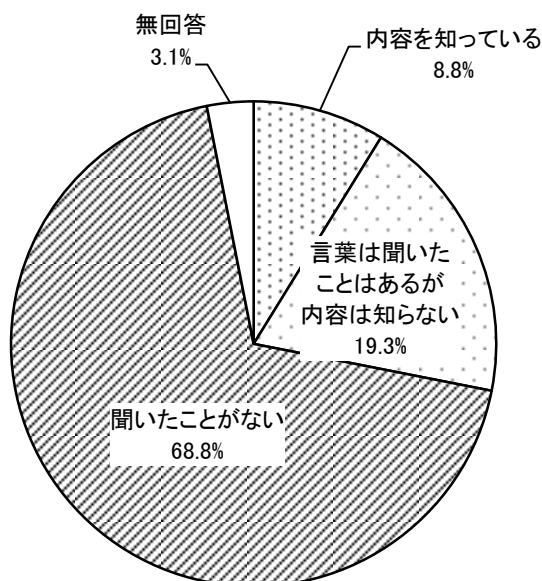
地域の活動や行事へ参加「している」または「ときどきしている」方は約41%となっています。一方、「全くしていない」、「あまりしていない」方が約58%となっています。

平成27年度の調査と比較すると、「全くしていない」が大幅に増加し、「している」、「ときどきしている」が合わせて約7%低下しており、地域活動への参加状況は減少傾向にあるとみられます。



●持続可能な開発目標（SDGs）の認知度

「SDGs（持続可能な開発目標）」の認知度は、「内容を知っている」が約9%、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が約19%、「聞いたことがない」が約69%となっています。



第3章 人口の将来展望

1. 矢板市の将来人口推計と分析

(1) 推計期間

2040（令和22）年まで、5年ごとの人口を推計します。

(2) 推計方法

- ・5歳以上においてはコーホート要因法を使用します。
※コーホート要因法とは、ある年に出生した人たちの人口変化をとらえる方法で、転出・転入や死亡などの仮定値をもとに将来人口を推計する方法のことです。
- ・0～4歳においては生残率、純移動率（特定の時期、場所における移入民と移出民の差を表したものと0～4歳性比（ある年における0～4歳の女性人口100人当たりの0～4歳男性人口）、子ども女性比（ある年の0～4歳の人口を同年の15～49歳の女性人口で割ったもの）の推計値を使用します。

(3) 基準人口

2015（平成27）年国勢調査の人口を基準とします。

(4) 将来人口推計

国から提供されたパターン1（社人研推計準拠）のデータを基に人口推計を行うとともに、人口減少段階の分析を行います。

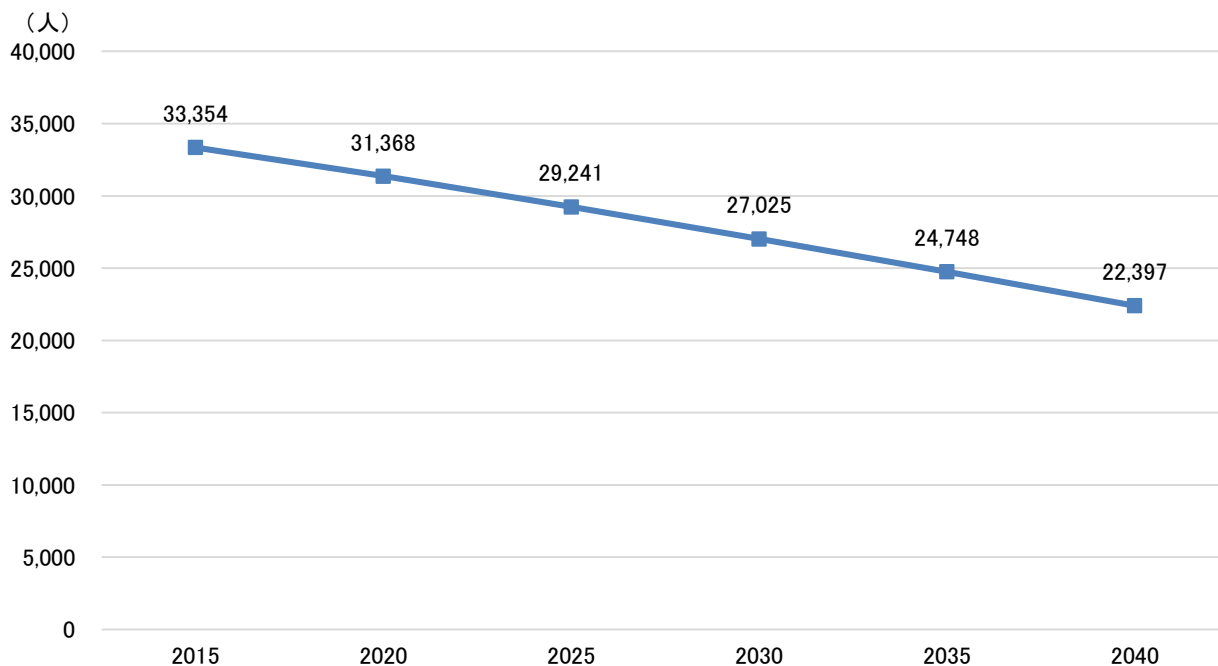
概 要	基準年
<p>【パターン1（社人研推計準拠）】</p> <ul style="list-style-type: none">・主に2010（平成22）年から2015（平成27）年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。・移動率は、足元の傾向が続くと仮定。 ＜出生に関する仮定＞<ul style="list-style-type: none">・原則として、2015（平成27）年の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして2020（令和2）年以降、市区町村ごとに仮定。＜死亡に関する仮定＞<ul style="list-style-type: none">・原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の2010（平成22）年→2015（平成27）年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市区町村に対して一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市区町村の2000（平成12）年→2010（平成22）年の生残率の比から算出される生残率を市区町村別に適用。＜移動に関する仮定＞<ul style="list-style-type: none">・原則として、2010（平成22）～2015（平成27）年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、2040（令和22）年以降継続すると仮定。	2015年

① 社人研推計における将来推計人口

2040年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定したパターン1（社人研推計準拠）の推計人口は下図の通りとなっています。

国の長期ビジョンが示す人口推移と同様に人口減少が進み、ほぼ同じ減少傾向となることが予想され、総人口は2025（令和7）年に30,000人、2035（令和17）年に25,000人を下回り、2040（令和22）年には約22,000人となる見込みとなっています。

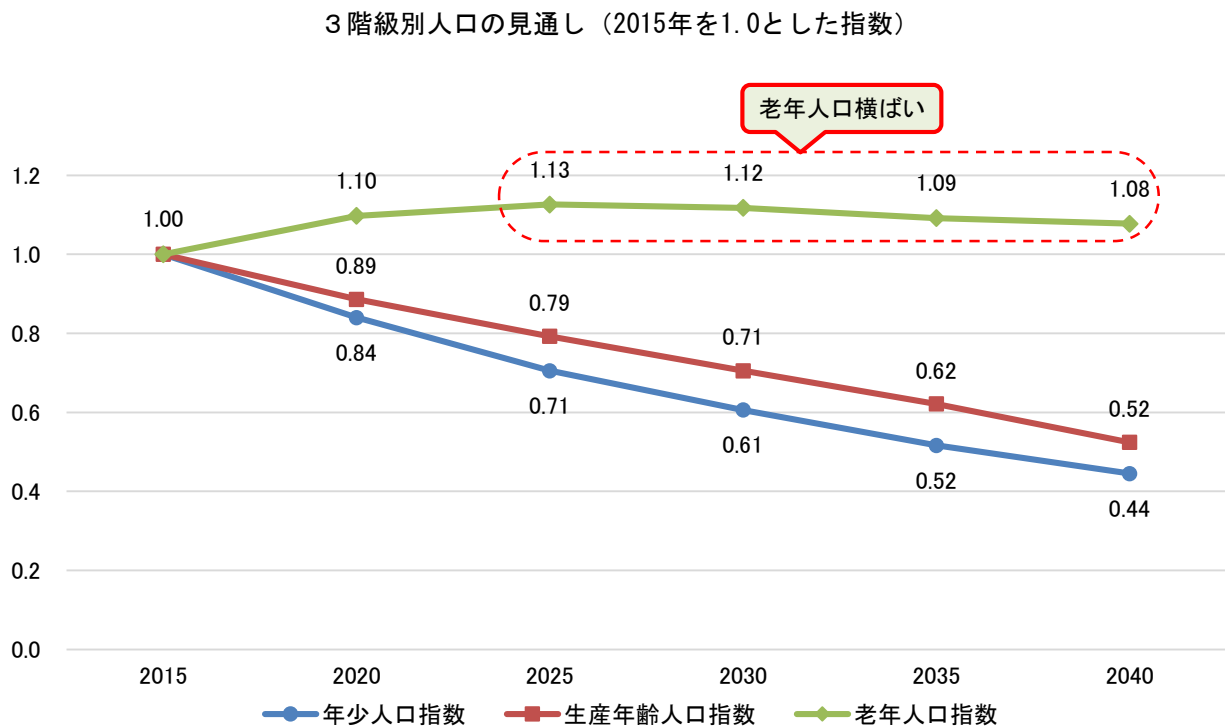
パターン1（社人研推計準拠）の将来推計人口



② 人口の減少率及び減少段階の分析

パターン1の分析によると、2040（令和22）年には、2015（平成27）年と比較して年少人口が44%（56%の減少）、生産年齢人口が52%（48%の減少）、老年人口が108%（8%の増加）になると推計されます。

人口減少は3つの段階を経て進行しますが、パターン1の分析によると、本市の人口減少段階は、2025（令和7）年までは老年人口が増加する「第1段階」、2040（令和22）年までは老年人口が横ばいの「第2段階」に該当します。



- ※第1段階…老年人口増加＋生産年齢人口・年少人口減少
- ※第2段階…老年人口横ばい＋生産年齢人口・年少人口減少
- ※第3段階…老年人口減少＋生産年齢人口・年少人口減少⇒本格的な人口減少

(5) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

本市における将来人口に及ぼす自然増減と社会増減の影響度を分析するため、将来人口推計におけるパターン1をベースに、次の2つのシミュレーションを行いました。

また、シミュレーションの結果を基に、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析を行いました。

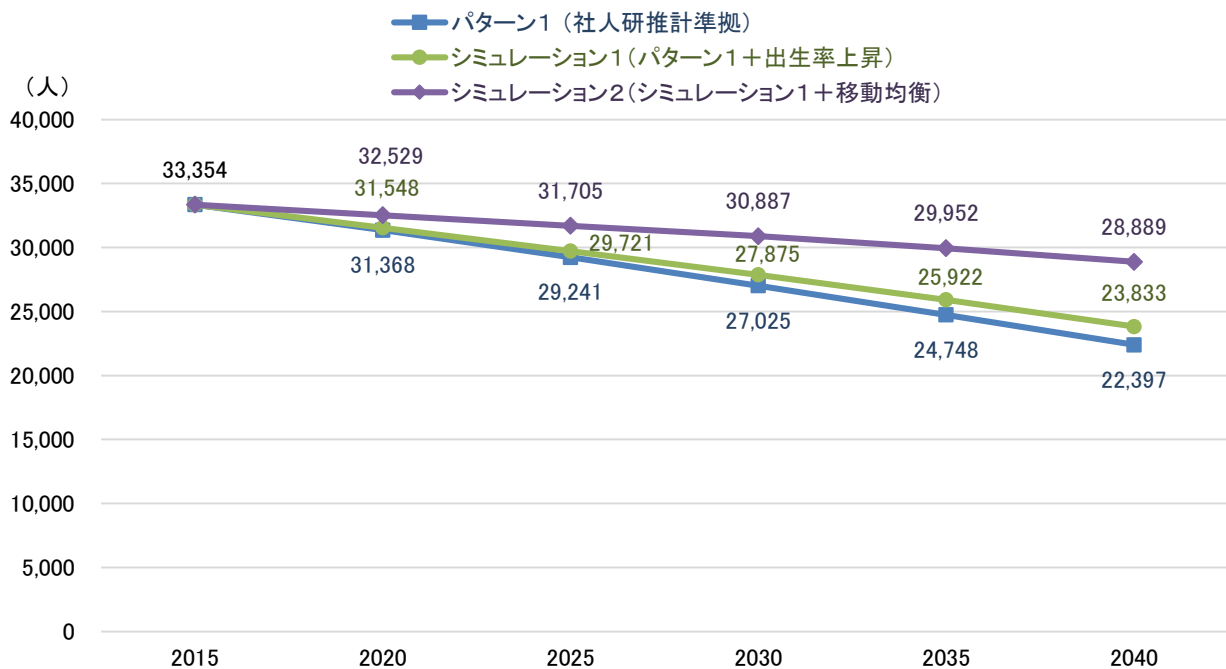
シミュレーションの概要	基準年
【シミュレーション1】 仮にパターン1において、合計特殊出生率が2030（令和12）年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定	2015年
【シミュレーション2】 仮にパターン1において、合計特殊出生率が2030（令和12）年までに人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定	2015年

① 総人口の分析

パターン1では、2040（令和22）年の総人口は22,397人、シミュレーション1では23,833人、シミュレーション2では28,889人と推計されます。

パターン1に比べると、シミュレーション1では約1,400人、シミュレーション2では約6,500人多くなると見込まれます。

パターン1・シミュレーション1・2の将来推計人口の比較



② 自然増減、社会増減の影響度の分析

本市は、自然増減の影響度が「3（影響度105～110%）」となっており、出生率の上昇につながる施策に適切に取り組むことで、社人研の推計人口よりも5～10%程度、将来の総人口が多くなる効果があると考えられます。

一方で、社会増減の影響度が「5（影響度130%以上）」と非常に大きくなっており、人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑え、人口減少に歯止めをかける上で必要不可欠であると考えられます。

分類	2040（令和22）年の推計人口
パターン1	22,397人
シミュレーション1	23,833人
シミュレーション2	28,889人

分類	計算	影響度
自然増減の影響度 シミュレーション1／パターン1	106.4% (23,833 ÷ 22,397)	3
社会増減の影響度 シミュレーション2／シミュレーション1	129.0% (28,889 ÷ 22,397)	5

※影響度については、1～5の5段階で表示。（整理方法については、下記を参照。）

自然増減影響度が「3」、「4」、「5」と上がるにつれて、出生率を上昇させる施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑える上でより効果的であるとされる。また、社会増減影響度が「3」、「4」、「5」と上がるにつれて、人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑える上でより効果的であるとされる。

（参考）自然増減及び社会増減の影響度の整理方法

●自然増減の影響度

- （シミュレーション1の2040（令和22）年の総人口／パターン1の2040（令和22）年の総人口）の数値に応じて、以下の5段階に整理。

「1」=100%未満、「2」=100～105%、「3」=105～110%、「4」=110～115%、「5」=115%以上の増加

（注1）：「1」=100%未満には、「パターン1（社人研推計準拠）」の将来の合計特殊出生率に換算した仮定値が、本推計で設定した「2030（平成42）年までに2.1」を上回っている市町村が該当する。

●社会増減の影響度

- （シミュレーション2の2040（令和22）年の総人口／シミュレーション1の2040（令和22）年の総人口）の数値に応じて、以下の5段階に整理。

「1」=100%未満、「2」=100～110%、「3」=110～120%、「4」=120～130%、「5」=130%以上の増加

（注2）：「1」=100%未満には、「パターン1（社人研推計準拠）」の将来の純移動率の仮定値が転入超過基調となっている市町村が該当する。

出典：「地域人口減少白書（2014年～2018年）」（一般社団法人北海道総合研究調査会、2014（平成26）年、生産性出版）

③ 人口構造の分析

年齢3区分ごとにみると、「0～14歳」については、パターン1及びシミュレーション1では大きく減少しますが、シミュレーション2ではわずかに増加します。

「15～64歳」はいずれも大幅な減少となりますが、パターン1及びシミュレーション1に比べてシミュレーション2の減少幅は小さくなります。

「65歳以上」はパターン1、シミュレーション1・2のいずれも8%程度の増加となります。

また、「29～39歳女性」は、「15～64歳」と同様、いずれも大幅な減少となりますが、パターン1及びシミュレーション1に比べてシミュレーション2の減少幅は小さくなります。

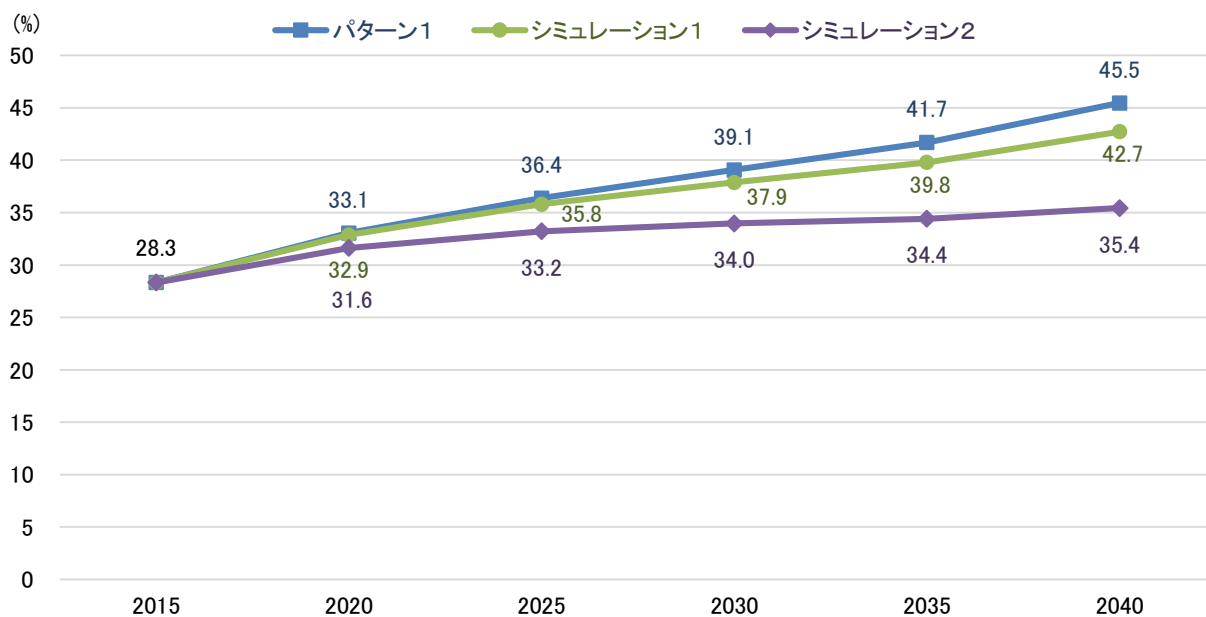
推計結果ごとの人口及び増減率

		(人)					
		総人口	0～14歳	0～4歳	15～64歳	65歳以上	20～39歳女性
2015年	現状値	33,354	4,011	1,098	19,895	9,448	3,139
2040年	パターン1	22,397	1,785	520	10,431	10,182	1,410
	シミュレーション1	23,833	2,827	853	10,825	10,182	1,468
	シミュレーション2	28,889	4,109	1,348	14,543	10,237	2,498
2015年⇒ 2040年 増減率	パターン1	-32.8%	-55.5%	-52.6%	-47.6%	7.8%	-55.1%
	シミュレーション1	-28.5%	-29.5%	-22.3%	-45.6%	7.8%	-53.2%
	シミュレーション2	-13.4%	2.4%	22.7%	-26.9%	8.3%	-20.4%

④ 老年人口比率の変化

老年人口比率の推移をみると、パターン1、シミュレーション1・2のいずれも2040（令和22）年まで増加が続きますが、シミュレーション2ではパターン1及びシミュレーション1に比べ増加幅がゆるやかとなっています。

老年人口比率の推移

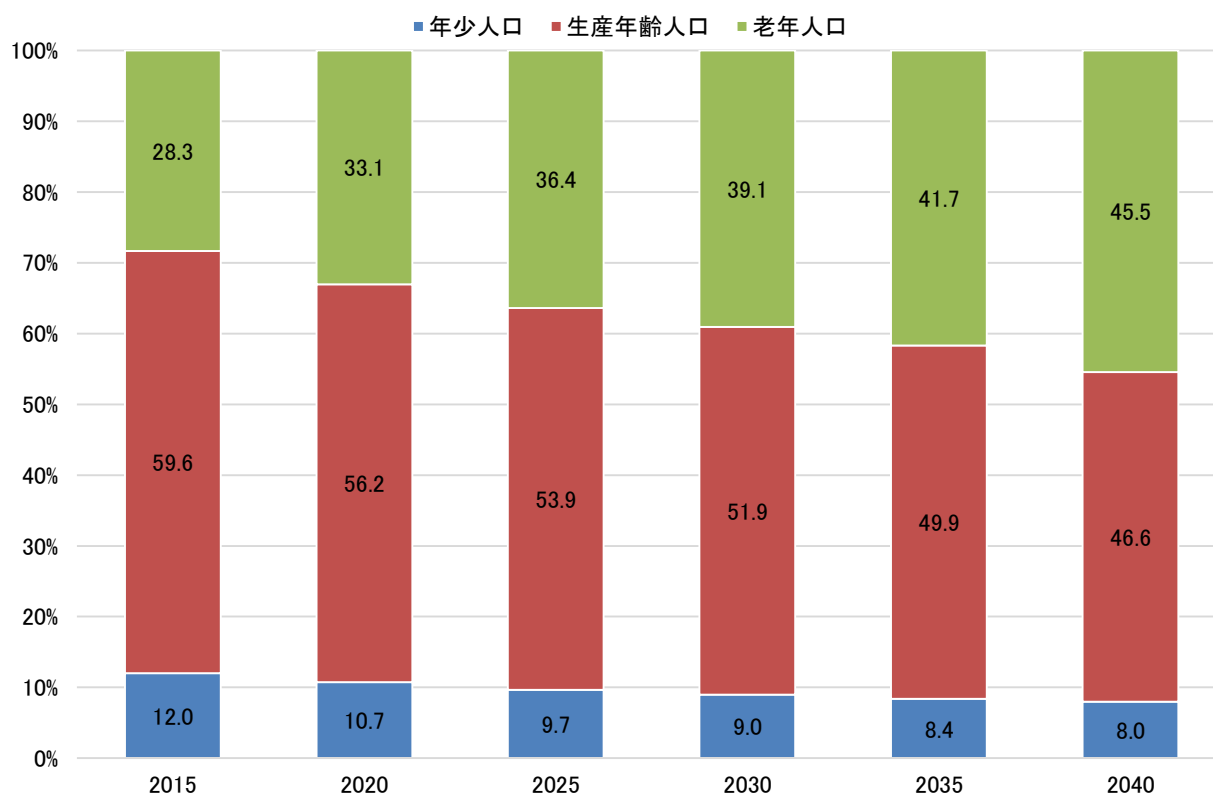


2. 人口の変化が社会・経済に与える影響の分析

① 少子高齢化の分析

パターン1における年齢3区分別の人口割合の推移をみると、高齢化率は2040（令和22）年には45.5%に達し、高齢者1人を現役世代（生産年齢人口）約1.02人で支える社会となる見込みです。2015（平成27）年時点で約2.11人で支えていた人口構造と比較すると人口構造の変化の推移が良く分かります。

パターン1における年齢3区分別の人口割合の推移



高齢者1人当たりの現役世代人数

2015	2020	2025	2030	2035	2040
2.11人	1.70人	1.48人	1.33人	1.20人	1.02人

※現役世代人数（生産年齢人口）を高齢者数（老年人口）で除したものの

3. 人口の将来展望

(1) 将来展望の期間等

国の長期ビジョン及び栃木県の人口ビジョンを勘案し、本市人口ビジョンの将来展望期間について、次のとおり短期的目標、中期的目標、長期的目標を設定します。

短期～中期的目標：5～10年後 2020（令和2）～2030（令和12）年

国の長期ビジョンでは、2020（令和2）年までに合計特殊出生率が1.60程度まで上昇した場合を仮定しています。また、栃木県の人口ビジョンでは、2035（令和17）年の合計特殊出生率を1.90程度まで上昇した場合を仮定しています。

本市においては当面の合計特殊出生率を、現行水準である1.50と設定します。

長期的目標：20年後 2040（令和22）年

国の長期ビジョン及び栃木県の人口ビジョンでは、2040（令和22）年の合計特殊出生率を2.07（人口置換水準）程度まで上昇した場合を仮定しています。

※国や栃木県の長期ビジョン、人口ビジョンが改定されたときは、必要に応じて見直します。

(2) 人口の将来を展望するにあたっての推計方法

① 合計特殊出生率の設定について

矢板市の現行水準を1.50と仮定し、そのまま2040（令和22）年まで推移すると設定します。

② 純移動率の設定について

市の2016（平成28）～2019（令和元）年の4年間の転入出件数から純移動率を算出し、そのまま2040（令和22）年まで推移とした場合と、2040（令和22）年に純移動率が平衡する（ゼロになる）とした2つのケースを設定します。

純移動率の設定

	男性	女性
0～4歳→5～9歳	-0.0146	-0.0092
5～9歳→10～14歳	-0.0032	-0.0011
10～4歳→15～19歳	-0.0194	-0.0022
15～19歳→20～24歳	-0.0315	-0.0581
20～24歳→25～29歳	-0.0284	-0.0215
25～29歳→30～34歳	-0.0196	-0.0193
30～34歳→35～39歳	-0.0170	-0.0046
35～39歳→40～44歳	-0.0113	-0.0048
40～44歳→45～49歳	-0.0043	-0.0045
45～49歳→50～54歳	-0.0060	-0.0076
50～54歳→55～59歳	-0.0036	-0.0005
55～59歳→60～64歳	-0.0017	0.0017
60～64歳→65～69歳	0.0032	-0.0003
65～69歳→70～74歳	-0.0005	-0.0007
70～74歳→75～79歳	-0.0039	-0.0018
75～79歳→80～84歳	0.0005	0.0000
80～84歳→85～89歳	-0.0023	0.0012
85歳以上→90歳以上	0.0033	0.0016

※純移動率は各年における社会増減の数の翌年1月1日時点の人口における割合とし、性別・年齢各階級（5歳刻み）別のそれぞれについて、下記の式で算出した。

$$\frac{(2017年1月1日人口 + 2018年1月1日人口 + 2019年1月1日人口 + 2020年1月1日人口)}{(2016年1月1日～2019年12月31日の転入者数 - 2016年1月1日～2019年12月31日の転出者数)}$$

現行水準で推移	2040（令和22）年まで上記の値で推移
2040（令和22）年に平衡	<ul style="list-style-type: none"> 各年齢層の純移動率がマイナス値である場合、2040（令和22）年に平衡（ゼロ）になると想定し改善率を設定。 純移動率がプラス値である場合はそのままの値で2040（令和22）年まで推移するとした。

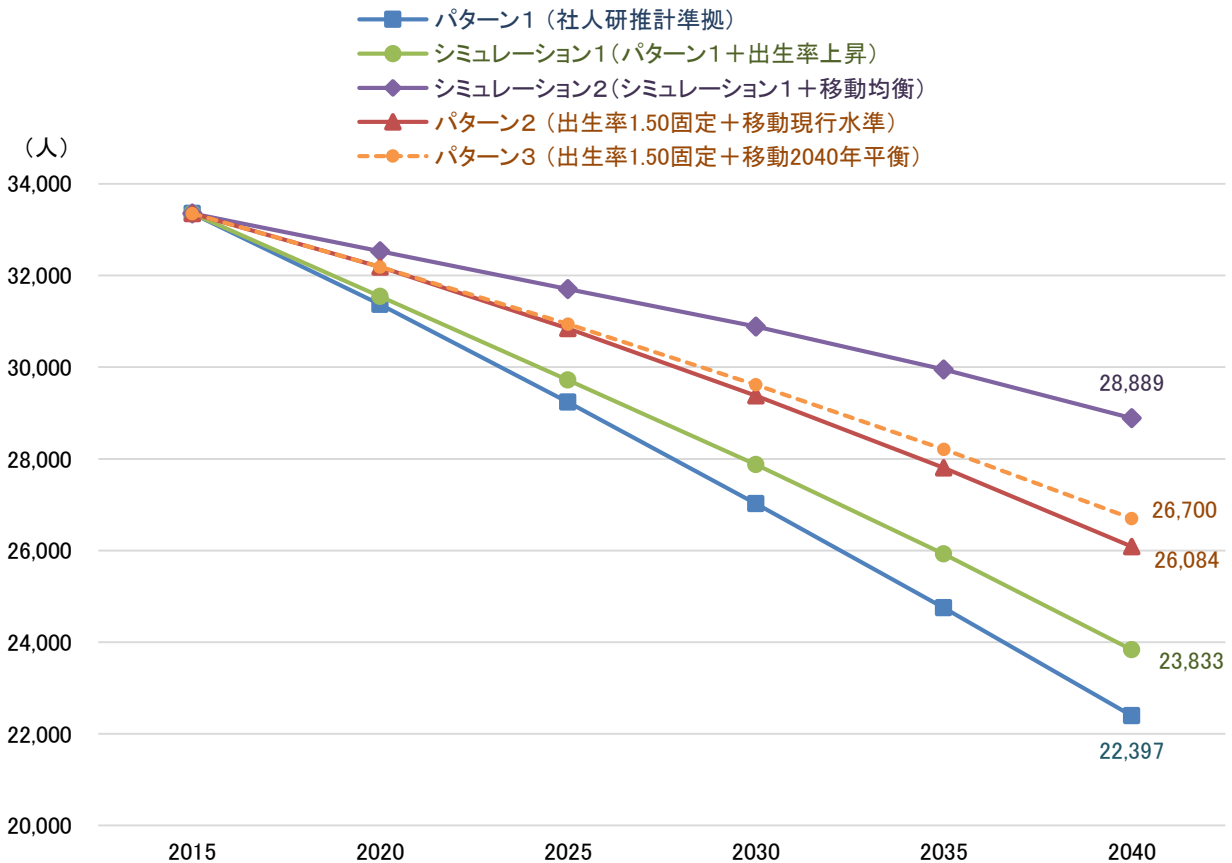
(3) 推計結果

① 人口推計5ケースの比較

前項の設定を、「1 矢板市の将来人口推計と分析」で行ったパターン1及びシミュレーション1・2と合わせてみると以下の通りとなります。

2040（令和22）年の推計人口は、移動率が現行水準で推移した場合（パターン2）は26,084人、移動率が2040（令和22）年に平衡する場合（パターン3）は26,700人となります。

人口推計のまとめ



(人)

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
社人研推計準拠	パターン1 (社人研推計準拠)	33,354	31,368	29,241	27,025	24,748	22,397
	シミュレーション1 (パターン1+出生率上昇)	33,354	31,548	29,721	27,875	25,922	23,833
	シミュレーション2 (シミュレーション1+移動均衡)	33,354	32,529	31,705	30,887	29,952	28,889
独自推計	パターン2 (出生率1.50固定+移動現行水準)	33,354	32,187	30,848	29,381	27,805	26,084
	パターン3 (出生率1.50固定+移動2040年平衡)	33,354	32,187	30,942	29,617	28,207	26,700

② 想定ケース

移動率を2040（令和22）年に均衡させることを目標とすることから、パターン3を想定ケースとします。

矢板市総合計画

「未来へ」～みんなで創る新時代～

計画策定の趣旨・目的

1. 計画策定の趣旨・目的

矢板市は、昭和33年11月1日、全国で530番目、栃木県で11番目の市として誕生し、平成30年には市制施行60周年を迎えました。美しい高原山にいだかれ、豊かな自然と長い歴史・文化を大切にしながら、栃木県北部の拠点都市として、まちづくりに取り組んできました。

今後、わが国は本格的な人口減少化社会へと転換されていきます。少子高齢化の進行をはじめ、まちづくりに対する新たな課題への確に対応しながら、市勢の持続的発展により、未来に夢と希望の持てるまちづくりをめざすため、その指針として「矢板市総合計画」を策定しました。

なお、矢板市総合計画は、人口減少や少子高齢化の進行など市政を取り巻く状況の変化や厳しい財政状況が見込まれる中で、限られた行政資源を最大限に活用し、よりよいまちづくりを着実に進めていくため、今後5年間で重点的に実施する予定の施策や事業を記載した「重点戦略型」の総合計画としました。

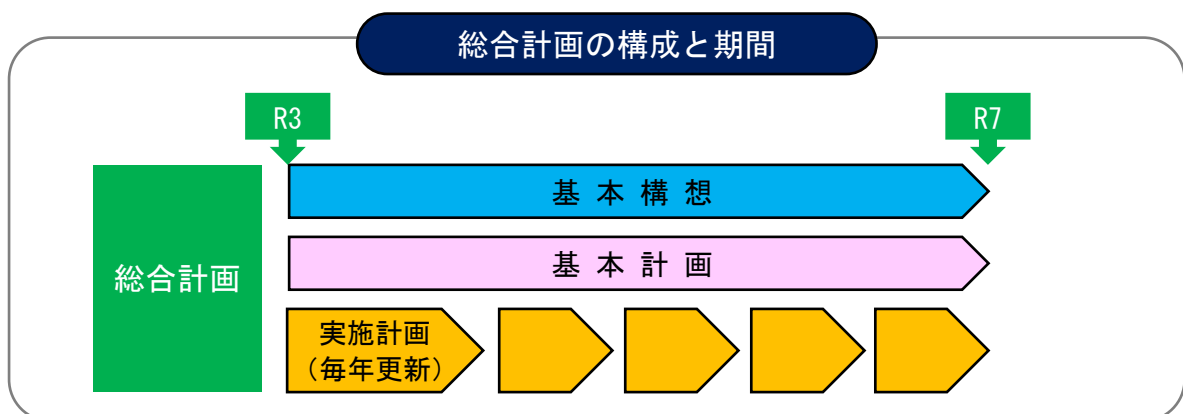
2. 計画の目標年次

この計画は、計画策定時から5年後の令和7年を目標年次とします。

3. 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3部で構成します。

- [基本構想] 市政を総合的・計画的に運営するための基本となるもので、めざすまちづくりの将来像と方向性を示すものです。
計画期間は、令和3年度～令和7年度までの5年間とします。
- [基本計画] 「基本構想」の「まちづくりの将来像」を実現するために、取り組む施策の体系と基本的な内容を示すものです。
計画期間は、令和7年度までの5年間とします。
- [実施計画] 「基本計画」の施策体系と基本的内容に基づき、実施事業の具体的な内容を示すものです。なお、毎年度更新することから、本書と別構成とします。
計画期間は、令和7年度までの5年間とし、毎年度策定（更新）を行います。



基本構想

第1章 矢板市の現状と将来

第1節 矢板市の特性

矢板市のよいところ（特性）を見つめ直し、それらを生かしていきながらこれからのまちづくりを進めます。

（1）豊かな自然があるまち

矢板市を見守るように雄大にそびえる高原山。その広大な山裾は、幾筋もの清流や豊かな緑、山の幸など数々の動植物をはぐくみ、春の新緑やレンゲツツジ、清涼感のある夏の木陰、秋の紅葉、そして冬の雪景色など、四季を通じて様々な表情を見せてくれます。そのふもとには広大な田園風景が広がり、昔ながらの棚田やリンゴの果樹園が点在するなど、市民の暮らしの中に、豊かな自然がとけ込み、住む人に潤いと安らぎをあたえてくれるまちです。

（2）スポーツを通じた健康づくりを推進するまち

市内には「とちぎフットボールセンター」をはじめとするスポーツ拠点整備されるとともに、健康マイレージ事業や介護予防教室などによる市民の健康意識の醸成を図っています。

また、人々の健康志向の高まり等に対して、豊かな自然やスポーツ拠点を生かし、たかはらマラソンをはじめとするスポーツイベントやスポーツ合宿の誘致などにおいて、市内外の参加者の交流を図り、スポーツを通じた健康づくりを推進しているまちです。

（3）多様な教育環境があるまち

市民活動の活性化や社会参加の機会充実を図るため、生涯学習館やシルバー大学校北校などにおいて、様々な体験事業や各種講座を実施し、生涯を通じて学習できる場を設けて、人づくりに努めています。

小中学校においては、豊かな心の教育や学びの連続性など特色ある教育活動の充実をめざして、家庭・学校・地域が一体となって取り組んでいます。

また、市内には3つの高等学校があり、各校とも独自の教育活動が行われ、平成24年度から矢板東高等学校に中高一貫教育校が設置されるなど、多様な教育環境があるまちです。

（4）各種産業が発展したまち

農業においては、肥沃な大地と豊かな水資源を利用した稲作が盛んです。近年は、生産性の維持向上を図るため、新規就農者の支援や集団営農化の推進に取り組んでいます。また、林業においては、木材需要の変革に対応するため、加工法の工夫などに力を入れています。両分野とも、多様化する消費者ニーズに対応するため、特色ある地域ブランド商品の開発や東京圏へのPRなど、販路の拡大を図っています。加えて、都市との交流のための情報発信の場として「道の駅やいた」を活用しています。

工業においては、東北自動車道矢板インターチェンジに直結する矢板南産業団地に多くの企業が進出しています。

また、商業においては、矢板駅東地区や市街地近郊において、大型店舗の進出が見られるなど、各種産業が発展したまちです。

(5) 交通機能が充実したまち

本市は、東京圏から約100kmのところに位置し、東北自動車道や国道4号、J R東北本線など本州交通網の大動脈が市内を縦貫しています。本市周辺には、日光国立公園や鬼怒川・塩原温泉、那須高原などがすべて車で約1時間程度のところに位置していることから、行楽時には多数の人が本市を訪れています。

この交通機能をさらに高めるため、国道4号をはじめとする幹線道路のバイパス整備や東北自動車道のスマートインターチェンジの整備、J R駅のバリアフリー化に取り組むなど、交通機能の充実に力を入れているまちです。

第2節 現状と将来の展望

矢板市を取り巻く国内外の社会環境について、将来の展望を行い、これから必要とされる課題を明らかにして、それらに対応するまちづくりを行います。

(1) 市民協働の推進

行政に求められる社会的ニーズは、多様化・複雑化している中、国が進める地方分権の推進等により、市民・企業・団体等とのパートナーシップによる行政分野の支援が重要となります。また、国と地方の役割を見直し、地域のことは地域自らの手で行うための制度改革が進められています。

本市においても、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化、地方分権の推進等を背景に、「市民協働」によるまちづくりを推進しています。市民のまちづくり人材育成や自主的なまちづくり活動への支援を重点的に行い、市内に3つの高等学校がある特色を生かし、将来の地域づくりの担い手となる若い世代のまちづくりへの参加や、高等学校と地域の連携など、様々な「市民協働」によるまちづくりを推進していくことが必要とされます。また、協働によるまちづくりをさらに推進し、市民と行政が共に矢板市を創る「共創」のまちづくりへ進展することが必要とされます。

(2) 人口減少、少子高齢化への対応

日本の総人口は、平成18年をピークに減少に転じ、本格的な人口減少時代となりました。出生率の低下により少子高齢化が進行し、高齢化社会から超高齢社会へと移行しています。これにより、行政の各施策において様々な影響が生じ、これまでの取組を改めて見直し、対応していく必要があります。

本市においても、平成10年を境に人口が減少しており、出生率も県平均値を下回るなど、少子高齢化が進行していますが、核家族化が進むことにより、世帯数は増加しています。高齢者の方々が、いつまでも元気に生きがいをもって暮らすことのできる地域社会にしていくことや、地域の人々がいつでも明るく助け合いながら暮らせる社会にすること、そして地域で若い世代が安心して子どもを産み育てることのできる社会にすることが必要とされます。

(3) 気候変動に適応する取組

地球規模で自然環境を守っていく意識が高まってきています。温室効果ガスの排出量抑制対策を世界的な取組として進めるための協議の場が持たれるなど、循環型社会の構築が必要となっています。

本市は、雄大な高原山をはじめ緑豊かな大地や清流など、優れた自然環境を有しています。「環境都市」として、この豊かな自然と共生しながら、市民・事業者・行政が一体となって、より一層の良好な環境の創造と保全に取り組むこと、そして地球温暖化防止に向けた循環型まちづくりを積極的に取り組むことを、広く宣言しました。将来に向け、あらゆる分野において、自然環境への配慮を基本理念としたまちづくりが必要とされます。

(4) 時代に即した産業の振興

農林業においては、輸入品目の増加、従事者の高齢化や担い手の減少、耕作地や植林地の荒廃などにより生産力の低下が進む一方、消費者のニーズは多様化し国内自給率が低下しています。工業においては、先進国間の経済競争に加え、新興国の台頭等により、国内企業も引き続き厳しい環境に置かれ、雇用形態の不安定化を招いています。商業においては、大型店間の低価格競争に加え、特にインターネットの普及による宅配・通販型購入の増加など、ライフスタイルの変革により、購買形態が大きく変化しています。

本市においても、農林業の担い手育成支援や地域ブランド創設による競争力の向上、新たな企業の誘致、地域商業への支援などに取り組んでいます。新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式に対応した新規業態への取組や、未来技術の活用など時代に即した産業の振興や環境への配慮など、新たな課題に対応しながら、より競争力の高い産業基盤を確立することが必要とされます。

(5) 安心・安全な暮らしを支える都市基盤づくり

国内においては、これまでの大型建設事業を中心とした社会基盤の整備により、道路網や住宅地の開発が進められてきました。これらの社会基盤を生かしつつ、人口減少に伴う社会需要の変化や地震、風水害などの自然災害に対する安全面にも配慮した質の高い整備が必要となります。

本市でも、主に土地区画整理事業を重点的に推進してきた結果、特に市街地の一部では整備が進展しましたが、市民生活の利便性向上と健全な市政発展のためには、適正な規模の市街地を形成するとともに、都市内や地域間交流の手段である道路網の整備が必要です。また、市民生活の安全確保のため、長期的な展望に基づき計画的な市街地の整備や公共施設の安全対策など、しなやかで強靱な災害に強いまちづくりが必要とされます。

第2章 人口フレーム

5年後の矢板市がめざす将来像において、まちづくりの基本となる人口フレームを次のように設定します。

(1) 定住人口

本市では、積極的な定住基盤の整備促進により、新住宅地の確保や主要幹線道路の整備が進んでおります。今後は、これら主要幹線道路周辺部の適切な市街地形成を図るとともに、子育て環境の充実、就労場所の確保や都市との交流などによる人口の増加を図り、令和7年度の計画人口フレームを30,942人に設定します。

	平成27年度 (H28.1.1)	令和2年度 (R3.1.1)	令和7年度
総人口	33,893人	31,719人	30,942人
世帯数	13,119世帯	13,187世帯	13,700世帯
年少人口(0~14歳)	4,065人(12.0%)	3,306人(10.4%)	3,251人(10.5%)
生産年齢人口(15~64歳)	20,371人(60.1%)	18,045人(56.9%)	17,158人(55.5%)
高齢人口(65歳以上)	9,457人(27.9%)	10,368人(32.7%)	10,533人(34.0%)

(2) 交流人口

本市は、東京圏からおおむね100kmに位置し、JR宇都宮線や東北自動車道、国道4号など交通機能が充実しています。市内には、八方ヶ原や県民の森など自然豊かな憩いの場所が多数あり、また、多くの人が訪れる日光や那須高原などの観光地にも近く、恵まれた立地条件にあります。この特性を生かし、本市の情報発信や、様々なスポーツの合宿や大会の誘致などを行うスポーツツーリズムを推進することによって、より多くの人々が訪れ、にぎわいをもたらすことができます。「道の駅やいた」や「とちぎフットボールセンター」を拠点として、これらの人々と積極的な交流を図りながら、市の活性化を図っていきます。

(3) 関係人口

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で係わる人々のことです。

“矢板市とつながりをもつ” “繰り返し行き来する” “二地域居住を行う” “地方で兼業・副業する” など、本市との継続的な関わりを有し、将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大に取り組んでいきます。

第3章 矢板市の将来像

第1節 めざす矢板市の姿

矢板市は、豊かな自然の恵みを感じることのできる、すばらしいまちです。

この豊かな自然を大切にしながら、矢板のよさを生かして、市民や行政、様々な主体が協力し合いながら、新時代に適応したまちを創り、矢板市の未来へつなげていきます。

[矢板市の将来像]

「未来へ」～みんなで創る新時代～

第2節 まちづくりの基本方針

「矢板市の将来像」の実現に向けて、まちづくりの基本的な方針（施策の基本方針）を次のとおり定めます。

【基本方針1】 みんなで挑戦できるまちづくり

[時代に即した産業を振興するまちづくり（産業振興）]

- 時代に即した商工業を振興するまちをめざします。
- 持続可能な農業・林業を振興するまちをめざします。

[豊かな地域資源を生かした観光スタイルのまちづくり]

- 自然、歴史・文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちをめざします。

【基本方針2】 自然と共存できるまちづくり

[しなやかで強靱な災害に強いまちづくり（防災、環境保全）]

- 豊かな自然を大切に、省資源で循環型のまちをめざします。
- 気候変動に適応した、災害に強いまちをめざします。

【基本方針3】 多世代が住み続けたいまちづくり

[すべての人へ多様な教育機会を提供するまちづくり

(学校教育、生涯学習、文化、スポーツ)]

- 未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちをめざします。
- すべての人が生涯成長できるまちをめざします。

[医療や支援の輪が充実した「健幸」*なまちづくり

(保健医療、福祉、子育て)]

- 安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。
- 医療や支援の輪が充実した「健幸」なまちをめざします。
- 感染症に強いまちをめざします。

[安心して快適に暮らせるまちづくり（定住基盤の整備）]

- すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

【横断的な方針】
SDGs・Society 5.0・新しい生活様式に
対応したまちづくり

*「健幸」とは、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことです。

第3節 まちづくりの基本姿勢

矢板市の将来像の実現に向かってまちづくりに取り組む基本的な姿勢（施策の進め方）について、次のとおり定めます。

【基本姿勢1】協働による市政を推進します

多様な主体が積極的にまちづくりに参画し、活力ある社会を築いていくため、市民に開かれた市政を推進するとともに、地域における協働を推進していきます。

【基本姿勢2】行財政改革を推進します

限りある行財政の資源を有効に活用し、市民の満足度の高い行政サービスを提供していくため、選択と集中を基本として、効果的・効率的な市政の推進、自律的な財政基盤や活力のある執行体制の確立に取り組んでいきます。

【基本姿勢3】国・県・近隣市町との連携を強化します

効率的な行政運営を図るため、国・県及び近隣市町との広域的な連携、交流、事務協働等の取組を進めるとともに、矢板らしいまちづくりを進めるため、地方分権改革に的確に対応していきます。

第4節 まちづくりの重点項目

矢板市の将来像の実現のため、特に重点的に取り組む項目を次のとおり定めます。

【重点項目1】時代に即した産業を振興するまちづくり

本市の恵まれた交通アクセス、豊かな自然環境、歴史・文化等を地域資源として捉え、地域資源を生かした農林業と商工業の連携強化や観光振興を図るとともに、積極的な情報発信により、産業の更なる活性化に取り組んでいきます。また、新しい生活様式や働き方改革への対応、未来技術の活用など、時代に即した産業振興に取り組んでいきます。

【重点項目2】災害に強いまちづくり

本市は、比較的自然災害が少ない地域ではありますが、近年、東日本大震災、令和元年東日本台風の災害など、大規模な自然災害を受けていることから、「矢板市国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強いまちづくりに取り組んでいきます。また、公共施設の老朽化も進んでいることから、「矢板市公共施設再配置計画」等に基づき、施設の統廃合や長寿命化などに取り組んでいきます。

【重点項目3】未来社会を切り拓くひとづくり

活力ある矢板市をつくり維持していくためには、次世代を担う人づくりが不可欠です。子どもたちの生きる力をはぐくむために、一人ひとりのもつ能力や個性を最大限に伸ばすとともに、自ら考え、行動できる力を身につける教育の充実に努めます。

また、高校生や大学生などの若い世代が地域とのつながりを深め、地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域産業の担い手や地域リーダーとして活躍できる人材の育成に取り組んでいきます。

【重点項目4】健幸なまちづくり

市民が、心豊かに日々の暮らしを送るために、住む場所と働く機会が確保されているだけでなく、安心して子どもを産み育てることができ、そして生涯を健康で、生きがいをもって暮らすことのできる「健幸」なまちづくりに取り組んでいきます。

また、スポーツを活用した経済・社会の活性化、スポーツを通じた健康増進・心身形成・疾病予防に向けた取組を推進し、誰もがスポーツに親しみ、健康増進が期待できるまちづくりに取り組んでいきます。

【重点項目5】安心快適なまちづくり

本市は、東京圏からアクセスも良く、JRの矢板・片岡の2つの駅のほか、東北自動車道の矢板インターチェンジを有し、国道4号が南北を横断するなどの公共交通機能を有しており、令和3年3月には矢板北スマートインターチェンジが新たに整備されました。市民生活と企業活動の利便性向上とともに、近隣市町や東京圏等との交流による市勢発展のため、道路網の整備や地域交通の充実に図り、これらの機能の更なる拡充に取り組んでいきます。また、空き地・空き店舗等の有効活用や地籍調査事業などの推進によりまちに賑わいと活力を生み出すとともに、人口減少や超高齢社会においても快適・便利で暮らしやすいコンパクトなまちの形成に取り組み、安心快適なまちづくりに取り組んでいきます。

新たな時代に向けた取組

(1) SDGs (Sustainable Development Goals)

「2015年までに世界の貧困を半減する」など、開発途上国の社会課題解決を世界共通の目標に定めた「国連ミレニアム開発目標 (MDGs)」が2015年に達成期限を迎え、その後継として2015年9月の国連サミットで採択されたのが「SDGs (Sustainable Development Goals)」です。

MDGsが経済面を最も重視する従来の価値観を継承していたのに対し、SDGsでは経済面以外の、持続可能性、人権、公正、社会的正義といった価値にも等しく重きを置いており、それはSDGsを採択するにあたって国連が提出した文書のタイトル「Transforming our world (私たちの世界を変革する)」にも表れています。こうした考えのもと、SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) 社会の実現をめざし、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

こうした理念は、本市にとっても重要な視点であるため、国、県とともにSDGsの達成に向けた取組を加速化していく必要があります。

○本計画で取り組む各政策とSDGsの17の目標との関連性について、下記アイコンを用いて示します。



(2) Society5.0

Society5.0は、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画 (平成28年1月) において日本がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society5.0で実現する社会は、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出します。また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革 (イノベーション) を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となります。

(3) 新しい生活様式

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に際し、長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させるための生活様式を「新しい生活様式」と呼称しています。厚生労働省は①一人ひとりの基本的感染対策、②日常生活を営む上での基本的な生活様式、③日常生活の各場面別の生活様式、④働き方の新しいスタイルとして具体的な実践例を提示しています。

第4章 将来都市構造

第1節 整備方針

「第2次21世紀矢板市総合計画」の計画期間においては、矢板市都市計画マスタープランに基づき、主要地方道矢板那須線バイパス、JR片岡駅の橋上化を含む片岡市街地整備、東北自動車道の矢板北スマートインターチェンジの整備などを促進しました。

本計画においては、子育て世代や高齢者などのすべての世代が安心して便利に暮らせる魅力あるまちとして持続的に発展していくため、地域の特性や人口規模に見合った都市基盤の整備等により利便性の高いまちづくりを進めていきます。

(1) 市街地整備の方針

- ・市街地において、公共施設の集積整備や既存ストックの活用により、効率的な都市機能の誘導を図るとともに、良好な住宅環境整備を促進します。

(2) 都市施設整備（交通体系）の方針

- ・東京圏、東北地方、県都宇都宮市との連携・交流を強化する道路ネットワーク整備を促進します。
- ・先端産業や研究開発機能を有する周辺市町との新たな連携軸づくりに向けた道路網ネットワーク整備を促進します。
- ・居住・商業・工業・観光等の都市機能の向上や市民生活を支える市内道路ネットワーク整備を促進します。
- ・環境負荷の低減や交通弱者に対応した、誰もが円滑で快適に移動できる公共交通機能の充実を図ります。

(3) 都市防災の方針

- ・近年頻発化している自然災害を踏まえ、生活や都市活動全般において安全・安心な都市環境の確保をめざします。
- ・災害対策活動の拠点となる施設等の機能充実を図ります。
- ・火災や地震などの災害に強い都市構造の形成や地域防災力の強化を図ります。
- ・消防・防災対策の推進及び防災体制の強化を図ります。

(4) 景観形成の方針

- ・矢板らしい景観の保全・形成のための矢板市景観計画を策定し、高原山や八方ヶ原などの豊かな自然景観の保全・形成に努めるとともに、地区の特性を生かした街並み景観の形成を図ります。

第2節 将来都市構造

(1) 都市機能拠点

商業・業務拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 駅周辺部や主要幹線道路周辺部において、既成商店街や大規模な店舗・事務所が集中しているところを「商業・業務拠点」とします。既成拠点の機能増進を図るとともに、市街地整備を推進し、新たな機能の拡充を図ります。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ こぶし台地区の矢板南産業団地及び早川町地区の矢板工業団地を「産業拠点」として、立地企業の活動支援を行うとともに、周辺道路の整備など、地区内の利便性の向上を図ります。
交通拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 矢板駅、片岡駅及び東北自動車道の矢板インターチェンジ、矢板北スマートインターチェンジ周辺部を「交通拠点」とします。 ・ 公共交通機能の利便性向上のため、機能拡充を検討します。
シビック拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所、子ども未来館等の立地する地区をシビック拠点として位置づけ、行政サービスなどの利便性の向上を図ります。
スポーツ・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ とちぎフットボールセンターや、長峰公園、矢板運動公園及び川崎城跡公園といった大規模公園を「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置づけ、市民の余暇活動やスポーツ活動等による憩いの場として活用します。 ・ とちぎフットボールセンター敷地内に文化・スポーツ複合施設を整備し、「スポーツ・レクリエーション拠点」とします。
観光・交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ (主) 矢板那須線バイパス沿道の「道の駅やいた」を「観光・交流拠点」として北部の「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」と連携を図るとともに、本市の産業活性化のために情報を発信する場として積極的に活用します。 ・ 県民の森や八方ヶ原などを観光の中心拠点とするとともに、小中学校の統廃合による学校跡地などを積極的に活用し、更なる活性化を図ります。

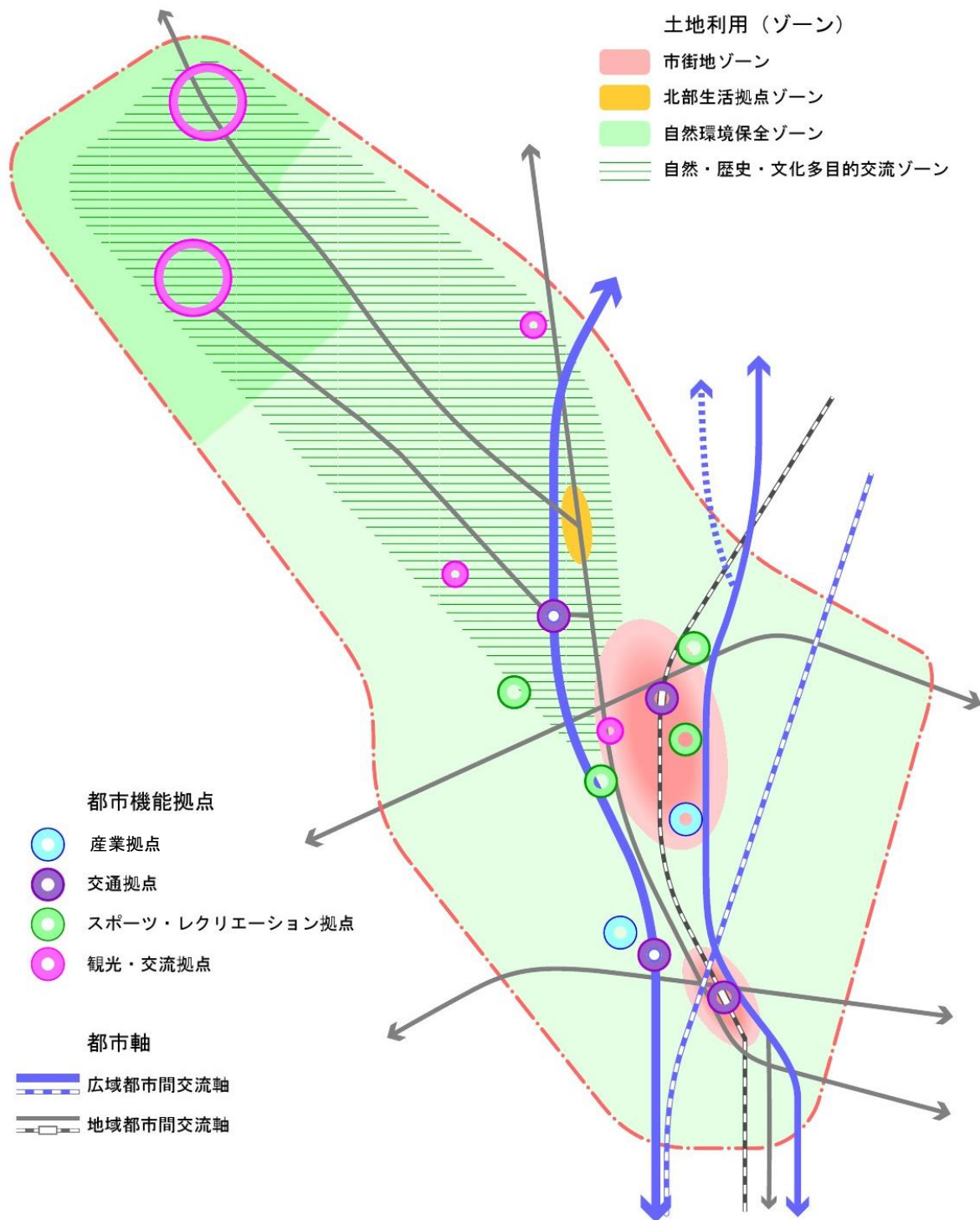
(2) 都市軸

広域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏や東北地方との連携・交流を図るためのもので、東北自動車道や国道4号で構成します。
地域都市間交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に県都宇都宮市や近隣市町との連携・交流を図るためのもので、J R 宇都宮線、国道461号、(主) 矢板那須線、(主) 塩谷喜連川線等で構成します。
市街地形成軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地内の利便性向上を図る道路で、(都) わかば通りや片岡駅周辺道路等で構成します。

(3) 土地利用

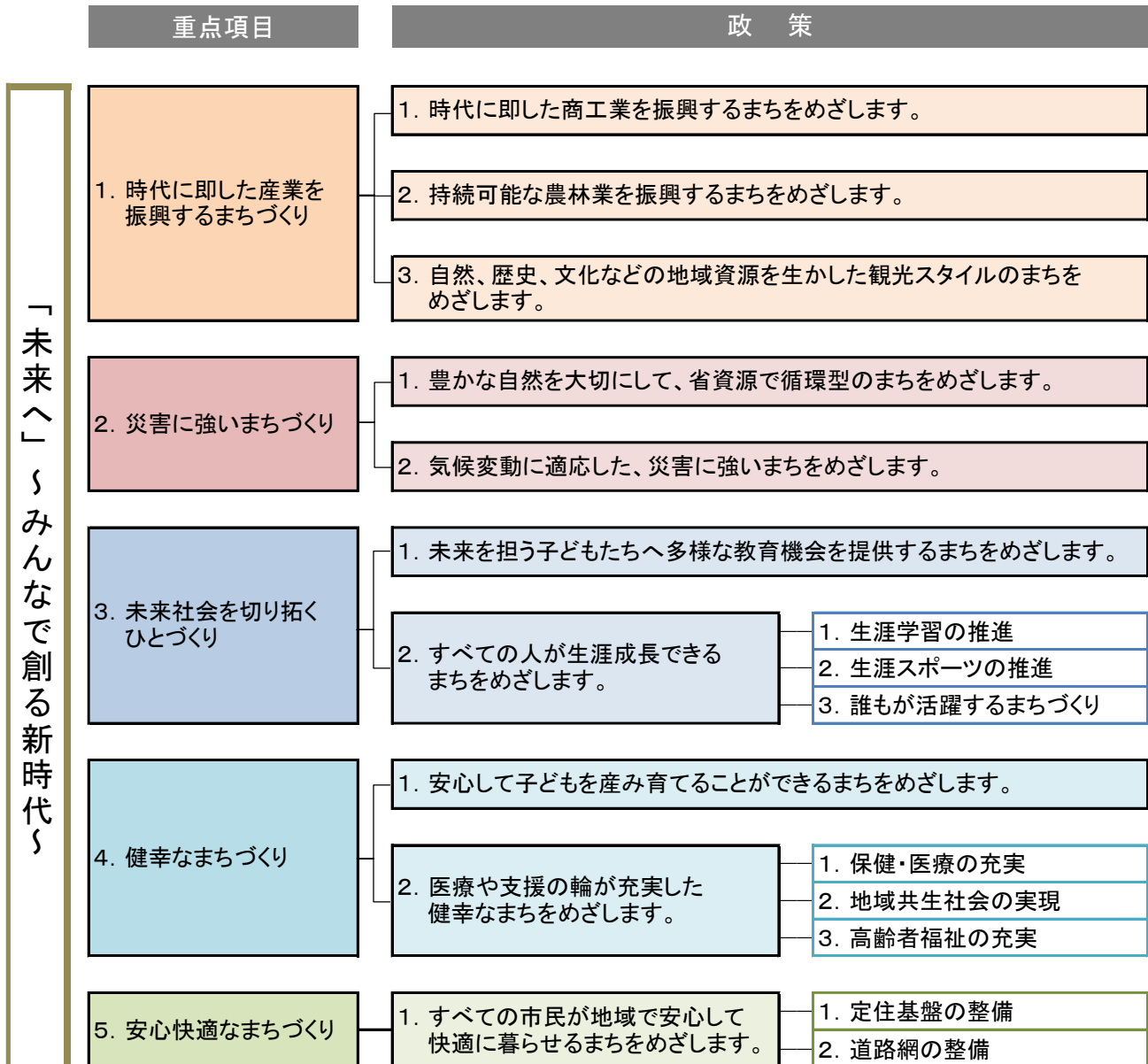
<p>市街地ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、都市計画法に基づく用途地域（矢板南産業団地を除く）が定められている地域、及びその隣接部において計画的に市街化への転換を図っていく地域とし、持続可能な市街地環境を維持するため、機能的な土地利用を行います。 ・道路や公園、公共下水道等の既存ストックの有効活用を推進するとともに、市役所や学校、鉄道駅が立地する環境を生かし、生活利便性の高い、良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・主要幹線道路の周辺部において、自然環境に調和したゆとりある市街地を形成し、都市計画法に基づく「地区計画制度」や「開発許可制度」を適正に活用していきます。
<p>北部生活拠点ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・泉地区の集落周辺の地域とします。 ・地域住民の利便性・安全性向上を図るとともに、「自然・歴史・文化多目的交流ゾーン」の主要拠点として、周辺の観光・交流拠点と一体となり、観光や都市との交流などを図るための地域とします。
<p>自然環境保全ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の森や八方ヶ原周辺部の森林地帯とします。 ・美しい自然環境を大切に保全しながら、観光・交流のための主要拠点として、機能の増進を図ります。
<p>自然・歴史・文化多目的交流ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の森や八方ヶ原などの「観光・交流拠点」や泉地区の集落地域である「北部生活拠点ゾーン」、民間の歴史・文化施設などを含む矢板市北部一帯の区域を、観光・交流・体験など多目的に活用するゾーンとし、市民はもとより市外から訪れる人たちの憩いの場所として、積極的な活用を図ります。

【将来都市構造図】



基本計画

施策体系表



「未来へ」 みんなで創る新時代

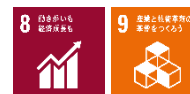
「総合計画」と「総合戦略」*の相関関係

総合計画	総合戦略	
重点項目	基本目標	基本的方向
【重点項目1】 時代に即した産業を 振興するまちづくり	【しごと】 安定した雇用をつくとともに、安心して働けるようにする	時代に即した産業を振興するまちの実現 安心して働ける環境の実現
	【ひと】 来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる	UIターンによる移住・定住の促進 交流人口、関係人口の創出・拡大
	【横断的な目標】 新しい時代の流れを力にする	地域におけるSociety5.0の推進
【重点項目2】 災害に強いまちづくり	【まち】 安心して快適に暮らすことができる活力ある地域をつくる	安心安全な生活を実現する環境の確保
【重点項目3】 未来社会を切り拓く ひとづくり	【まち】 安心して快適に暮らすことができる活力ある地域をつくる	市民・行政の共創によるまちづくり
	【横断的な目標】 多様な人材の活躍を推進する	多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
【重点項目4】 健幸なまちづくり	【ひと】 多世代を支援する	若い世代への結婚・出産・子育ての支援 高齢世代への社会参加等の支援
	【横断的な目標】 多様な人材の活躍を推進する	誰もが活躍する地域社会の推進
【重点項目5】 安心快適なまちづくり	【ひと】 来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる	UIターンによる移住・定住の促進 (再掲)
	【まち】 安心して快適に暮らすことができる活力ある地域をつくる	安心安全な生活を実現する環境の確保 (再掲)
	【横断的な目標】 新しい時代の流れを力にする	地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

*「総合戦略」とは、「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：令和3年度～令和7年度）で、本書の97頁以降に掲載しています。総合戦略は、地方創生のめざすべき将来を明確にし、矢板市人口ビジョンに示された将来展望への対応を踏まえ、住みよい環境を確保しながら将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する将来の目標や基本的方向、具体的施策を示すことを目的として策定します。

***戦略** マークは、「総合計画」と「総合戦略」双方に共通する取組であることを示しています。

【重点項目 1】時代に即した産業を振興するまちづくり



【政策 1】時代に即した商工業を振興するまちをめざします。

- ・ 商業活動支援事業
- ・ 中心市街地活性化
- ・ 企業誘致の推進
- ・ 企業の支援・育成



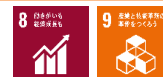
【政策 2】持続可能な農林業を振興するまちをめざします。

- ・ 農林畜産業経営支援
- ・ 環境にやさしい農林業の確立
- ・ 農林業の生産基盤の整備
- ・ 農業農村の活性化
- ・ 森林の保全・整備推進



【政策 3】自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちをめざします。

- ・ 立地を生かした観光振興
- ・ 観光資源の保全・活用
- ・ スポーツツーリズムの推進



【政策 1】時代に即した商工業を振興するまちをめざします。

■ 計画の目標

- やいたブランド認証・開発支援などにより、商業関連品目の競争力を強化します。
- 「道の駅やいた」や八方ヶ原交流促進センター（山の駅）などの交流拠点施設を活用し、積極的にやいたブランド認証品等のPRを図ります。
- 商工会・商店会との連携により、イベント等の開催、空き地・空き店舗等の活用支援を行います。
- 企業誘致等により、雇用の確保を図ります。
- 高付加価値商品の開発により、「地域の稼ぐ力」のアップを図ります。
- 市内の創業気運の醸成、経営（創業等）塾受講者数の増加、起業者数の増加を図ります。
- 新たな時代に対応した企業の支援・育成により、販路拡大・人材確保を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
空き地・空き店舗等の活用支援（累計）	10件	⇒	20件
「経営（創業等）塾inやいた」受講者数 （累計） 戦略	—	⇒	50人
誘致企業数（累計） 戦略	42件	⇒	47件

重点的取組

■ 施策 1 商業活動支援事業 **戦略**

特に中小企業・商店の経営基盤強化のため、ブランド開発支援、新規起業者の支援、商業活性化支援事業などを行います。

主な取組

- ブランド開発支援
 - ・ やいたブランドの認証、更新
- 商業活動支援事業
 - ・ 商工会と連携し矢板市HP・広報による周知、金融機関営業担当への案内
- 新規起業者支援・育成 など

■ 施策 2 中心市街地活性化

中心市街地の商業振興を図るため、商工会・商店会と連携し、きれいで特色ある商店街づくりをめざし、観光、農林業との連携によるイベント開催、空き地・空き店舗等の活用支援などを行います。

主な取組

- 中心市街地活性化への支援
 - ・ 商工会と連携し中心市街地でのイベント等の開催
- 特色ある商店街の形成支援
 - ・ 空き地・空き店舗等の活用支援 など

■ 施策 3 企業誘致の推進 **戦略**

交通アクセスのよさ、災害の少なさなど地理的優位性、奨励制度などの優遇策を積極的に情報発信し、産業団地などへの誘致を推進します。

主な取組

- 企業誘致の推進
 - ・ 産業団地などに、成長産業の集積を図る
 - ・ 雇用を生み出す企業の誘致 など

■ 施策 4 企業の支援・育成 **戦略**

企業の経営の安定に関する支援、国内、海外販路拡大支援、退職金共済制度への加入促進支援などにより、新たな時代に対応した企業の支援・育成を推進します。

主な取組

- 企業の支援・育成
 - ・ 融資制度の推進
 - ・ 国内、海外販路開拓支援
- 人材の支援・育成
 - ・ 退職金共済制度への加入促進 など



【政策 2】持続可能な農林業を振興するまちをめざします。

■ 計画の目標

- 農林畜産業に関する技術や施設、農地利用、各種補助制度の活用等、最新の情報を提供しながら個々の農林畜産業経営を総合的にサポートすることにより、時代に即した農林畜産業経営を実現し、農林畜産業の定着を図ります。
- 林業従事者数及び素材生産量、製品生産量の増加を図ります。
- 間伐面積の増加を図ります。
- 「道の駅やいた」を活用して、農業農村の活性化を図るとともに、本市に訪れる交流人口の増加を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
認定農業者数 (累計)	182人	⇒	192人
新規林業従業者数 (累計)	3人/年	⇒	25人
道の駅利用者数 戦略	1,220千人	⇒	1,290千人
間伐面積 (累計)	100ha/年	⇒	590ha

◇ 「認定農業者数」 効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業者の方で、市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことです。

重点的取組

■ 施策 1 農林畜産業経営支援 **戦略**

農林畜産業の担い手を育成・確保し、経営を継続するための支援や新技術・新品種の導入を推進し、付加価値の高い地域に合った農林畜産物を生産します。

主な取組

- 農業の担い手育成体制の強化
 - ・ 農業経営改善支援
 - ・ 新規就農育成支援
 - ・ 集落営農組織対策
 - 林業の担い手の確保・育成
 - 新技術・新品種の推進
 - ・ 新技術の導入支援
 - ・ 新品種の作付支援
- など

■ 施策 2 環境にやさしい農林業の確立

耕畜連携など循環型農業や化学肥料、化学農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性の維持・向上に配慮した農業の普及拡大を図ります。

間伐により発生する残材を有効に活用するため、木質系バイオマスの利用促進を図ります。

主な取組

- 環境に配慮した農業の推進
 - ・ 良質堆肥の有効利用促進
 - ・ 低農薬、低化学肥料栽培の推進
 - ・ 環境保全型農業直接支払交付金の活用推進
 - 農業農村の環境保全
 - ・ 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の活用促進
 - 木質系バイオマスの利用促進（木の駅プロジェクト運営支援）
- など

■ 施策 3 農林業の生産基盤の整備 **戦略**

ほ場整備や農道等生産基盤の整備推進と、農地の利用集積の促進を図ります。

林道施設の整備を図るとともに、森林資源の見える化による資源管理、生産工程のICT活用による効率的な生産管理、自動化技術導入による労働負荷低減を促進します。

主な取組

- 農業の生産基盤整備
 - ・ ほ場整備
 - ・ 農道整備
 - 林業の生産基盤整備
 - ・ 林道の整備
 - ・ 森林資源の見える化
 - ・ 生産工程のICT活用
 - 農地の集積
- など

■ 施策 4 農業農村の活性化 **戦略**

周辺市町との広域的ネットワークや、都市との交流・体験事業、拠点施設の活用などにより、農村地域の活性化と、本市の優れた農産物の積極的な情報発信により、活性化を図ります。

主な取組

- 都市との交流強化
 - ・ たかはら山麓水街道、中山間地域活性化推進協議会による都市農村交流事業及び広域連携事業の充実
 - ・ そばオーナー制度の実施
 - 「道の駅やいた」を介した地産地消・食育の推進
- など

■ 施策 5 森林の保全・整備推進

森林の保全・整備を図ることで、山崩れ防止、水源涵養、地球温暖化防止等の森林の多面的機能の発揮に貢献します。

主な取組

- 森林の保全・整備
 - ・ 間伐施業の促進（森林環境譲与税を活用した森林保全・整備）
 - ・ 地域住民による里山の保全の推進（元気な森づくり県民税を活用した森林保全・整備）
- など



【政策 3】自然、歴史、文化などの地域資源を生かした観光スタイルのまちをめざします。

■ 計画の目標

- 農林業などの異業種と連携し、体験・交流型観光など新たな魅力の創出により観光の振興を図ります。
- 森林や溪流などの自然や歴史的文化施設、日本遺産などの保全・活用を図るとともに、観光案内所を拠点とし、「道の駅やいた」などと連携のうえ、積極的なPR活動を行い、優れた観光資源の知名度向上を図ります。
- スポーツと地域産業との連携により、新たな観光産業としてスポーツツーリズムを推進します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
観光客入込数	1,000千人	⇒	1,800千人
観光消費額 (日本人1日あたり)	7,000円	⇒	11,000円
スポーツツーリズムによる経済波及効果 戦略	14億168万円	⇒	21億2,500万円

- ◇ 「観光客入込数」 主要な観光地や集客施設、イベントなどの来場者の総数で、栃木県が定期的に調査している指標のことです。
- ◇ 「観光消費額」 環境省調査のうち、宿泊費を除いた額を基準として算出します。
- ◇ 「経済波及効果」 矢板スポーツコミッションによる調査により算出します。

重点的取組

■ 施策1 立地を生かした 観光振興 **戦略**

観光協会など関連団体と連携を図るとともに、農林業などの異業種と連携し、体験交流型観光など新たな魅力の創出に取り組みます。

主な取組

- (仮称) 矢板市観光振興アクションプランの策定
- 体験交流型観光の推進
 - ・ スポーツ合宿やアウトドアスポーツを活用した滞在型観光の推進
 - ・ そばオーナー制度など、農林業と連携した体験交流型観光の推進 など
- 観光協会の機能強化

■ 施策2 観光資源の保全・活用 **戦略**

高原山の森林をはじめとする豊かな自然や文化財等の資源の保全・活用を図ります。

観光案内所を拠点とし、「道の駅やいた」などと連携のうえ、積極的なPR活動を行い、優れた観光資源の知名度向上を図ります。

主な取組

- 観光資源の保全
 - ・ 大間々レンゲツツジの樹勢維持
 - ・ 八方ヶ原観光施設の機能維持
- 観光資源の整備
 - ・ 山の駅たかはら周辺を活用した着地型観光の開発
- 日本遺産の活用
- イメージアップ・PRの推進
 - ・ 「道の駅やいた」と観光案内所の連携による情報発信 など

■ 施策3 スポーツツーリズムの 推進 **戦略**

スポーツと地域産業との連携による新たな観光産業の創出を図ります。

主な取組

- スポーツコミッションの自立支援
- 観光産業をはじめとする地域産業との連携深化
 - ・ スポーツ大会・合宿の誘致開催支援
 - ・ スポーツ合宿をはじめとする滞在型スポーツ旅行商品の造成支援 など

【重点項目 2】 災害に強いまちづくり



【政策 1】 豊かな自然を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。

- ・ 環境にやさしい社会の構築
- ・ 上水道の安定供給
- ・ 廃棄物処理の適正化
- ・ 公共下水道の整備、利用促進



【政策 2】 気候変動に適応した、災害に強いまちをめざします。

- ・ 消防・防災・救急体制の確立
- ・ 気候変動適応の推進
- ・ 災害に強いまちづくりの推進



【政策1】豊かな自然を大切にして、省資源で循環型のまちをめざします。

■ 計画の目標

- 環境の保全や循環型社会の構築に向けて、矢板市環境基本計画に基づき、意識啓発機会の充実を図ります。
- 循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生抑制、再資源化、再利用化を進めます。
- 広域行政組合と連携しながら、ごみやし尿など一般廃棄物の処理・管理事業を適正に進めます。
- 良質で安全な水を安定供給するため、水源の確保や整備を推進するとともに、石綿セメント管など老朽管や老朽施設の更新を計画的に進めます。
- 生活排水の適正な処理を行うため、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置を推進します。
- 処理施設の安定的、効率的運用を図るため、施設の計画的な整備、更新を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
リサイクル率 (再利用量)	11.5%	⇒	30.0%
市民1人1日当たりのごみ排出量 (資源化以外)	820 g	⇒	800 g
石綿セメント管更新率 (累計)	77.80%	⇒	80.20%
公共下水道整備面積 (累計)	493ha	⇒	522ha

◇「リサイクル率」 ごみの再資源化を表す指標です。

(市町で処理したごみのうち、資源として再利用される量+集団回収量) / (収集量+直接搬入量+集団回収量)

◇「市民1人1日当たりのごみ排出量」 (市で処理したごみの総量+集団回収量) / 人口 / 365日

◇「公共下水道整備面積」 公共下水道が使用可能な区域の面積の総計のことです。

重点的取組

■ 施策 1 環境にやさしい社会の構築

廃棄物の発生抑制、資源化・再利用化の仕組みづくりや利用の促進を図ります。

主な取組

- リサイクルの促進
 - ・ 広域的なシステム構築
 - ・ リサイクル拠点施設整備
 - ・ 分別システムの充実
- 省資源・省エネルギーの促進
- 環境に対する意識向上
 - ・ ごみ減量化、資源化意識啓発 など

■ 施策 2 廃棄物処理の適正化

広域行政組合と連携し、廃棄物の収集・処理体制等の充実、不法投棄の防止を図ります。

主な取組

- 廃棄物の適正処理
 - ・ 広域との連携による適正処理の確保
- ごみ処理体制の充実
 - ・ 不法投棄監視体制の整備
 - ・ 指導啓発強化 など

■ 施策 3 上水道の安定供給

良質で安全な上水道を安定供給するため、水源の確保、配水管網整備、危機管理対策を進めます。

主な取組

- 水源の確保と整備
 - ・ 配水ブロック及び水道施設の統廃合
 - ・ 泉地区を第二農場地区に統合
- 老朽管の更新
 - ・ 個別施設計画に従い既に耐用年数を経過している老朽管の更新 など

■ 施策 4 公共下水道の整備、利用促進

生活排水の適正な処理を行うため、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置を推進します。

主な取組

- 公共下水道整備の推進
 - ・ 片岡地区の下水道整備促進及び片岡地区の用途区域の事業認可エリア拡大実施
 - ・ 下水道整備地区の接続促進
 - ・ 農業集落排水への接続促進
- 施設の適正更新
- 合併浄化槽の設置促進 など



【政策 2】気候変動に適応した、災害に強いまちをめざします。

■ 計画の目標

- 消防・防災対策の推進、地域防災体制の強化、救急体制や矢板市地域防災計画の充実を図ります。
- 災害発生などの有事の際に備え、行政区単位での防災体制の強化を図ります。
- 「矢板市国土強靱化地域計画」等に基づき、学校など公共施設の耐震化、避難場所、避難路の充実や危険箇所の周知を図ります。
- 台風や大雨による災害を防ぐため、河川の整備推進を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
自主防災組織の設立数 (行政区) 戦略	43か所	⇒	65か所
市管理主要河川整備延長 (累計)	7,757m	⇒	7,957m

- ◇ 「個別計画」 [矢板市地域防災計画 (令和3年3月改訂版)]
[矢板市国土強靱化地域計画 (令和3年度～令和7年度)]
- ◇ 「同報系防災行政無線整備」 非常時の緊急情報の伝達方法として、デジタル系同報システムを利用した防災無線のことです。

重点的取組

■ 施策1 消防・防災・救急体制の確立 **戦略**

消防・防災対策の推進、地域防災体制の強化、救急体制や矢板市地域防災計画の充実を図ります。

主な取組

- 防災行政無線設備の整備（屋外拡声器の更新等）
 - ・ 防災行政無線（同報系）屋外拡声器の高性能スピーカーへの更新及び設置箇所の見直し
- 自主防災組織の設立推進
 - ・ 自主防災組織（行政区）の設立推進（目標設立率100%）
- 避難行動要支援者名簿の更新
- 救急体制の充実
 - ・ 災害時救急救助体制の確保 など

■ 施策2 災害に強いまちづくりの推進 **戦略**

公共施設の耐震化、避難場所・避難路の充実や危険箇所の周知を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

主な取組

- 矢板市国土強靱化地域計画の推進
 - ・ 公共施設の防災機能強化
 - ・ ライフラインの確保
 - ・ 防災ハザードマップの周知
 - ・ 備蓄用品の確保
- 治水対策の推進
 - ・ 主要河川の整備促進 など

■ 施策3 気候変動適応の推進

地球温暖化の進行に伴う、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、それに伴う農作物の品質の低下、熱中症リスクの増加などの気候変動の影響に適応する取組を推進します。

主な取組

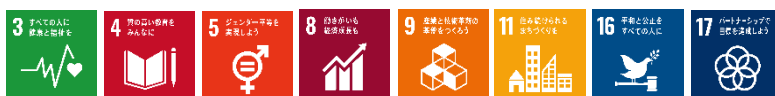
- 栃木県気候変動適応センターや近隣市町と連携した気候変動の影響等に関する情報の収集・分析
- 気候変動適応策等の情報発信
- 地球温暖化防止に関する取組の推進 など

【重点項目 3】 未来社会を切り拓くひとづくり



【政策 1】 未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちをめざします。

- ・ 小中学校教育の充実
- ・ 小中学生と高校生との連携
- ・ 幼児教育と学校教育の連携の充実
- ・ 教育の充実のための環境づくり



【政策 2】 すべての人が生涯成長できるまちをめざします。

① 生涯学習の推進

- ・ 学びの場づくりの充実
- ・ 地域学校協働活動事業の充実
- ・ 学びを生かす環境づくりの整備・充実
- ・ 文化の振興

② 生涯スポーツの推進

- ・ 生涯スポーツの推進
- ・ スポーツ施設の機能拡充

③ 誰もが活躍するまちづくり

- ・ 誰もが活躍できる地域社会の推進
- ・ 地域づくりの人材育成
- ・ 市民協働のまちづくり推進
- ・ 移住・定住の促進



【政策1】未来を担う子どもたちへ多様な教育機会を提供するまちをめざします。

■ 計画の目標

- 子どもたち一人ひとりが自分たちのよさを理解し、「なりたい自分」になるために考え、生きる力を身に付ける活動を実践します。
- 自分の学校や住んでいる地域への理解や愛着を深め、学校や地域に誇りをもつような特色ある教育を展開します。
- 認定こども園・幼稚園・保育所（園）の保育士が小学校のカリキュラム構成について実感し、また、小学校の教職員が幼児教育のきめ細やかな指導体制について理解することで、1年生のスタートカリキュラムが重要であることを互いに認識し、よりよい小学校生活について共通の目標をもつことができるよう連携します。
- 小中学生と高校生の交流機会を提供することで、児童生徒の学びの連続性の確保に努めます。
- 子どもたちがあらゆる変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会形成に参画するための資質・能力を育成します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
外部人材の活用による授業、講座等の開催数	各学校10回	⇒	各学校20回
図書貸出数（年一人当たり） 小学校	33冊	⇒	40冊
図書貸出数（年一人当たり） 中学校	6冊	⇒	15冊

- ◇ 「外部人材」 「特色ある学校づくり」、「地域との連携による学校づくり」などを目的として、主に学校周辺地域の方やボランティアなど教職員以外で授業・講座を実施する人のことです。
- ◇ 「図書貸出数」 学校図書館は、蔵書管理システム及び図書カードの集計によります。また、学校電子図書館は、クラウド管理の集計によりそれぞれを合算したものです。

重点的取組

■ 施策 1 小中学校教育の充実 **戦略**

生きる力や個性を伸ばし、特色ある教育の展開を進めます。

主な取組

- 生きる力をはぐくむ教育の実践
 - ・主体的に学ぶ子どもたちの育成
 - ・市教育委員会、各小中学校、家庭の連携による「規則正しい生活習慣」及び「家庭学習習慣」の定着（読書活動の奨励、食育の推進など）
- 特色ある教育の展開
 - ・外部人材の活用による授業・講座等の開催
 - ・ふるさとを愛する心の育成
 - ・明確な「本時のめあて」と自己の変容に気付く「ふりかえり」の徹底による授業力向上
- 小中学校の適正規模・適正配置の推進
 - ・過小規模校、小規模校の解消への取組
 - ・魅力ある学校づくりの推進 など

■ 施策 2 幼児教育と学校教育の連携の充実

認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小学校の連携を充実します。

主な取組

- 認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小学校の連携
 - ・新入学児童に係る情報交換会や相互見学会の実施
- 小学校全体での1学年のスタートカリキュラムへの取組の充実 など

■ 施策 3 小中学生と高校生との連携

小中学生と高校生が様々な機会をとおして交流を進めていきます。

主な取組

- 小中学生と高校生の交流機会の提供
 - ・中学生（生徒）の高校の見学
- 中学校と高校との教員の交流・情報交換 など

■ 施策 4 教育の充実のための環境づくり **戦略**

学校教育の情報化を積極的に進めます。

主な取組

- これからの社会に通用する学びを提供できる環境づくり
 - ・ICTを活用するための指導力の向上
 - ・児童生徒・保護者向けの情報モラル教育の充実
- 教材のデジタル化の促進
 - ・プログラミング教育に係る教材の充実 など



【政策2】すべての人が生涯成長できるまちをめざします。

① 生涯学習の推進

■ 計画の目標

- 文化・スポーツ複合施設整備により、機能の充実と市民の利便性の向上を図ります。
- デジタルミュージアムを整備し、市民がいつでも矢板市の歴史を学ぶことができるように機能強化を図ります。
- 市民が学んだ成果を地域社会で生かすことのできる環境を整備・充実します。
- ボランティア養成講座の実施により、学校支援ボランティアの登録者を増やします。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
デジタルミュージアムオンライン講座 受講者数 (累計)	—	⇒	500人
学校支援ボランティア要請回数 (1校年間平均)	6回	⇒	15回

◇「個別計画」 [矢板市生涯学習推進計画5期計画(令和3年度～令和7年度)]

重点的取組

■ 施策 1 学びの場づくりの充実 戦略

市民が主体的に学習できる環境を整備します。

主な取組

- 社会教育施設の運営・整備
 - ・ 矢板市文化会館、矢板市体育館等を複合化し、とちぎフットボールセンター内に整備
- 各世代の教育の充実
- 多様な学習機会の提供 など

■ 施策 2 学びを生かす環境づくりの整備・充実

市民が学んだ成果を地域社会で生かすことのできる環境を整備・充実します。

主な取組

- 成果を生かす地域づくり
 - ・ 人材の発掘・養成
 - ・ 成果発表、活躍機会充実
 - ・ 人材登録、活用システム構築
- 関係団体の支援
 - ・ 団体、グループ支援
 - ・ ボランティアネットワークの整備 など

■ 施策 3 地域学校協働活動事業の充実

地域が一体となり、学校と連携・協働して地域づくりをめざします。

主な取組

- 地域学校協働本部設置と活用
 - ・ ボランティア養成講座の実施 など

■ 施策 4 文化の振興

歴史的文化財の調査・保護活動を進めると共に、デジタルミュージアムを整備します。また、市民が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。

主な取組

- デジタルミュージアムの整備
 - ・ 矢板市の文化財等をデジタル化し、オンライン上で公開
- 文化財の保護・活用
 - ・ 指定文化財及び日本遺産構成文化財の保存・活用
- 市民文化の創造・振興
 - ・ 文化祭、ともなり文芸祭り開催支援
 - ・ 文化・スポーツ複合施設整備 など

② 生涯スポーツの推進

■ 計画の目標

- スポーツ環境の整備と大会開催を通じて、競技力の向上、地域経済の活性化及びスポーツボランティア等市民活動を推進し、市民のスポーツへの関心と参加する意識の醸成を図ります。
- ライフステージに応じてスポーツに親しめる環境を整えるため、スポーツ教室・スポーツイベントの開催、スポーツ指導者の育成・資質向上、総合型地域スポーツクラブの育成支援、競技施設・練習施設の整備を行います。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
スポーツ教室等参加率	1.7%	⇒	2.7%
スポーツボランティア登録数	7人	⇒	50人
体育施設利用者数	164,000人	⇒	214,000人

重点的取組

■ 施策 1 生涯スポーツの推進

スポーツを通じたまちづくりにより、市民一人ひとりが心身ともに明るく健康で活力ある生活を送れる社会の実現、市民相互の交流の促進及び地域経済の活性化を図ります。

主な取組

- スポーツによる健康づくりの推進
 - ・ スポーツ教室・スポーツイベントの開催
 - ・ スポーツ指導者の育成・資質向上
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの育成支援
 - ・ 競技施設・練習施設の整備
- スポーツによるコミュニティの醸成
- 栃木県開催の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた機運醸成
 - ・ 国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）の開催（スポーツ環境の整備、大会開催）
- 競技レベルの向上 など

■ 施策 2 スポーツ施設の機能拡充

戦略

多様化・高度化する市民のニーズに対応するため、矢板運動公園や体育施設の維持・補修、整備を進めます。

主な取組

- 文化・スポーツ複合施設整備
- 矢板運動公園や体育施設の維持・補修、整備の推進 など

③ 誰もが活躍するまちづくり

■ 計画の目標

- 地域において、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。
- 矢板ふるさと支援センターに地域おこし協力隊、集落支援員を配置し、活動拠点を確保することで、市民活動の支援等を行います。
- 将来の地域産業の担い手や地域リーダーなどの人材育成に取り組んでいきます。
- 矢板市の魅力や暮らし等に関する情報を積極的に発信するとともに、様々な主体と連携した相談・受入体制の充実により、矢板市への移住・定住を促進します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
市民協働のまちづくり事例数 (5年間累計) 戦略	H28~R2 10件	⇒	R3~R7 14件
定住促進補助金申請件数 (累計) 戦略	820件	⇒	1,220件

- ◇ 「市民協働のまちづくり事例数」 地域の方々が、地域の特性などを活用しながら自主的に取り組む様々なまちづくり活動のことです。
- ◇ 「矢板ふるさと支援センター」 地域住民が主体となって地域の課題解決を図ることができる新たな取組主体の組織化及び組織の運営を支援するため、平成30年度に開設しました。テレワーク拠点やシェアキッチンを備えています。

重点的取組

■ 施策1 誰もが活躍できる地域社会の推進 **戦略**

地域において、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。

主な取組

- 多世代交流の場づくり
- 官民連携による新規就業及び社会参加の促進
- 多文化共生の推進
- 矢板市男女共同参画計画の推進 など

■ 施策2 市民協働のまちづくりの推進 **戦略**

市民の自主的なまちづくりを行うための人材育成や活動拠点の確保、活動に対する支援等を行います。

主な取組

- 市民協働の推進
 - ・ 矢板創生推進交付金等による自治活動の支援
- 市民活動の支援
 - ・ 矢板創生推進交付金、市民活動助成金等による市民活動の支援
- 活動拠点の確保
 - ・ 矢板ふるさと支援センターによる市民活動の支援 など

■ 施策3 地域づくりの人材育成

高校生や大学生などの若い世代が地域とのつながりを深め、地域への課題意識や貢献意識をもち、将来、地域産業の担い手や地域リーダーとして活躍できる人材の育成に取り組んでいきます。

主な取組

- 若者の居場所づくり
 - ・ 矢板ふるさと支援センター、子ども未来館等の活用
- 地域づくりの人材育成
 - ・ 高校生など若い世代の地域定着の促進
 - ・ 県内の大学との連携協定に基づくまちづくり活動 など

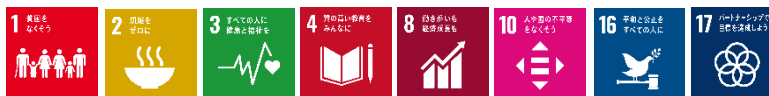
■ 施策4 移住・定住の促進 **戦略**

矢板市の魅力や暮らし等に関する情報を積極的に発信するとともに、様々な主体と連携した相談・受入体制の充実により、矢板市への移住・定住を促進します。

主な取組

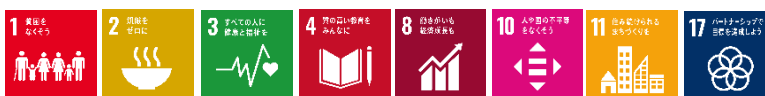
- 移住相談や各種補助金等による移住・定住の支援
 - ・ 矢板ふるさと支援センターなどの移住相談窓口の運営
 - ・ 定住促進補助金、移住支援金
 - ・ 地域おこし協力隊制度の活用
- テレワークなど新しい働き方の受入体制の構築
 - ・ テレワーク拠点の整備促進、サテライトオフィスの誘致 など

【重点項目 4】 健幸なまちづくり



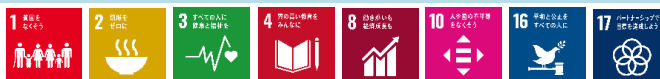
【政策 1】 安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。

- ・ 地域で支える子育て環境づくり
- ・ 母子保健の充実
- ・ 安心して子育てできる生活環境の整備
- ・ 支援を必要とする家庭への施策の充実



【政策 2】 医療や支援の輪が充実した健幸なまちをめざします。

- ① 保健・医療の充実
 - ・ 保健予防の推進
 - ・ 健康づくりの推進
 - ・ 地域医療体制の充実
 - ・ 医療保険制度の適正運営
 - ・ 感染症対策の推進
- ② 地域共生社会の実現
 - ・ 地域福祉を推進する体制づくり
 - ・ 誰もが社会参加できる環境づくり
 - ・ 障がい者の地域生活の基盤づくり
- ③ 高齢者福祉の充実
 - ・ 高齢者の生きがいづくり等支援の充実
 - ・ 介護保険事業の充実



【政策 1】安心して子どもを産み育てることができるまちをめざします。

■ 計画の目標

- 令和3年2月オープンの矢板市子ども未来館において、子育て等に悩む親が相談しやすい環境を提供します。また、子育て悩み相談所の開設や各種イベントを通じた交流拠点の充実を図ることにより、虐待やDVの発生を未然に防ぎます。
- 保育の需要に対し適切な提供体制の確保を図り、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等多様なニーズに対応した保育を実施し、待機児童0を継続します。
- 母子保健サービスや医療体制の整備、食育の推進など、母子保健の充実を図ります。
- 社会的養育体制の充実やひとり親家庭への自立支援など、支援を必要とする家庭に対する施策の充実を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
ファミリーサポートセンター事業会員数	307人	⇒	312人
〃 活動件数 (年延べ件数)	170件	⇒	195件
地域子育て支援拠点事業利用数 (年間利用延べ人数)	3,458件	⇒	4,199件

- ◇ 「個別計画」 [第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画「やいた子ども未来プラン」(令和2年度～令和6年度)]
- ◇ 「休日保育」 休日に保育に欠ける児童を保育所等で預かることをいいます。
- ◇ 「ファミリーサポートセンター事業」 子育ての支援が必要な人と手助けしたい人が、それぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域での子育て支援をしていく仕組みのことです。

重点的取組

■ 施策1 地域で支える子育て環境づくり **戦略**

地域にある社会資源等を活用し、情報提供や相談支援などを推進します。また、すべての子どもが地域で安心して過ごせるよう、様々な活動機会の提供や居場所づくりに努めます。

主な取組

- 子ども未来館、地域子育て支援センター等の相談・交流拠点の充実
- ファミリーサポートセンター事業
- 青少年の健全育成
- 青少年活動の促進 など

■ 施策2 安心して子育てできる生活環境の整備 **戦略**

子育てに対する親の不安等を軽減するため、保育事業の充実や仕事と家庭生活の両立支援などを推進し、安らぎを感じながら子育てできる環境を整備します。

主な取組

- 保育施設の環境整備
 - ・ 保育の需要に対し、適切な提供体制の確保を図る
- 多様な保育ニーズへの対応
 - ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等多様なニーズに対応した保育の実施 など

■ 施策3 母子保健の充実 **戦略**

安心して子どもを産み育てることができ、母子ともに健康的な生活が送れるよう、保健・医療・福祉・教育各分野と連携を図るとともに、母子の心身の健康の確保を図ります。

主な取組

- 訪問・相談の充実
 - ・ 育児支援家庭訪問事業
 - ・ こんにちは赤ちゃん事業
- 母子保健の推進
 - ・ 各種健康診査
 - ・ 相談事業
 - ・ 予防接種事業
- 産後ケア事業 など

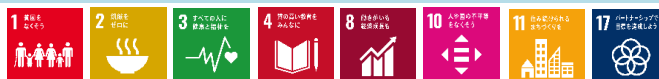
■ 施策4 支援を必要とする家庭への施策の充実

養育力の不足している家庭やひとり親家庭および障がい児等家庭に対し、自立を促進するための経済的支援などを推進します。

児童虐待の防止等の対応を関係機関と連携し、地域全体で子どもを守る体制づくりに取り組みます。

主な取組

- 児童虐待防止対策の推進
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の充実 など



【政策 2】医療や支援の輪が充実した健幸なまちをめざします。

① 保健・医療の充実

■ 計画の目標

- 市民が生涯にわたり健康に暮らすため、保健・予防の推進として各種対策を進めます。
 - ・生活習慣病の発症・重症化予防のため、若年層からの運動習慣など予防対策の推進や早期発見・早期治療を目的とした各種健（検）診の充実
 - ・心の健康づくり、自殺予防対策として、精神保健事業の推進などによる予防事業の充実
- 市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進するため、「第2期すこやか矢板21後期計画」を策定し、展開します。
- 緊急時や休日医療、広域的医療の体制整備等による地域医療の充実や、総合的な福祉医療の展開を図ります。
- 生活習慣病等予防対策に係る保健事業推進による国民健康保険制度運営の健全化、普及啓発を進めます。
- 感染症の流行を抑制するため、予防接種、検査等の医療体制の充実を図るとともに、感染症流行期においては新しい生活様式の普及啓発等による流行拡大防止を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
特定健診受診率	47.50%	⇒	60.00%
特定保健指導実施率	50.00%	⇒	60.00%
やいた健康ポイント事業参加者数 (累計)	785人	⇒	2,160人

- ◇ 「個別計画」 [矢板市国民健康保険データヘルス計画 (第2期)・矢板市特定健康診査等実施計画 (第3期) (計画期間：平成30年度～令和5年度)] [すこやか矢板21 (平成29年度～令和8年度)] [矢板市自殺対策計画 (令和2年度～令和8年度)]
- ◇ 「特定健診」「特定保健指導」 40歳以上75歳未満の公的医療保険加入者を対象に、生活習慣病のもととなるメタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) の早期発見を目的とした健診制度。矢板市では国保被保険者を対象に実施しています。また、健診結果に基づき、生活習慣の改善の支援を目的とした保健指導のことを「特定保健指導」といいます。
- ◇ 「やいた健康ポイント事業」 参加者に活動量計 (歩数計) を持っていただき、健康づくり活動 (ウォーキング・健診の受診・健康教室への参加など) に対してポイントを付与する仕組みです。貯まったポイントは商品券などの素敵な商品と引き換えることができます。

重点的取組

■ 施策 1 保健予防の推進

生活習慣病の予防や早期発見、心の健康づくりを進めるため、各種健（検）診・予防対策の充実を図ります。

主な取組

- 特定健診及び特定保健指導の充実
 - ・ 特定健診、各種がん検診、特定保健指導の実施
- 矢板市自殺対策計画の推進 など

■ 施策 2 健康づくりの推進 **戦略**

市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進するため、「第2期すこやか矢板21後期計画」を策定し、展開します。

主な取組

- やいた健康ポイント事業、まちなか保健室などの健康づくりに関する普及促進
- 第2期すこやか矢板21後期計画の策定
- スポーツによる健康づくりの推進 など

■ 施策 3 地域医療体制の充実

緊急時や休日医療、周辺市町との連携による広域的医療の体制整備や医療機関と連携したホームドクター制の普及など、地域医療の充実を図ります。

介護予防指針に基づく高齢者医療や地域福祉と連携した福祉医療の充実を図ります。

主な取組

- 医療体制の充実促進（休日当番医制、夜間診療体制、オンライン診療など） など

■ 施策 4 医療保険制度の適正運営

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度において各種健（検）診との連携による保健予防や健康づくり推進により、医療費の抑制に努め、制度の適正運営を図ります。

主な取組

- 保健事業の充実
 - ・ 生活習慣病重症化予防事業の展開
- 制度の適正運営
 - ・ 医療費適正化事業の推進 など

■ 施策 5 感染症対策の推進

感染症の流行を抑制するため、予防接種、検査等の医療体制の充実を図ります。

感染症流行期においては新しい生活様式の普及啓発等による流行拡大防止を図ります。

主な取組

- 予防接種、検査等の医療体制の充実
- 新しい生活様式の普及啓発 など

② 地域共生社会の実現

■ 計画の目標

- 地域のつながりを深め、地域活動の活性化を図ることにより、すべての人が安心して社会参加できる環境づくりを行います。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携強化や人材の育成などにより、地域福祉体制の充実を図ります。
- 福祉のこころ推進校を認定し、地域における多世代の交流や、多様な活躍の機会と役割の創出を図ります。
- 障がいのある人が地域で暮らしていくため、相談支援体制、各種福祉サービス提供体制の充実を図ります。
- 障がいのある人が心豊かで充実した生活を送れるよう、自立と社会参加ができる環境づくりを推進し、障がい者の健康維持やQOLの向上を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
ボランティア登録者数	47人	⇒	140人
居宅サービス利用者数	359人	⇒	465人

- ◇「個別計画」 [第2期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成30年度～令和4年度）]
[第5次矢板市障がい者福祉計画（令和3年度～令和7年度）]
- ◇「ボランティア登録者数」 シニアボランティア（きらりんサポーター、シニアマイスター、縁ジョイスポーター）及び一般ボランティアの登録者数です。
- ◇「QOL」 Quality of lifeの略で、「生活の質」と訳されることが多くなっています。
「日常生活や社会生活のあり方を自らの意思で決定し、生活の目標や生活様式を選択できることであり、本人が身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活」というように定義されています。

重点的取組

■ 施策 1 地域福祉を推進する体制づくり

地域福祉を進めるため、社会福祉協議会等の活動支援や連携の強化、ボランティア活動への支援と人材育成に努め、市民、行政、関係団体が連携・協働し、地域を支える体制づくりを推進します。

主な取組

- 地域を支える人材の育成
 - ・ 福祉のこころ推進校の認定
 - 様々な団体の交流や連携を図る体制整備
 - 情報を得やすく、相談しやすい体制の整備
 - 困っている人を見つけやすい体制の整備
- など

■ 施策 2 誰もが社会参加できる環境づくり

地域において、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人がいつでもサービスを利用でき、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。

主な取組

- 障がい児の教育環境の充実
 - 障がい者の就労支援の推進
 - 障がい者に対するスポーツの推進
 - ・ 障害者スポーツ大会における出場者の支援
- など

■ 施策 3 障がい者の地域生活の基盤づくり

障がいのある人の生活の基礎となる家庭や地域で、安心して暮らしていくために、ライフステージに応じた相談支援体制、サービス提供体制の充実を推進します。

主な取組

- 相談支援体制の充実
 - 障がい児支援の充実
- など

③ 高齢者福祉の充実

■ 計画の目標

- すべての高齢者が地域の中で健康で生きがいを感じながら充実した生活を送れるよう、多様な社会参加・交流機会の充実をはじめとした健康づくり、生きがいづくりの支援を行い、閉じこもりや認知機能の低下を防止します。また、高齢者の自立した日常生活を支えるため、総合的な支援を図ります。
- 高齢者の地域の居場所である高齢者サロンの設置や、ボランティアを活用した介護予防教室などの地域支援事業の充実により、高齢者の生活機能の維持、自立支援、介護予防を図るとともに、認知症の人やその家族を地域で支える仕組みを構築します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
はつらつ館利用者数 (年間) 戦略	4,000人	⇒	8,000人
きらきらサロン (高齢者サロン) 設置数 戦略	26か所	⇒	31か所
認知症サポーター数 (新規養成者数)	70人	⇒	315人

◇「個別計画」 [第8期矢板市高齢者プラン (令和3年度～令和5年度)]

◇「認知症サポーター」 認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人が、生活の様々な場面で認知症の人とその家族を見守り、支援する人 (サポーター) のことです。

重点的取組

■ 施策 1 高齢者の生きがいづくり等支援の充実 **戦略**

高齢者が健康で生きがいを感じながら生活できるよう、各種健（検）診事業の推進や生涯スポーツ、シニアクラブ等の活動支援やシルバー人材センター等の充実、世代間交流の促進等を図ります。また、日常生活支援の充実等を図ります。

主な取組

- 健康で質の高い生活づくり
- 高齢者の生きがい活動への支援
 - ・ シニアクラブやシルバー人材センター等の高齢者の生きがい活動への支援
- はつらつ館の運営
 - ・ はつらつ館での多世代交流事業や誰でも利用しやすい各種行事の検討 など

■ 施策 2 介護保険事業の充実 **戦略**

介護予防、要介護者への生活支援サービス充実や制度の適正運営を図ります。

主な取組

- 地域支援事業の充実
 - ・ 高齢者の健康課題に対応した介護予防教室の開催
 - ・ ボランティアを活用した介護予防教室の自主運営化
 - ・ 高齢者サロンの設置等による地域内での交流、見守り・支えあい体制づくりの構築
 - ・ 認知症の人やその家族を地域で支える仕組みの構築 など

【重点項目 5】 安心快適なまちづくり



【政策 1】 すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

① 定住基盤の整備

- ・ 計画的な土地利用の推進
- ・ 市内公共交通の充実
- ・ 良好な市街地の形成

② 道路網の整備

- ・ 広域幹線道路の充実
- ・ 生活道路の整備
- ・ 都市内幹線道路の整備



【政策1】すべての市民が地域で安心して快適に暮らせるまちをめざします。

① 定住基盤の整備

■ 計画の目標

- 土地利用計画の総合的な指針である矢板市都市計画マスタープランに基づき、集約型都市構造の実現による効率的な都市運営を図ります。
- 計画的な土地利用の推進のため、地籍調査事業を推進し、土地取引や公共工事等の円滑化を図ります。
- 地域の特性を生かした街並み景観の形成を推進するとともに、都市公園の適正な保全・整備、防犯灯や交通安全設備等の整備、空き家空き地対策を行うことにより、良好な市街地の形成に努めます。
- 市民の日常生活を支えるため、市内の公共交通手段として市営バスを適正に運行します。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
地籍調査達成率 (累計)	22.77%	⇒	24.35%
交通事故発生件数	90件	⇒	65件
LED防犯灯設置数 (累計)	2,340灯	⇒	2,455灯
デマンド交通及び市営バス 1日当たり乗車人数 戦略	56.6人	⇒	80人以上

- ◇「矢板市都市計画マスタープラン」 土地利用計画など市の都市づくりの指針として策定する計画。
- ◇「地籍調査」 一筆ごとの土地について、所在、地番、地目、所有者を確認します。併せて、境界の確認及び測量並びに面積の測定を行い、その結果を地籍図及び地籍簿にとりまとめ、所定の手続を経たのち登記所に送付します。それに基づいて登記所備え付けの地図や土地登記簿が書き換えられます。
- ◇「LED防犯灯」 各行政区で管理する防犯灯について、エネルギー効率が高いLED防犯灯の設置費の支援を行うものです。

重点的取組

■ 施策 1 計画的な土地利用の推進 **戦略**

計画的な土地利用の推進を図るため、その指針となる計画に基づき、整備開発、保全を行います。

国土の適正な利用増進を図るため、地籍調査事業を推進します。

集約型都市構造（コンパクトシティ）実現に向けた取組を計画的に推進するため、立地適正化計画を策定します。

主な取組

- 地籍調査事業の推進
- 集約型都市構造の実現に向けた計画策定
 - ・ 矢板市立地適正化計画策定
 - ・ 矢板市都市計画マスタープラン見直しなど

■ 施策 2 良好な市街地の形成

地域の特性を生かした街並み景観の形成を推進するとともに、都市公園の適正な保全・整備、防犯灯や交通安全設備等の整備、空き家空き地対策を行うことにより、良好な市街地の形成に努めます。

主な取組

- 矢板市景観計画の策定
- 都市公園の整備・保全
- 空き家空き地対策
- 防犯灯、交通安全施設等の整備 など

■ 施策 3 市内公共交通の充実 **戦略**

これまでバス停が遠いなどの理由で市営バスを利用できなかった方が、自宅付近で乗車できるデマンド交通を導入することで、外出の機会を増やします。

中央部循環路線を整備し、病院や商業施設、公共施設間の移動利便性向上を図ります。

主な取組

- デマンド交通の導入
- 中央部循環路線の充実 など

② 道路網の整備

■ 計画の目標

- 矢板市都市計画マスタープランなど土地利用計画に基づき、国や県、関係官署等との連携を強化することにより、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、広域幹線道路と機能的に接続する幹線市道の整備を計画的に推進します。
- 生活道路の維持・更新を計画的に進め、使用者に安全で快適な通行を提供します。また、道路愛護活動を地元住民が手がけることによる地域の道路としての愛着感・連帯感の醸成を図ります。

■ 目標指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
広域幹線道路 (国県道) 整備延長 (累計)	1,906m	⇒	4,860m
市道 (2車線以上) 整備延長 (累計)	88,700m	⇒	90,400m
都市計画道路整備率 (累計)	66.00%	⇒	68.00%

重点的取組

■ 施策 1 広域幹線道路の充実

大都市等との交流基盤強化を図るため、関係機関と連携し、広域幹線道路の整備を促進します。

主な取組

- 国道道の整備促進（国道4号拡幅、国道4号バイパス及びその周辺の県道整備）
 - ・ 国道4号の矢板拡幅及び矢板大田原バイパス等の整備促進についての要望活動
 - ・ 主要地方道矢板那須線や国道461号線等の整備促進 など

■ 施策 2 都市内幹線道路の整備

地域間の連絡強化と市民の利便性向上のために、都市計画道路や幹線道路の整備を進めます。

主な取組

- 道路ネットワークの確立
 - ・ 市道（2車線以上）の新設改良推進
- わかば通り整備事業 など

■ 施策 3 生活道路の整備

安心安全な市民生活を確保するために、生活道路の維持・更新を計画的に進めます。

主な取組

- 生活道路機能の向上
- 道路環境の向上
 - ・ 市内全域での道路愛護作業の実施 など

矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 目的と位置づけ

1. 総合戦略の目的と位置づけ

(1) 総合戦略の目的

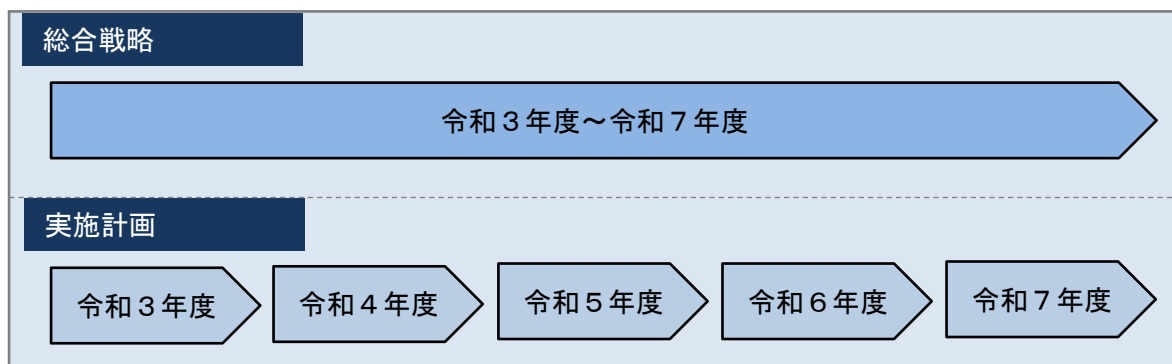
「矢板市人口ビジョン」は、矢板市における人口の現状分析から、矢板市が抱える問題・解決すべき課題を明確にすることにより、それらの問題課題について市民の認識の共有を図るとともに、人口の将来展望とめざすべき将来の方向性を示すことを目的としています。

「矢板市総合戦略」は、第1期の検証結果を踏まえるとともに、地方創生のめざすべき将来を明確にし、矢板市人口ビジョンに示された将来展望への対応を踏まえ、住みよい環境を確保しながら、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する将来の目標や基本的方向、具体的施策を示すことを目的として策定します。

(2) 計画期間

基本目標や基本的方向、具体的施策を定めた、矢板市総合戦略の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

具体的施策に基づく個別の具体的事業については、効果検証を踏まえて、年度ごとの実施計画に基づき基本目標の実現を目指します。



2. 総合戦略の基本目標

(1) 総合戦略の基本的考え方

① 栃木県版総合戦略

栃木県では、国の「総合戦略」に示された人口減少と地域経済縮小の克服、及びまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立という考え方を踏まえ、「栃木県版総合戦略」を策定しています。

当該総合戦略では、2060年に人口150万人以上を確保するため、人口の自然減対策と社会減対策に積極的に取り組んでいくこと、また、人口減少は、その歯止め時間に時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応していく必要があるとしています。

また、人口減少問題を克服し、将来にわたり地域の活力を維持していくため、4つの基本目標として「とちぎに魅力あるしごとをつくる」「とちぎへの新しいひとの流れをつくる」「とちぎで結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」「とちぎに安心して住み続けたい地域をつくる」、さらに横断的目標として「未来技術をとちぎの新たな力にする」を設定しています。

② 総合戦略に係る基本的考え方

矢板市における将来人口として、「人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所の2040年の推計値(22,397人)より、約4,300人多い26,700人という目標を立てました。

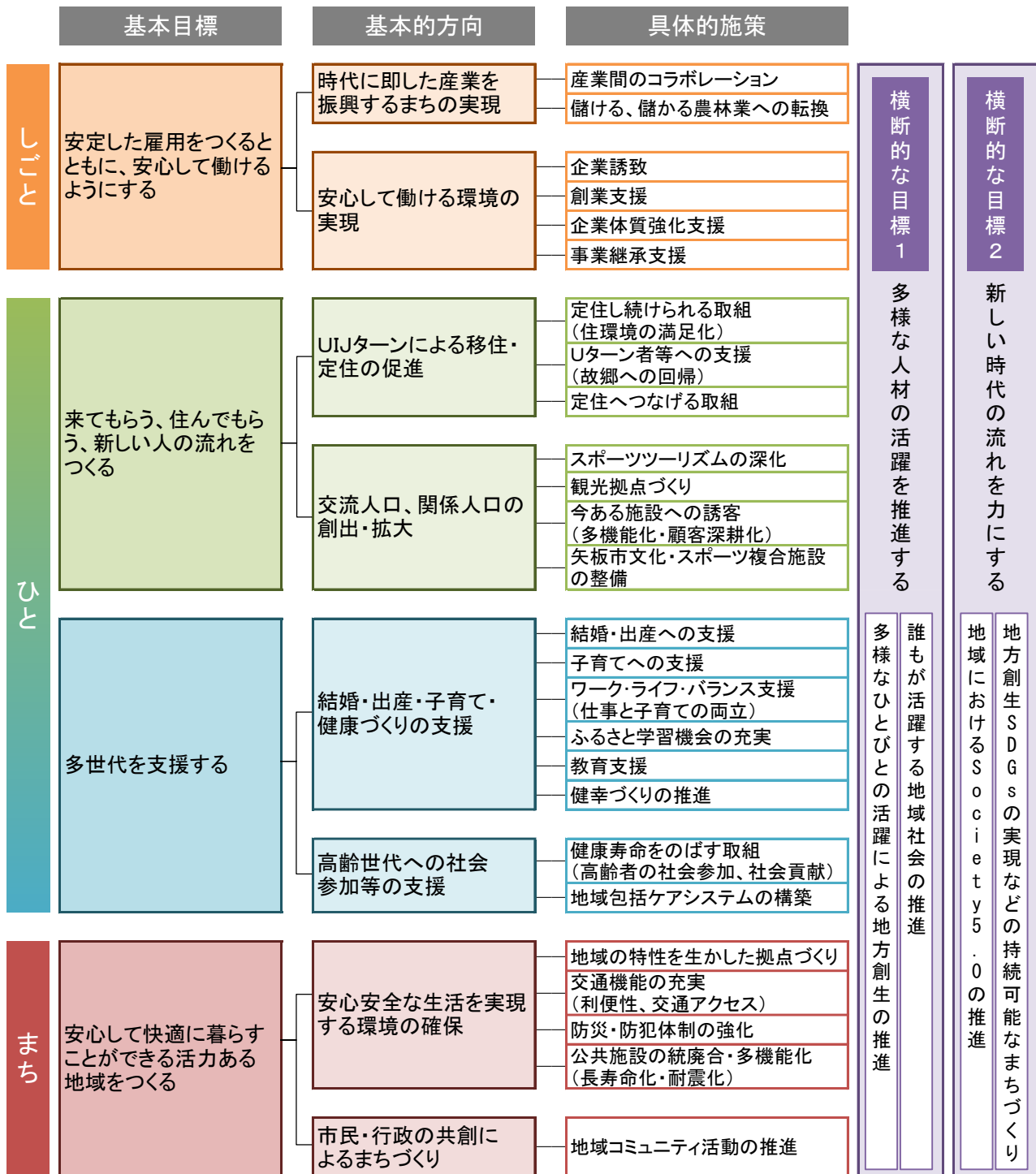
この人口目標を達成するためには、中長期的な人口減少の克服に向けた取組と合わせて、人口減少に自治体経営が柔軟に対応できるようにすることや、地域の強みや魅力を生かした取組を自主的・主体的に行い、域外需要の取込みによる「地域の稼ぐ力をつける」という、生活・経済圏の維持・確保や生産性の向上といった人口減少に適応可能な取組が、実現性や持続可能性の観点から重要と考えられます。

このため、「人口ビジョン」では、人口減少に対する取組の方向性として、人口流出の抑制や交流人口の増加とともに、定住人口の維持・増加、UIJターンなどによる流入人口の増加などの人口減少に歯止めをかけるための取組を推進することとしています。

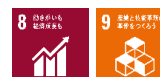
矢板市総合戦略においては、国及び栃木県版総合戦略の方針との整合を図るとともに、「人口ビジョン」での人口減少に対応する取組や人口減少に適応するという事も踏まえながら、総合戦略の基本目標を設定します。

第2章 総合戦略の方向

1. 施策の体系



2. 基本目標別の具体的施策



【基本目標1】安定した雇用をつくとともに、安心して働けるようにする

東京圏への人口流出を抑制するためには安定した雇用を生み出す必要があり、家庭や子育てと仕事を両立するためには安心して働ける環境を整備する必要があります。特に女性や高齢者、障がい者の就業促進を行う等、担い手の掘り起こしを行うとともに、新しい技術を取り入れるなど、柔軟な働き方の実現を目指します。

■数値目標

指 標	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
市内民間従業者数	13,349人 (H28)	⇒	13,349人
市内民間事業所数	1,336事業所 (H28)	⇒	1,336事業所

◇「平成28年経済センサス」より

【具体的な施策と取組例】

① 時代に即した産業を振興するまちの実現

■戦略1 産業間のコラボレーション

企業間産業間の連携による、高付加価値の製品開発などを支援します。

取組例 ● やいたブランド創出支援 など

■戦略2 儲ける、儲かる農林業への転換

優れた農林産物や商品の開発支援や6次産業化への取組などに関する支援を行うとともに、新規就農支援など、各産業の担い手育成や後継者の確保を図ります。

取組例 ● 新たなブランドの開発支援（6次産業化）、新規就農者への支援、観光農園ゾーンの検討 など

■重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
やいたブランド開発補助件数（累計）	7件	⇒	12件
農地利用集積率	63%	⇒	80%

② 安心して働ける環境の実現

■ 戦略1 企業誘致

企業の立地促進を図るため、企業誘致推進員からの情報収集、企業訪問、企業を対象とした各種イベントにおけるPR活動や企業に対する各種奨励金の交付などを行います。

取組例 ● 企業誘致推進事業、テレワーク・コワーキングスペース・サテライトオフィスの整備 など

■ 戦略2 創業支援

商工会や金融機関等と連携し、創業のための相談窓口の設置、空き店舗等の改修費補助、創業資金融資の利子補給など創業支援を実施します。

取組例 ● 創業支援等事業 など

■ 戦略3 企業体質強化支援

中小企業の育成振興を図るため、運転資金や設備資金などの事業資金を有利な条件で利用できる制度融資を栃木県信用保証協会や金融機関との連携を図りながら実施します。

取組例 ● 中小企業振興資金貸付事業 など

■ 戦略4 事業継承支援

栃木県事業引継ぎ支援センターや商工会と連携し事業承継診断や事業承継計画書の策定専門家の派遣などの支援を行います。

取組例 ● プッシュ型事業承継支援高度化事業 など

■ 重要業績評価指標

	現状値 (R2)		目標値 (R7)
誘致企業数 (累計)	42件	⇒	47件
後継者育成研修受講者数 (累計)	12人	⇒	17人
「経営 (創業等) 塾inやいた」受講者数 (累計)	—	⇒	50人

【基本目標2】来てもらう、住んでもらう、新しい人の流れをつくる

矢板市の人口減少対策の一つとして、U I Jターンによる移住定住の取組を推進するとともに、市外への流出に歯止めをかける必要があります。そのためには、進学後のUターンで就職できる支援やリモートワークやテレワークなどの新しい働き方の推進が必要になります。また、スポーツツーリズムなどの新たな観光スタイルを基軸とした交流人口やふるさと納税などによる関係人口の増加策を推進します。

■数値目標

指 標	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
交流人口数	1,879,864人	⇒	2,000,000人
純移動数	-115人	⇒	±0人

◇「純移動数」 転入者数－転出者数

【具体的な施策と取組例】

① U I Jターンによる移住・定住の促進

■戦略1 定住し続けられる取組（住環境の満足化）

市内の若者層が市内で就職できるような取組や、住民の満足度が高い暮らしやすい環境づくりを進めます。

取組例 ●テレワーク・コワーキングスペースの整備・設置促進、暮らしのびのび定住補助金の活用 など

■戦略2 Uターン者等への支援（故郷への回帰）

市内の高校生・専門学校生が市内就職を考える機会づくりや、職場体験から就職までの支援とともに、Uターン者など、矢板市内に新たに住居を求める人に対する支援や、移住者向けの創業・就労支援、各種関係機関と連携した情報発信等を推進します。

取組例 ●就業支援事業、空き家バンクの活用、空家等活用支援補助金、移住相談、Uターン者への支援 など

■戦略3 定住へつなげる取組

移住希望者や二地域居住希望者が矢板市へ移住・定住するきっかけとするためのお試し居住やお試しサテライトオフィス等を推進します。

取組例 ●矢板市就農・定住者促進事業、矢板ふるさと支援センターの活用、地域おこし協力隊の受け入れ検討 など

■重要業績評価指標（KPI）

指 標	現状値（R2）		目標値（R7）
（再掲）誘致企業数（累計）	42社	⇒	47社
就職支援による市内企業就職者数	15人	⇒	15人
定住補助金申請件数（累計）	820件	⇒	1,220件

② 交流人口、関係人口の創出・拡大

■戦略1 スポーツツーリズムの深化

矢板市文化・スポーツ複合施設は、未来技術を導入した次世代型体育館として、スポーツ合宿や大会の開催需要が見込まれることから、これらの誘致を重点的に実施し、市の豊かな自然やこれらの施設でのスポーツを通じ、交流人口を増加させると共に、更なる経済波及効果を生み出します。

取組例 ●スポーツ合宿・大会の誘致、スポーツ合宿やアウトドアスポーツを活用した滞在型観光商品の造成、スポーツコミッションの自立化支援 など

■戦略2 観光拠点づくり

農林業を生かした体験型観光ゾーンの形成など、地域産業と一体となった新たな観光拠点をつくり、磨き上げます。

取組例 ●泉地区交流促進事業、観光農園ゾーンの検討 など

■戦略3 今ある施設への誘客（多機能化・顧客深耕化）

既存の観光施設や文化施設等の多機能化や、シティプロモーションを通じた新たな需要の掘り起こしにより、誘客を推進します。

取組例 ●道の駅・山の駅・城の湯温泉・日本遺産認定施設の連携 など

■戦略4 矢板市文化・スポーツ複合施設の整備

中心市街地であるとちぎフットボールセンター内に、未来技術を備えた文化・スポーツ複合施設を設置することで、まちなか交流拠点にするとともに市民の健康づくり、防災拠点とします。

取組例 ●まちなか交流拠点の設置、健康づくりの推進、防災拠点の整備 など

■重要業績評価指標

指 標	現状値（R2）		目標値（R7）
道の駅利用者数	122万人	⇒	129万人
スポーツ交流人口	170,763人	⇒	250,000人
スポーツツーリズムによる経済波及効果	14億168万円	⇒	21億2,500万円



【基本目標3】多世代を支援する

少子高齢化、人口減少が急激に進行していく中、結婚・出産・子育ての支援は必要不可欠であり、婚姻数や出生数の増加を図るためには、安心して子どもを産める環境・育てられる環境を整えていく必要があります。また、高齢化率が上昇していく中で、健康寿命を延伸し地域での暮らしを最後まで続けられるよう社会参加への支援体制の構築を推進します。

■数値目標

指 標	現状値 (R2)	⇒	目標値 (R7)
合計特殊出生率	1.47 (H29)	⇒	1.50
0～4歳人口	914人	⇒	1,000人

【具体的な施策と取組例】

①結婚・出産・子育て・健幸づくりの支援

■戦略1 結婚・出産への支援

子どもと妊産婦への医療費や妊婦健康診査費、産後ケア事業の普及及び少子化対策として不妊治療費等の助成等を行います。

取組例 ●妊婦健診受診費用助成事業、産後ケア事業 など

■戦略2 子育てへの支援

第三子以降の子どもの保育所等入園に伴う保護者の経済的負担の軽減や、子どもの医療費の助成、子育ての不安・悩みの軽減を図るための相談・指導など、子育ての支援を行います。

取組例 ●地域における子育て支援の担い手養成 など

■戦略3 ワーク・ライフ・バランス支援（仕事と子育ての両立）

仕事と子育ての両立したライフステージのために、意識の啓発を図るとともに、民間保育所へ延長保育、一時保育、病後児保育などにかかる運営支援等を行います。

取組例 ●病児病後児保育施設の充実 など

■戦略4 ふるさと学習機会の充実

子どもたちが「ふるさと矢板」に関して学び・体験できる地域学習機会の充実を図ります。

取組例 ●子どもの夢をかなえるプロジェクトの検討 など

■戦略5 教育支援

コロナ禍における多様な社会現象にも耐えうる教育環境の充実と整備に努めます。

地域が一体となり、学校と連携・協働して地域づくりをめざします。

G I G Aスクール構想によりICT教育を推進することで、未来で活躍できる人材を育成します。

取組例 ●地域学校協働活動事業の充実、図書事務員の常駐化のための適正配置の推進、学校電子図書館「ともなりライブラリー」の推進、情報教育に関する研究会・研修会の実施、教材のデジタル化の促進 など

■戦略6 健幸づくりの推進

健康づくり活動に対してポイントを付与する「やいた健康ポイント事業」の推進など、市民の食生活の改善及び運動の習慣化を図ります。

取組例 ●やいた健康ポイント事業の推進、まちなか保健室・各種健康教室などでの普及啓発 など

■重要業績評価指標 (KPI)

指 標	現状値 (R2)		目標値 (R7)
不妊治療補助件数	25件	⇒	40件
産後ケア事業参加者数	18人	⇒	25人
本市で子育てをしたいと思う親の割合	88%	⇒	93%
地域等の外部人材を活用した授業、講座数	各学校11回	⇒	各学校20回
学校支援ボランティア登録者 (総数)	282人	⇒	340人
やいた健康ポイント事業参加者数 (累計)	785人	⇒	2,160人

② 高齢世代への社会参加等の支援

■戦略1 健康寿命をのばす取組 (高齢者の社会参加、社会貢献)

高齢者が社会参加や社会貢献などに生きがいを持って、自立した日常生活を送れるように支援します。

取組例 ●高齢者社会参加促進補助事業、高齢者生きがい等支援事業 など

■戦略2 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

取組例 ●総合事業、各種介護予防教室の開催、地域の居場所づくり、生活支援体制整備事業 など

■重要業績評価指標

指 標	現状値 (R2)		目標値 (R7)
きらきらサロン (高齢者サロン) 設置数	26か所	⇒	31か所
はつらつ館利用者数 (年間)	4,000人	⇒	8,000人

【基本目標 4】安心して快適に暮らすことができる 活力ある地域をつくる

人口減少社会に適応したまちづくりには、コンパクトなまちづくりを進めるとともに、安心安全な生活環境を確保する必要があります。そのためには、市民と行政が共創することで、地域のニーズに合った利便性の高いまちづくりを進めていきます。

■数値目標

指 標	現状値 (R1)	⇒	目標値 (R7)
住み良さに対する満足度	59.8%	⇒	70.0%
地域活動への参加状況	40.9%	⇒	50.0%

【具体的な施策と取組例】

① 安心安全な生活を実現する環境の確保

■戦略 1 地域の特性を生かした拠点づくり

中心市街地の賑わいの創出や駅周辺の利便性の向上とともに、魅力ある市街地の形成の検討など地域の特性を生かし、利便性の高いまちづくりを進めます。

取組例 ●立地適正化計画の策定、小さな拠点づくり事業 など

■戦略 2 交通機能の充実（利便性、交通アクセス）

矢板3地区（矢板・泉・片岡）間の連携を図るための交通機能を充実します。

取組例 ●市営バス運行事業、主要幹線道路整備事業 など

■戦略 3 防災・防犯体制の強化

日常生活の安全、安心の確保のため、消防団の活動支援や防災設備の維持管理、非常食の備蓄などを行います。

取組例 ●防災活動推進事業 など

■戦略 4 公共施設の統廃合・多機能化（長寿命化・耐震化）

人口減少が進展する中で、効果的・効率的な行政サービスを行うため、公共施設の統廃合や多機能化を進めます。

取組例 ●公共施設等総合管理計画の改定 など

■重要業績評価指標（KPI）

指 標	現状値（R2）	⇒	目標値（R7）
小さな拠点等の取組数	1 地区	⇒	2 地区
デマンド交通及び市営バス 1日当たり乗車人数	56.6人	⇒	80人以上
自主防災組織の設立数（行政区）	43か所	⇒	65か所

② 市民・行政の共創によるまちづくり

■戦略1 地域コミュニティ活動の推進

地域のつながりを取り戻すとともに、地域ニーズに合った活動・仕組みを育成するため、地域コミュニティ活動に対し、各種支援を行います。

取組例 ● 矢板創生推進交付金の活用、いきいき市民力活動助成金の活用 など

■重要業績評価指標

指 標	現状値（R2）	⇒	目標値（R7）
市民協働のまちづくり事例数（5年間累計）	H28～R2 10件	⇒	R3～R7 14件

【横断的な目標 1】 多様な人材の活躍を推進する

人口減少、少子高齢化が急速に進む中、地域社会の生活基盤を維持していくためには、多様な人材の活躍が必要不可欠になります。そのために、地域の担い手として社会参加し多くの人々が活躍できる環境づくりを進めます。また、女性や高齢者、障がい者などの誰もが活躍でき、交流やつながりを持てる体制づくりが必要になります。

① 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

誰もが活躍できる社会の実現に向け、誰もがその能力を生かし、本人の希望に応じて働くチャンスを得ることが極めて重要であるため、官民が連携し、女性、高齢者、障がい者、外国人等の就業を促進します。

- ・ コワーキングスペース、サテライトオフィス等設置の推進
- ・ 外国人材の地域での更なる活躍等

② 誰もが活躍する地域社会の推進

人口減少や少子高齢化が進む中、活気のある地域をつくるため、女性、高齢者、障がい者、外国人等の誰もが居場所と役割をもち、活躍できる地域社会の実現が重要であることから、一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、能力を発揮でき、生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会づくりを推進します。

- ・ 居場所と役割のあるコミュニティづくり
- ・ コミュニティへの人の流れづくり

【横断的な目標 2】新しい時代の流れを力にする

未来技術の活用は、生産性や利便性を向上させるだけでなく、地域の課題を解決する可能性を秘めています。Society5.0の推進に向け、情報通信環境の整備と併せてICT人材の育成を推進します。また、SDGsの達成をめざすとともに、新しい時代の流れを捉え、持続可能なまちづくりを目指します。

① 地域におけるSociety5.0の推進

将来の社会・経済状況の変化として、Society5.0の実現に向けたAI、IoT、ロボット等の技術（未来技術）の進展等が見込まれており、未来技術は人口減少・少子高齢化によるピンチをチャンスに変える力を持っていることから、地域の特性に応じて有効に活用し、産業や生活の質の向上の実現を目指します。

- ・ Society5.0による生産性向上と新たなサービスによる需要の創出
- ・ 未来技術の活用に向けたデジタル人材の育成・確保

② 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

2015(平成27)年の国連サミットで採択された2030(令和12)年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs)の理念「“誰一人取り残さない”社会の実現」は、総合戦略の方向性と共通する点が多くみられることから、地方創生とSDGsを一体的に推進し、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を目指します。

- ・ 地方公共団体におけるSDGsの普及促進活動の展開

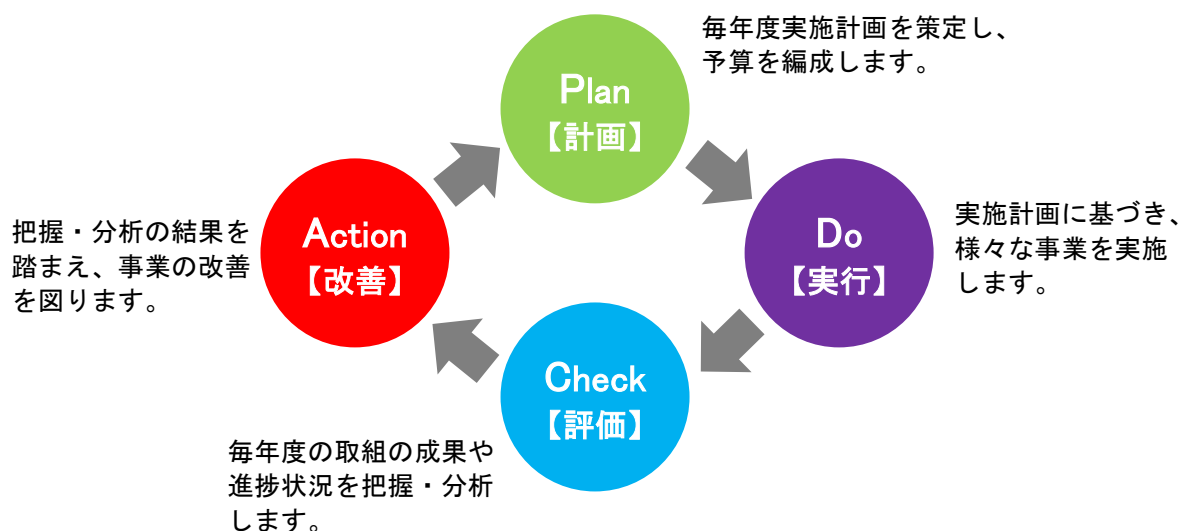
効果検証

① PDCAサイクルによる進行管理

やいた創生未来プランで示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況を把握・分析し、その結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します。

PDCAサイクルによる進行管理の流れ



② Check（評価）の考え方

やいた創生未来プランでは、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に把握・分析するため、指標を設定しています。指標を活用し計画の進行管理を行います。

（取組の成果・進捗状況の把握・分析）

- 毎年度、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いことから、数値では表せない成果などについても把握・分析を行うよう留意する必要があります。

（指 標）

- 指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。
- 指標は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

